～7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち～

笛吹市
第４次地域福祉活動計画

令和４年度～令和８年度

こんなまちであったらいいな
安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

目　　次

あいさつ

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会　会　長　竹内　　稔 ---------- P.1
第4次地域福祉活動計画策定委員会　委員長　宮澤　黎夫 ---------- P.2

第一章「地域福祉活動計画と地域福祉計画」

第1節 地域福祉活動計画の目的 ---------- P.3
第2節 第4次地域福祉活動計画策定までの経過 ---------- P.4
第3節 笛吹市地域福祉計画との連動(笛吹市保健福祉部) ---------- P.5

第二章「計画の背景」

第１節 笛吹市の現況 ---------- P.7
第２節 地域福祉の推進に向けて(アドバイザー　渡辺　裕一) ---------- P.8
第３節 第３次地域福祉活動計画の評価からみえる課題 ---------- P.10
第４節 民生委員・子ども子育てアンケート結果からの課題 ---------- P.12
第５節 制度の側面からみた課題 ---------- P.13
第６節「住民の声」聞き取りシートからの課題 ---------- P.14
第７節 地域づくりの課題 ---------- P.15

第三章「第4次地域福祉活動計画の基本理念」

第１節 基本理念 ---------- P.16
第２節 基本方針と4つの重点目標 ---------- P.17

第４次地域福祉活動計画体系図 ---------- P.19

第四章「取り組み」

第１節 7つのあいから生まれた4つの重点目標
1.地域福祉の「人づくり」 ---------- P.21
2.人と人との「つながりづくり」 ---------- P.22
3.連携・協働の「ネットワークづくり」 ---------- P.23
4.いつでもどこでも相談できる「相談支援のしくみづくり」 ---------- P.24

コラム ---------- P.25

第4次地域福祉活動計画
基本理念に向けての活動・事業と評価の方法 ---------- P.27

第２節 各町の取り組み ---------- P.29
石和町 ---------- P.30
御坂町 ---------- P.31
一宮町 ---------- P.32
八代町 ---------- P.33
境川町 ---------- P.34
春日居町 ---------- P.35
芦川町 ---------- P.36
第３節 笛吹市社会福祉協議会の取り組み ---------- P.37

第五章「地域福祉活動計画の推進と評価」 ---------- P.38
第１節 取り組みの進め方
第２節 取り組みの評価

資料編

①第3次地域福祉活動計画「事業・活動一覧」「評価表」 ---------- P.41
②民生委員・子ども子育てアンケート集計結果 ---------- P.53
③第４次地域福祉活動計画「住民の声」聞き取りシート ---------- P64
④第４次地域福祉活動計画「住民の声」聞き取りシート回答内容 ---------- P65
⑤第４次地域福祉活動計画策定委員名簿 ---------- P.70
⑥笛吹市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 ---------- P.71
⑦用語解説 ---------- P.73

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事務所・事業所一覧

はじめに

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会
会　長　竹　内　　稔

令和２年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活のあらゆる場面に大きな打撃を与え、様々な変化をもたらしました。「新しい生活様式」は、これまで地域において住民が人により添い、つながりづくりを進めてきた福祉活動やボランティア活動等に、きわめて大きな影響を及ぼしています。地域のサロン活動や住民同士の助けあい活動等、『７つのあい』をはぐくむ様々な活動が、休止や延期、活動自粛を余儀なくされました。

そのような中でも、「地域の支えあい活動を絶対に絶やさない」という、住民の強い信念と絶え間ない努力・創意工夫により、笛吹市に『７つのあい』をはぐくむ地域の支えあい活動が、姿形を変えて、新しい方法で続けられています。社会に様々な制約が生じたからこそ、誰かとつながっていることや、地域の支えあい活動がいかに大切であることを改めて確信しました。

一方で、地域の支えあい活動だけであらゆる社会課題が解決できるわけではありません。

そのため、社会福祉協議会では、地域住民が主体となって地域に必要な活動を協力して取り組んでいくための仕組みづくりとして、『第４次笛吹市地域福祉活動計画』を策定しました。

この計画は、策定委員をはじめ、多くの住民の皆さんの生の声を伺いながら出来上がったものです。また、行政計画である「地域福祉計画」との連携を取りながら、笛吹市における地域福祉推進の両輪として取り組んでいくものです。

第３次計画の基本方針である『７つのあい』を実現するために、第４次計画では、具体的な『４つの重点目標』を定めました。これは、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」とも関連するもので、あらゆる人の参加によって、生活上の課題解決をめざすものです。

コロナ禍前から、少子高齢化の急速な進行や人口減少、社会的孤立、子どもの貧困、障がいによる生活のしづらさ等、地域における社会課題は山積みです。このように多様で、多くの支援を必要とする方々への対応には、既存の制度だけではなく新たな社会資源の開発や、他機関・地域住民等との「連携・協働」した取り組みが不可欠です。

令和３年４月には、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備を具体化する重層的支援体制整備事業を含む社会福祉法改正が施行されました。「地域共生社会」の理念で示されていることは、これまで社会福祉協議会が考えてきたことや進めてきたこととおおむね合致しています。

変わりゆく時代の中でも、『地域で共に支え合い、共に生きる』という私たちの理念は一貫しており、それを実現する手段として、今の時代に合った地域での支えあい活動を考え、実践していく必要があります。その中には、デジタルトランスフォーメーション（DX）やクラウドファンディングの活用など、新しい取り組みも求められることでしょう。

深刻な課題ほど、その解決には地域社会の力・住民の力が必要です。

『安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり』の実現に向けて、一緒に行動していきましょう。

暮らしやすい地域づくりを目指して

第4次地域福祉活動計画策定委員会
委　員　長　　宮　澤　　黎　夫

人はみな幸せになることを願って暮らしています。

そのためには様々な努力をします。何百万円もする車に乗ること、高級マンションに住むこと、子どもの成長に目を細めている若いカップル、温かいごはんにささやかな幸せを感じている老夫婦などそれぞれです。

新型コロナウイルスの感染が始まって2年が過ぎ、今は第6波のオミクロン株が感染拡大中で終息が見通せません。日々の暮らしの中で生きづらさを感じている人が大勢います。

さて、社会福祉協議会の使命は、私達が日々暮らしている地域の福祉の推進を図ることと社会福祉法で定められており、笛吹市が策定した「地域福祉計画」のもとで、計画の両輪となる第4次の「地域福祉活動計画」を策定しました。

第4次地域福祉活動計画の基本理念は、「こんなまちであったらいいな、安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」であります。第3次地域福祉活動計画の評価と課題から4つの重点目標を決めました。「人づくり」「つながりづくり」「ネットワークづくり」「相談支援のしくみづくり」です。また、7つの町の7つのあいも引き続き各町で推進してゆくこととなりました。

次に基本理念・基本目標を決めた策定委員会についてお話します。

委員会は、市の機関・団体の長の方々、学識経験者、市民代表の方など14名の委員で構成され、アドバイザーとして武蔵野大学渡辺裕一教授の参加をいただきました。二度の全員策定委員会と、コロナ感染予防のために一度の書面での審議をいただきました。また、各町の地域福祉推進委員会は、委員長、三役の方々と連携を取りながら開催方法を工夫して、各町の活動計画について検討をしました。コロナの影響により座談会は開催することができませんでしたが、その代わりに住民のご意見を反映させていただくための窮余の策として、「住民の声」聞き取りシートを実施し、335名からご意見をいただき、計画に反映させていただきました。

少子高齢化が急速に進行するなかで、福祉課題は増えるばかりです。高齢者認知症の増加、8050問題、引きこもり、ヤングケアラー、児童虐待、ネグレクト（育児放棄）、生活困窮者の増加、高齢者の災害対策などです。地域福祉の基本は住民の支え合いから始まるものです。互いに関わり合って暮らすことです。自助・共助・公助を上手に組み合わせることも必要だと思います。社会的孤立者をつくらない共生社会の実現に向けて知恵と力を出し合いましょう。

終わりになりますが、策定にご協力いただきました策定委員のみなさま、アンケートにご協力いただきました市民のみなさま、社協事務局の方々に心から感謝申し上げます。

第一章　「地域福祉活動計画と地域福祉計画」

第１節　地域福祉活動計画の目的

（1）地域福祉とは

あなたは、何人の人のことを気にかけながら暮らしていますか? 職業や立場によっての違いはあると思います。でも、地域福祉の始まりは「私のことを気にかけてくれる人がいる」「何かあったら助けてと言える人がいる」と思えることではないでしょうか。

それは、生まれたばかりの赤ちゃんから高齢者までが、住むところがあって、おなかを満たす食事ができて、自身の存在が認められて安心して過ごせることで、今日の安心が、明日も明後日も続くと思えることです。

そのためには、制度やサービスの利用と人と人とがつながり、気にかけあう関係や助けられたり助けたりのお互いさまの関係を作り、誰もが家庭や地域の中でその人らしい生活が送れる「社会的孤立」が無くなる地域社会を作っていくことです。

（2）笛吹市の地域福祉を進めるための市との連携

社会福祉協議会が策定する「笛吹市地域福祉活動計画」は、地域福祉を進めるための市全体の理念や仕組みを作るための「笛吹市地域福祉計画」と連携をとり、住民が主役の地域づくりのための住民の活動や参加、住民活動の支援について、具体的に定めたものです。二つの計画は、“両輪”として笛吹市の地域福祉推進に取り組んでいきます。

（3）第4次地域福祉活動計画で目指すこと

笛吹市でも、コロナ禍で「安心した暮らしの継続」に危うさを感じた人が多くいました。そしてこれまでは、地域の中で生活のしづらさを感じて安心した生活を送ることができなかった人がいても潜在化した問題とされていましたが、コロナ禍で多くの課題が表面化してきました。

これまで社協がつながりにくかった、ひとり親家庭、これまで福祉に縁がなかったが減収や無職になった住民、外国籍の方等と生活福祉資金のコロナの特例貸付をとおして社協がつながりました。まず、支援を開始させていただいたのがひとり親家庭です。令和2年12月には冬休みの前に「笑顔で新年迎えるじゃん」事業を開始し、その後も春休み・夏休みと長期休みごとに支援をさせていただく中で、各家庭の現状の暮らしぶりや悩み事をお聞きし、様々な専門機関につなぐ等より添った支援をしてきました。

この活動を通して、子どもの健やかな成長のために「あい子ども応援基金」を設立して笛吹市の子どもの夢をかなえていく活動も開始しました。

このような活動を第3次地域福祉活動中に展開してきましたが、社協が本来取組むべき問題とその課題の解決に向き合うためには、課題が生まれたときにその課題の解決に向き合うという柔軟な事業展開と多くの住民の方との協働が大切であること強く感じました。

そこで、次の計画ではこれまでの事業を目的が同じものを大きく括り直し、状況に応じた対応ができるようにと考えました。そして、できたのが第4次地域福祉活動計画です。

基本理念は第1次地域福祉活動計画から「こんなまちであったらいいな　安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」。サブテーマと基本方針は第3次を踏襲し「7つの地域あいみんなでいっしょにつくる共生のまち」「知りあい・つながりあい・みとめあい・そだてあい・

ささえあい・見守りあい・助けあい」で、この基本方針の推進に向けて様々な場面で多くの住民の方の意見をお聞きして、「7つのあい」の推進のための4つの重点目標」を立てて、私たちのまちづくりを進めていくことになりました。

4つの重点目標は、地域福祉を推進するための「人づくり」、人と人がつながる「つながりづくり」、連携と協働のための「ネットワークづくり」、そして、いつでもどこでも相談ができる「相談支援のしくみづくり」です。

令和4年度からの5年間でコロナの状況の変化に応じた社会活動が展開されていくことになると思いますが、笛吹社協は「社会的孤立の解消」を大きな目標として、住民同士がつながり、「住民が主役」の地域づくりを住民の皆さんと協働で推進していきます。

第２節　第４次地域福祉活動計画策定までの経過

策定統括委員会 策定委員会 策定事務局会議		地域福祉推進委員会 ★＝開催月（計58回開催）							民生委員･児童委員 子ども･子育て アンケート （188人）	「住民の声」 聞き取り アンケート （335人）
R2年度										
策定統括委員会はR2.4より適宜開催		石和	一宮	御坂	八代	境川	春日居	芦川		
10月	事務局会議（1回）	★								
11月	事務局会議（1回）	★	★							
12月	事務局会議（1回）	★	★	★	★	★		★		
1月	事務局会議（1回）	★								
2月	事務局会議（2回）	★		★		★		★		
3月	事務局会議（2回）		★				★		3月初旬～3月末	
R3年度										
4月	事務局会議（1回）	★			★					
5月										
6月	事務局会議（1回）									
7月	事務局会議（1回）	★	★				★	★		
8月	◎第1回策定委員会 事務局会議（3回）	★		★						
9月	事務局会議（1回）	★								9月中旬～9月末
10月	事務局会議（1回）	★						★		
11月	事務局会議（2回）	★	★	★		★	★			
12月	◎第2回策定委員会 事務局会議（2回）	★	★					★		
1月	事務局会議（2回）	★								
2月	◎第3回策定委員会（書面開催） 事務局会議（2回）				★					

第３節　笛吹市地域福祉計画との連動
（地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ）

近年、社会・経済状況の大きな変化により少子高齢化や核家族化が進行し、個人やその世帯が有する課題が複合・複雑化していることで、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきています。従来の縦割りによる支援だけでは対応しきれない、ひきこもりや8050問題をはじめ、ダブルケア、ヤングケアラー等、制度の狭間の問題が顕在化しているほか、生活課題の多様化・複雑化により新たな社会的課題への対応が求められるようになってきました。

笛吹市では、総合計画においてまちの将来像として、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、本市に住む誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちを目指しています。地域を取り巻く課題の解決に向けては、行政、市民、団体、民間事業者、社会福祉協議会を含む社会福祉法人などが一体となって取り組むことが重要です。この将来像の実現に向け、市民との協働によるまちづくりを一層推進していきます。

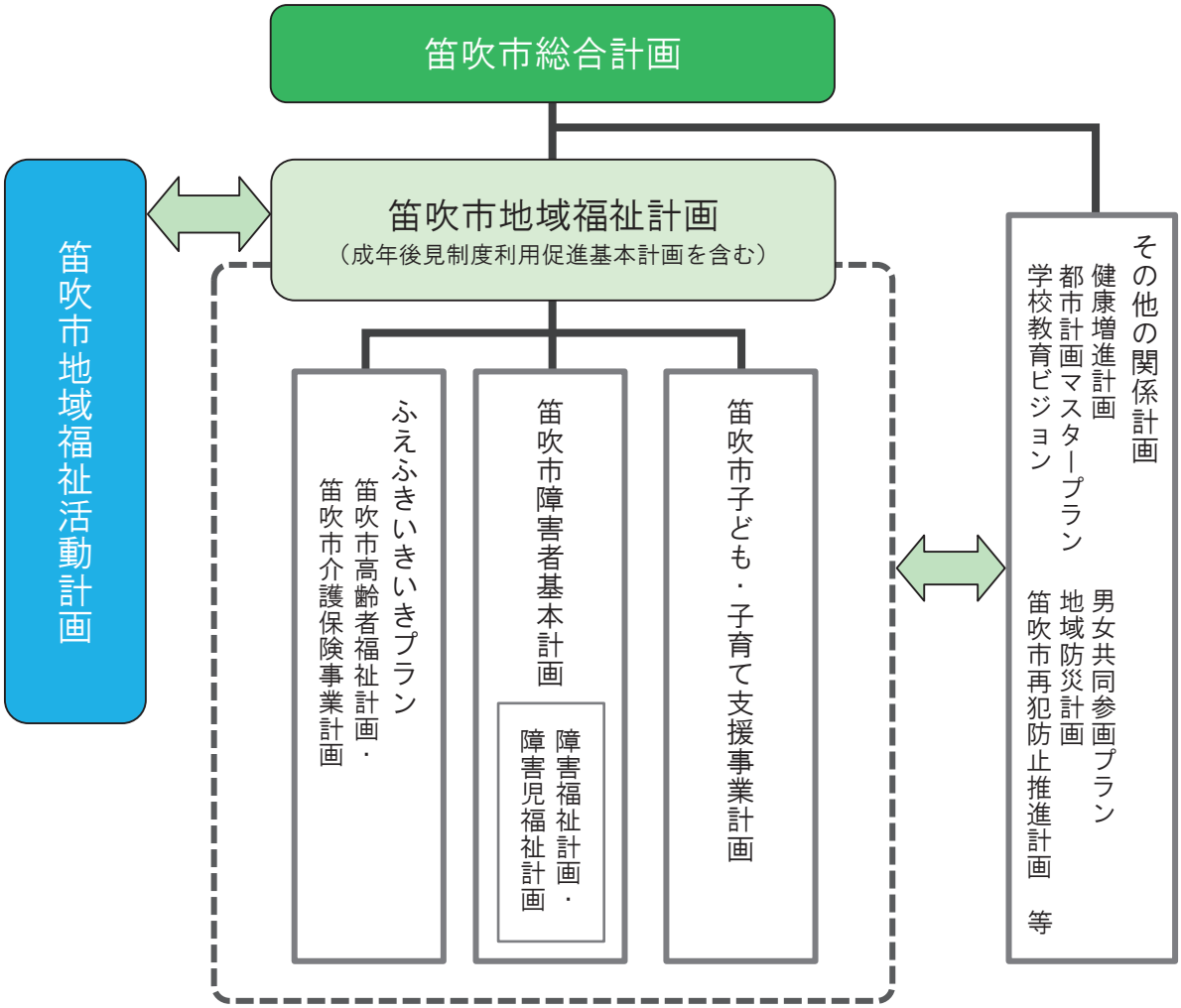

笛吹市では、市民、地域やボランティア団体などと共に取り組む協働のまちづくりの考え方を継承し、第4次地域福祉計画において、『普段から笑顔でふれあう共助共生のまちふえふき』を基本理念として掲げています。

第4次地域福祉計画では、これまで社会福祉協議会 後見センターふえふきと連携しながら、成年後見制度の周知啓発や利用支援などに取り組んできた経緯を踏まえ、新たに笛吹市成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画と一体的に策定しました。計画内では4つの基本目標、①地域福祉を担う意識づくり、②地域福祉の仕組みづくり、③安心して暮らせる地域づくり、④権利擁護の推進を定め、共助共生のまちづくりを推進します。

地域福祉を進めるための市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす市民の行動のあり方を具体的に定める計画が、地域住民と笛吹市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」です。二つの計画は連携を取り、地域福祉推進の“両輪”として取り組んでいきます。

今後は、地域福祉の推進に向けて地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が二つの計画の理念を共有し、地域社会の福祉課題の解決に主体的に参加することが重要です。

【各行政計画と地域福祉活動計画の関連】

第4次地域福祉活動計画は、第4次地域福祉計画と同様に令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、連携して地域福祉の推進に取り組みます。

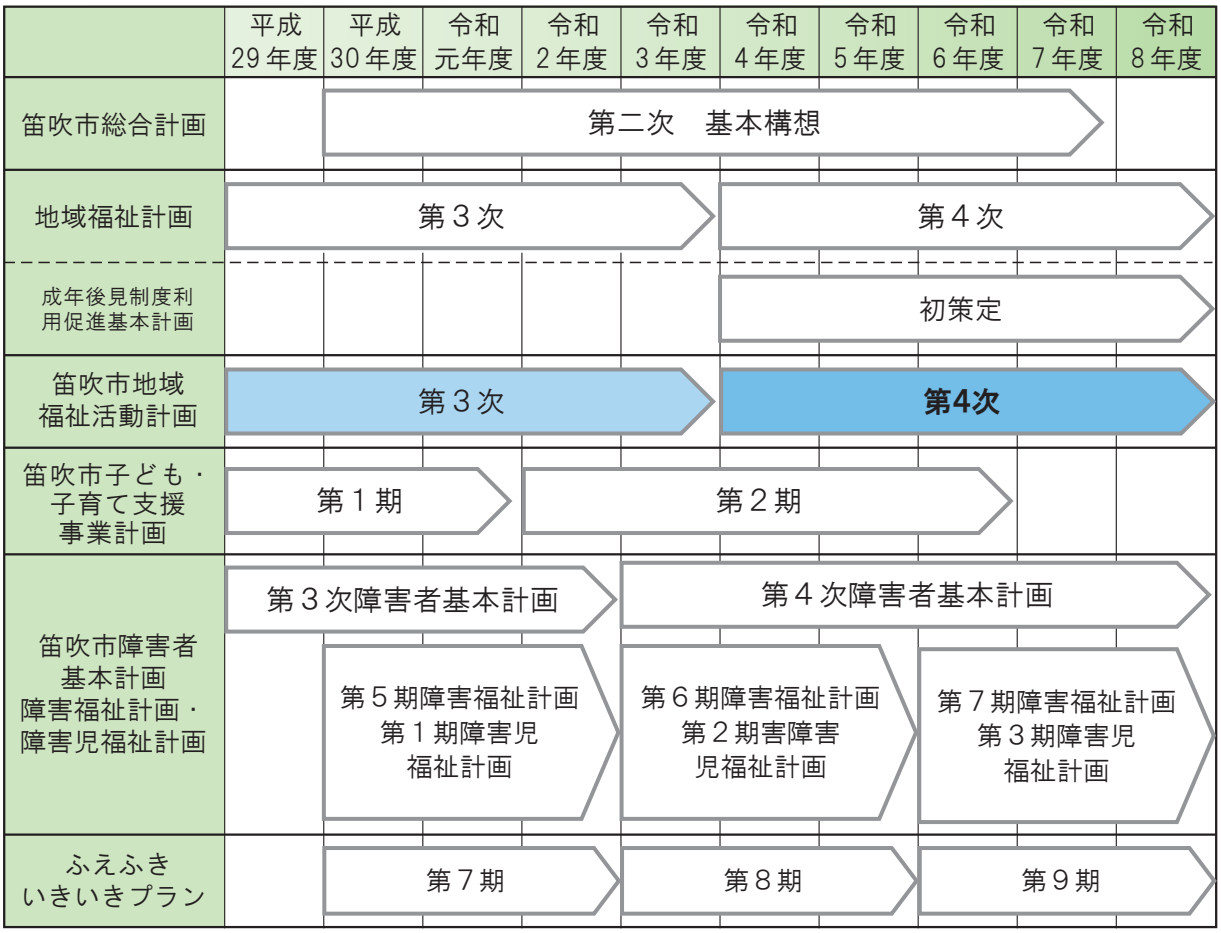

第 二 章 「 計 画 の 背 景 」

第１節　笛吹市の現況

笛吹市は、東京から西へ約100km、山梨県の甲府盆地の中央部に位置し、石和・春日居温泉郷と桃とぶどうの果樹の町です。平成16年10月に、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の5町1村が合併し笛吹市が誕生しました。平成18年8月に芦川村を編入合併し現在に至っています。

令和2年の笛吹市の総人口は69,156人で、平成28年から令和2年の5年間で1,615人減少しています。また年少人口（0 ～ 14歳）は742人減少した一方、高齢者人口（65歳以上）は879人増加しており、生産年齢人口は1,752人の減少となります。高齢化率は29.5%で、約3人に1人が高齢者という状況です。町ごとの高齢化率は石和町が27.2%、芦川町は65.6%であり、地域差があります。

※グラフの単位は人口・人員(人)、割合・率(%)、世帯数(世帯)で表示しています

（各年1月1日現在）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	70, 771	70, 421	70, 069	69, 692	69, 156
高齢者人口（65歳以上）	19, 494	19, 853	20, 102	20, 265	20, 373
人口に占める割合	27. 6	28. 2	28. 7	29. 1	29. 5
年少人口（0～14歳）	9, 006	8, 787	8, 612	8, 429	8, 264
人口に占める割合	12. 7	12. 5	12. 3	12. 1	11. 9
外国籍の方の人口	895	944	1, 014	1, 028	1, 144

（令和2年10月1日現在）	石和町	御坂町	一宮町	八代町	境川町	春日居町	芦川町
町ごとの高齢化率	27. 2	30. 8	32. 1	30. 0	34. 4	29. 3	65. 6

世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたり人員は減少しています。高齢者の一人暮らし世帯が4,638世帯と特に増加しています。

※ひとり親世帯数は児童扶養手当に係る認定者数です

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
世帯数（各年1月1日現在）	28, 671	28, 879	29, 070	29, 335	29, 566
1世帯当たりの人員	2. 47	2. 44	2. 41	2. 38	2. 34
一人暮らし高齢者世帯(各年4月1日現在)	4, 105	4, 369	4, 478	4, 481	4, 638
ひとり親世帯数(各年3月31日現在)	677	662	639	603	未発表

生活保護の受給世帯は増加傾向にあり、介護保険認定者、障がい者手帳所持者は毎年増減を繰り返しています。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
生活保護世帯数(各年3月末現在)	526	531	536	555	576
世帯数に占める割合	1. 8	1. 8	1. 8	1. 9	1. 9
介護保険認定者数	3, 131	3, 178	3, 134	3, 213	3, 175
認定率	16. 1	16. 0	15. 7	15. 9	15. 7
障がい者手帳所持者数(各年4月1日現在)	4, 428	4, 454	4, 526	4, 546	4, 444

［出典］①第４次地域福祉計画、②笛吹市国際化推進指針、③ふえふきいきいきプラン笛吹市高齢者福祉計画第８期介護保険事業計画、④第２期笛吹市子ども・子育て支援事業計画、⑤山梨統計データバンク、⑥令和２年国勢調査（e-Stat）※①～③は素案より引用

第２節　地域福祉の推進に向けて（地域福祉活動計画策定の意義）

アドバイザー　武蔵野大学社会福祉学科
教授　渡辺　裕一

（1）「地域福祉の推進」とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて、「地域福祉の推進」をはかることを目的に組織された民間の福祉団体です。この「地域福祉の推進」とはどのような意味でしょうか。

一言で表すと「地域社会を誰もが幸せ（福祉）に暮らすことができる場にすること」です。私たちは誰もが幸せに生きる権利があります。しかし、「何をどうすれば地域福祉は推進されるのか」、「地域で暮らす人たちがどのような見方や考え方を持てばいいのか」、「地域で暮らすわたしたちはどのような役割を担い、どのような活動をすればいいのか」が分かりません。「地域福祉のために何かしたい」と思う人の力を活かすこともできません。

もし自分自身が幸せを感じていたとしても、他の人はどうでしょうか。地域社会には、多様な人々が共に暮らしています。幸せに暮らすためには「その人らしさ」が大切にされることが必要です。しかし、いろいろな事情で「その人らしさ」が大切にされず、生きづらさを感じている人も少なくありません。

また、私たち自身も日々変化しています。今は幸せに暮らすことができていたとしても、いつ、誰が問題を抱え、生きづらさを感じるかわかりません。誰もが、病気やけがをしたり、職や財産、家族を失ったりする可能性があります。つまり、生きづらさは、どこかの誰かの問題ではなく、いつかの自分の問題でもあると言えます。決して、他人事ではありません。これらを個人の責任にせず、地域や社会の問題としてとらえ、みんなで問題解決を考えていく必要があります。

「福祉」という言葉のイメージから、「生活上の障がいの問題」「介護が必要な人の問題」「経済的に困っている人の問題」「子どもの問題」などを対象としがちです。確かにこれらの問題で、生きづらさを感じている方々もいますが、現代では、生きづらさの範囲はひろがっています。例えば、精神疾患など様々な病気と向き合いながら暮らしている人や外国人、ヤングケアラー（本来大人が担うような家事や家族の世話、介護などを行っている18歳未満の子ども）、ダブルケア（育児と介護を同時に担う）の状態の人なども、生きづらさを感じる可能性が高くなります。人の孤立・孤独、虐待・暴力の問題も、見過ごすことはできません。

生きづらさは、範囲が広がるだけではなく、様々な生きづらさが人や家族に同時に絡み合って発生する、いわゆる複雑化により、問題の解決がより一層難しくなっています。中には、そのような生きづらさを感じている人を見たことがないという人もいるかもしれません。なぜなら、このような問題は、他の人から見えにくくなっていることも少なくないからです。

生きづらさの問題を解決するために、市は「地域福祉計画」を策定して、行政としてどのように地域福祉を推進するかを示します。例えば、生きづらさを軽減するための公的なサービスとして何をどのくらいいつまでに提供する体制を整えるか、どのような相談窓口や専門職を配置するかを検討し、計画にします。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するために市の「地域福祉計画」に位置づけられたサービスの提供や相談窓口を担うこともあります。一方で、制度の対象にならない人々の生きづらさ、制度では十分に解決できない問題に向き合っている人々がいることにも目を向け

なければ、地域社会を「誰もが幸せに暮らすことができる場」にすることはできません。まだ、人々に知られていない問題によって、生きづらさを感じている人もいるかもしれません。

そこで、社会福祉協議会は、制度では十分に解決できない生きづらさに対しても、その生きづらさを感じている人々をはじめすべての地域住民と共に、どのような活動をしていけばよいかを考え、取り組んでいきます。

（2）地域福祉活動計画をつくる意義と評価

では、具体的に、どのような活動に取り組んでいけば、制度では十分に解決できない生きづらさの問題を解決したり、軽減したりすることができるでしょうか。そして、誰もが幸せに暮らすことができるでしょうか。これらを社会福祉協議会と地域住民が一緒に考え、民間の行動計画として策定するのが、「地域福祉活動計画」です。行政の策定する「地域福祉計画」と住民の行動計画であるこの「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するための両輪となります。

地域福祉活動計画を策定することは、「計画的に地域福祉を推進する」ことに役立ちます。加えて、多くの人々が「どのように行動すれば地域福祉を推進できるのか」「社会福祉協議会がどのように地域福祉を推進しようとしているのか」を知り、地域の問題や生きづらさを共有することができます。

多くの人が計画を共有すれば、計画にある活動に参加する人や活動内容に共感して寄付等をする人・団体・企業が増える可能性もあります。つまり、計画を策定し、多くの人に知ってもらうことによって、計画の実施に多くの人の参加を得ることができ、地域福祉を推進するためのパワーを集めることができます。

計画は、策定するだけでは絵に描いた餅です。計画を適切に進めることができているか、内容を見直す必要はないか、評価する必要があります。計画の実施状況を評価し、分析することによって、地域福祉の状況を確認し、次の計画策定に反映していきます。評価に基づいた見直しを行うことで、新たに気づいた生きづらさの問題にも光を当て、対応策を検討し、計画に位置づけることができます。計画策定と評価を繰り返し、地域福祉を推進していくことができます。計画の策定・実施に加え、評価も、地域で暮らす住民の皆さんの力が必要不可欠であることは言うまでもありません。

第３節　第３次地域福祉活動計画の評価からみえる課題

第3次地域福祉活動計画では、「7つのあい」を柱に各町で住民と共に地域福祉を進めてきました。第3次地域福祉活動計画の評価から次のような課題があげられました。

（1）知りあい

福祉まつりや世代間交流などの地域交流の場への参加者が固定化されている地域もあります。また、それら活動への情報発信が不十分なため、広く知られていないという課題があります。

加えて、コロナの影響により公民館単位などでの活動に制限があり、人と人とのつながりが希薄になっているという意見もあります。

（2）つながりあい

地域によっては、地域づくりの活動が地域福祉推進委員を始めとした一部の住民だけの活動となっており、住民活動としての広がりが弱いという課題があります。

また、コロナの影響により、地区の行事や活動が自粛されたことにより、つながる機会が減りました。特に普段から地域とのつながりが薄い住民は、今まで以上につながりが希薄となっています。

（3）みとめあい

様々な活動を通して、住民同士がお互いの多様性を認め合うための理解を進めてきましたが、コロナの影響により共に活動する場や事業が十分に実施できなかったという課題があります。

新しい生活様式に合わせて、これまでの取り組みをどのように転換していくかを考えていかなければいけない、という課題があります。

（4）そだてあい

各種養成講座の新規参加者の減少と高齢化により、地域活動の実践者が一部の住民に偏っており、新たな実践者が中々育たないという課題があります。

また、コロナの影響により、新たな実践者を育てるためのイベントや事業等が減少したことで、この課題がより一層浮き彫りになっています。

（5）ささえあい

ボランティア活動・生活支援体制整備事業などを通したささえあいの活動を実践してきましたが、団体の役割の引継ぎが上手くいかなかったり、事業の周知が不足していることで、活動が発展しないという課題があります。

またコロナの影響により、活動に制限が出てきたことで、ささえあい活動が思うようにできないという課題もあります。

（6）見守りあい

専門職や関係者間での見守り、住民主体での見守りも広がってきていますが、地域差もあります。

また、コロナの影響により事業所等との連携が難しく、見守りネットワーク締結事業者数が横ばいになっていることや、訪問以外での見守りの仕方を検討していかなければならないという課題があります。

（7）助けあい

コロナの影響により、複合的な問題を抱えている世帯が増加していることも分かり、新たな助けあいのしくみをつくっていく必要性があります。

そのために相談窓口の周知と、それらを解決していくためのしくみづくりや、相談支援の質の向上が課題となっています。

（8）7つの「あい」と並行して行う活動（公助）

地域の表面化していない問題や、相談に来られない住民、アパート住民等の地域とのつながりが希薄な住民等の状況把握が難しいという課題があります。

また、相談窓口として社会福祉協議会の認知度が低いという課題があります。

第４節　民生委員・子ども子育てアンケート結果からの課題

計画の策定にあたり、「民生委員児童委員・主任児童委員（以下「民生委員」）という。」と「子ども・子育て関係者（以下「子育て関係者」）という。」を対象としてアンケート調査を実施しました。調査項目は、「相談の量」、「相談の質」、「ネットワーク」及び「地域づくり」（民生委員のみ）の各項目から、現在の地域における福祉課題とそれらを解決するための方策、地域づくりについての意見を伺いました。（資料編　P.53 ～ P.63）

（1）民生委員アンケートの結果

コロナの影響による民生委員活動の制限があり、第3次地域福祉活動計画策定時のアンケートよりも相談件数が減少していましたが、民生委員は様々な対象者（子ども、働きざかり、高齢者、障がい児者）の相談を受けており、地域住民の身近な相談者としての役割を果たしています。民生委員の相談先は「社協」「民生委員間ネットワーク」「地区役員」があげられることが多く、連携しながら相談対応をしていることが分かりました。民生委員は、「相談」については、専門職や専門機関につなげること、「地域づくり」については、地域住民の協力やつながりがあることを重要と考えています。

問題の解決には、①相談が専門機関につながること②専門機関間が連携し、協働して取り組むこと③公的制度あるいは、地域住民の協力により具体的な対応策が検討できること④本人や家族が問題解決への意欲をもち行動できることが必要、との結果となりました。相談がつながるためには、相談しやすいしくみづくり、地域支援者が問題を早期に発見する視点の強化が必要です。また、長期化・複雑化した問題の解決に向けた連携や感染症を含めた自然災害への備えが必要となります。これらが安心して暮らせる地域づくりにつながるといえます。

（2）子育て関係者アンケートの結果

保護者からの相談は、「子どもの成長・発達に関わること」が多くありましたが、支援者が子どもや保護者の様子などからとらえる課題は、「世帯の環境に関わること」が増えており、子どものみならず、世帯への支援が増加していることが分かりました。しかし、保護者からの相談ではないため、支援者の介入の難しさが伺えました。子育て関係機関と地域による見守り支援は、課題の早期発見や予防にもつながります。核家族や孤立する世帯が増えている中では、相談しやすい環境や新たな相談支援体制の整備（インターネット、SNS活用）など、相談者がいつでも相談できる体制が必要であることがわかりました。

支援者の所属（保育所等、学童保育、子ども子育て関係者連絡会）により受けている相談やとらえられている課題も異なり相談内容を解決するために必要なことの重要度も異なりました。しかし、共通していることは、子どもや保護者の気になる点や生活課題などの情報について報告・連絡・相談が必要であり、問題解決には、支援者間のネットワークが必要であるとのことでした。

以上のことから、安心して暮らせるまちづくりや安心して子育てをするためには、相談支援体制の整備、支援者間の連携とネットワークづくり、そして地域住民の協力やつながりが必要であることがわかりました。

第５節　制度の側面からみた課題

生活困窮、子ども子育て、高齢者及び障がい児者、権利擁護の5つの分野の法律や各種の制度、サービスの側面から地域づくりの課題がありました。

（1）生活困窮者関係

コロナの影響によりリストラ、減収等となってしまった人を対象とした特例貸付の受付では、今後再就職が難しい高齢者世帯や子どもの養育などの理由で正規職員になりにくいひとり親世帯が多い事や、貸付だけでなく居場所や学習支援など複合的な課題がある世帯が多い事がわかりました。また、困窮に陥る世帯の中には、社会的に自立できる能力が低い対象者が多く、適切な情報提供や支援の介入が難しいことや、無年金の身寄りのない独居高齢者が増加傾向にあることが課題としてあげられました。

（2）子ども子育て関係

親を支える場が縮小している事や、地域のつながりが希薄化し、社会的孤立が進む中で家庭内の課題に目が届かないことや子どもの貧困、虐待、ネグレクト、若年層の自殺や子どものうつ病など社会課題が顕在化、複合化しているという課題が見えてきました。また、子育て支援課による様々な相談窓口があることは勿論、申請制度であるひとり親の給付金制度などを活用できない世帯がいる事、個人情報の制限から情報を上手く伝えられないなどの課題もありました。

（3）高齢者を対象とした介護保険関係等

複合的な課題があるため、包括的な支援を必要とする世帯が増加している事や介護人材の不足により、医療ニーズの高い高齢者の受け入れに支障をきたしている事、つながりの希薄化などによるネットワークづくりが課題となっているなどの意見が介護保険事業所から多く課題としてあげられました。

（4）障がい者総合支援法などの障害関連

障がい者が65歳になった際、障がい特性によっては介護保険に移行してもサービスに不足が生じる問題がある事や対象者が施設を活用する為の必要な施設の空きがない事、社会資源の不足などが課題としてあげられました。

（5）権利擁護関連

複合的な課題が多い事、身寄りがない方や身寄りがいても本人の福祉に協力できる方がいないなどの課題から本人の財産、尊厳ある人生を継続できるようにしていく為の権利擁護に対して、判断能力の有無によって支援関係者の役割分担が難しいなどの課題があげられました。

以上から、困り事を抱えている住民に対しての制度やサービスなどへの周知が不足していることやそれらを支援する側の理解不足、またそれらの対象者に対しての支援のしくみが周知しきれていないなどの共通課題がありました。

第６節　「住民の声」聞き取りシートからの課題

計画の策定にあたり、前回実施した各町での座談会がコロナの影響もあり開催できなかったこと、策定委員会の委員からのご意見も加味し、少しでも多くの住民からご意見を聞く機会として「住民の声」聞き取りシートを用いた聞き取り調査を実施しました。（資料編　P.64～P.69）

これまでは、それぞれの団体、所属ごと活動内容に違いがあっても自分達のできる、または得意とする活動をできる範囲で実施してきました。しかし、コロナの影響により活動や事業そのものが中止となったことで、住民同士の関わりが疎遠になったことによるつながりの希薄化、高齢者等の孤立化、社会情勢でも見えている少子高齢化、またそれらの理由による担い手不足や特にコロナの影響からくる貧困問題が共通課題としてあげられました。また、困った時に住民が相談できる場所がわからないなど、困ったことを気軽に相談できるしくみができているとは言えないという意見がありました。以下が共通課題として多く聞かれました。

（1）つながりの希薄化

世代間でのコミュニケーションの欠如や高齢者の孤立化、コロナの影響による活動等の中止から住民同士の関係の希薄化、同じ地域の中でどこの誰だかわからない住民が増加しているなどつながりの希薄さが課題として多く聞かれました。

（2）担い手不足

担い手の広がりのない中で、同じメンバーが複数の団体に重複し活動していますが、共感者、共鳴者が増えないことや後継者の育成に繋がっていないこと、若い住民の中には区や組から抜けたいと感じている人が多い事、活動・団体等の役員になりたくないことから加入したくないと感じている次世代も多く、担い手不足が課題として聞かれました。

（3）支え合いの欠如

一人暮らし高齢者の買い物やゴミ出しなどの日常の困り事が地域の中で解決しきれていない状況があることや支援が必要な住民が制度やサービスを活用しきれていない状況があること、支え手が一部の住民だけに偏っているという課題があげられました。

（4）複合的な課題

ひとり親の生活困窮やヤングケアラー、障がい児者への理解不足、一人暮らし高齢者の孤立等複合的な課題に対して、周知は勿論、全ての住民が理解しきれているとは言えないなどの課題、また、それらに対してしくみが整っているとはいえないなどの課題も聞かれました。

第７節　地域づくりの課題

第３節から第６節までの課題から、笛吹市の地域づくりの課題を整理しました。

（1）地域や福祉に関心が薄く、「担い手」が不足している

コロナウイルス感染拡大を背景とし、人とのかかわりが少なくなったことも要因になり、当事者でもある同じ地域に住む人たちへの関心の薄さが明らかになっています。また、制度の側面からは、少子高齢化・生活の多様化により困りごとが複合的になっており、制度やサービスの網目からこぼれおちる住民が増えてきています。複雑であり多岐にわたったニーズが増える一方、支援側は一定の活動者が複数の役割（役員等）を担っており、活動者の養成の機会を設けても参加者層の広がりがみられません。

認知症や障がい等による生活のしづらさについて理解を促進する機会を確保したり、若年層をはじめとする新しい住民を巻き込みながら、同じ地域で暮らす人への関心を高めていくよう働きかけていくことが課題と言えます。

（2）顔が見える、身近な範囲の「つながり」が不足している

地域住民同士がお互いの関係性を保つ機会の減少により、世代間・当事者間・地域間における接点が少なくなっています。単身世帯や核家族の増加と同時に、日ごろのあいさつ・世間話・集まり・交流の機会が減少し、一人暮らし高齢者や生活のしづらさを抱えた人たちの孤立が深刻化しています。

また、つながりの希薄化や孤立化によって周囲の家庭内にある課題に気づく機会が減少し、子どもの貧困・虐待などの問題が表面化しにくくなっていることも、課題と言えます。

（3）住民同士・関係者同士の「支え合い・たすけあい」のしくみが不足している

地域の中で孤立している住民のゴミ出し、買い物などの日頃の困りごとを、身近な地域で解決できていないという声があります。問題に気づいても解決に向けた行動に移すのが難しいと感じる人も少なくありません。住民同士が自然に支えあい・助け合う気持ちを高められるような取り組みが必要です。

また、支援を必要とする人が一方的に支援を受けるという状況があります。すべての人がそれぞれに力を発揮できるよう、住民間・当事者間・支援者間でコミュニケーションの機会を確保し、連携や協働の実践を高めることが求められています。

（4）困りごとが「気軽に発信でき、一緒に解決していく相談」のしくみが不足している

地域とのつながりが希薄な住民や自身で困りごとを発信することが難しい方などが増え、問題が見えづらくなっています。例えば、気軽に相談できるしくみがなく、子どもの成長・発達にかかわる問題で悩みや困りごとがあっても、自分から困っていることを発信できない状況があります。必要な人に必要な情報が届くしくみをつくること、多様化・個別化した困りごとや新しい生活様式に対応した支援ができる体制をつくることが求められています。

第三章　「第４次地域福祉活動計画の基本理念」

第１節　基本理念

**「こんなまちであったらいいな
安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」**

～ ７つの地域あい　みんなでいっしょにつくる共生のまち ～

笛吹市社会福祉協議会は、第１次地域福祉活動計画（平成19年度～平成23年度）から、「こんなまちであったらいいな　安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」の理念のもと、その実現に向けて地域づくりに取り組んでまいりました。

市民一人ひとりが、年齢や障がいの有無、置かれている環境の違い、立場の違いに関わらず、互いに支え合い、必要な支援やサービスを受け、その人らしく自立し、社会参加を行いながら、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進することが、その理念を実現することであり、第４次地域福祉活動計画においても継続して取り組んでいきます。

理念の根拠をなしている「ノーマライゼーション」「地域の絆」「住民主体（住民が主役）」は、第１次地域福祉活動計画から現在に至るまで、地域づくりを進める上の重要な考え方であり、第１次地域福祉活動計画では、障がい者、高齢者支援に重点をおき、ノーマライゼーションの具現化に取組みました。第２次地域福祉活動計画では、「相談」「災害対応」「福祉教育」「地域づくり」を重点に、地域の絆の再生に取り組みました。第３次地域福祉活動計画では、これまでの活動を基盤として、「住民が主役」に重点をおき、７つの町ごとの住民の声を大切にしながら、「７つの地域あい　みんなでつくる共生のまち」をサブテーマに地域づくりに取組んできました。

第４次福祉活動計画では、コロナ禍により地域座談会ができない中で地域福祉推進委員会での意見、策定委員会で提案いただいた「住民の声」聞き取りシート、民生委員児童委員アンケート、子ども子育て関係者アンケートで、住民の声をお聞きしました。そして、第３次福祉活動計画の評価と制度からの課題をまとめ、今後取り組むべき地域課題を抽出し重点的に取り組む４つの目標を定めました。1.地域福祉の「人づくり」、2.人と人との「つながりづくり」、3.連携・協働の「ネットワークづくり」、4.いつでもどこでも相談できる「相談支援のしくみづくり」です。「７つの地域あい」を基本方針としてにこの４つの重点目標に取り組んでまいります。また、笛吹市の福祉を支えるプラットフォームとして社会福祉協議会の機能を果たし「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」の推進に取り組んでいきます。

第２節　基本方針と４つの重点目標

笛吹市の地域づくりは、「市全体」と「各町」の活動計画を立てて重層的な地域づくりに取り組んでいきます。

第２章で明らかにしたように、笛吹市の地域づくりの課題を解決するために、以下の7つの「あい」を基本方針とする中で、第4次地域福祉活動計画では4つの重点目標に取り組んでいきます。

これらにより、「こんなまちであったらいいな安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」を実現することをめざします。

【基本方針】7つのあい

7つのあいで示しているように、人と人、人と地域との関係づくりは、知りあうことから始まって、つながりあいからみとめあい、というように、だんだんとその関係が深まっていくのが一般的です。見守りから始まって初めてその人のことを知り、みとめることができることもありますし、ささえあいはできているけれど困りごとを知って助けるまではできていないなど、その経過や状況は様々です。地域の状況に応じて、人と人、人と地域との関係づくりを行うことが重要です。

Ⅰ.「知りあい」・・・・となりの人、地域の人と住民がお互いに「知りあい」、普段から顔の見える関係づくりを進めます。

Ⅱ.「つながりあい」・・人と人、人と機関など、孤立を防ぎ、生きがいや助け合いにつながるように、様々な「つながりあい」を進めます。

Ⅲ.「みとめあい」・・・年代や生活環境、障がいの有無や考え方などが違っても、同じ住民としてお互いを尊重できるような「みとめあい」を進めます。

Ⅳ.「そだてあい」・・・子どもから大人まで、より多くの人が、地域の福祉の問題に関心と理解をもち、学び合えるような“福祉のこころ”の「そだてあい」を進めます。

Ⅴ.「ささえあい」・・・様々な地域の課題が特別なことではなく、誰もが共通するものとして、助け合いにつながるよう、お互い様の「ささえあい」を進めます。

Ⅵ.「見守りあい」・・・気になる人や、気になることに気づき、住民みんなが地域の中で、声かけ合い、気にかけ合えるような「見守りあい」を進めます。

Ⅶ.「助けあい」・・・・住民の困りごとを、皆で一緒に協力して解決できるような「助けあい」のしくみづくりを進めます。

【4つの重点目標】

第2章第7節のまとめより、重点的に取り組む目標として1.地域福祉の「人づくり」、2.人と人との「つながりづくり」、3.連携・協働の「ネットワークづくり」、4.いつでもどこでも相談できる「相談支援のしくみづくり」、の4つの重点目標に取り組んでいきます。

1.人づくりでは、地域や福祉に関心のある人を増やすための意識づくりや、担い手づくり、2.つながりづくりでは、住民同士のつながる場づくりや当事者同士の分かち合いの場づくり、3.ネットワークづくりでは、住民同士、専門機関と住民をつなぐネットワークづくり、4.相談支援のしくみづくりでは、住民同士、専門機関との相談支援体制づくりに取り組んでいきます。

［4つの重点目標］

重点目標	地域づくりの課題（第二章第７節 P.15）
地域福祉の 【人づくり】	地域や福祉に関心が薄く、「担い手」が不足している ●同じ地域に住む人たちへの関心が薄い ●困り事が複合的になっている ●制度やサービスの網目からこぼれおちる住民が増えている ●一定の活動者が複数の役割を担っている ●活動者養成の参加者層の広がりがない
人と人との 【つながりづくり】	顔が見える、身近な範囲の「つながり」が不足している ●住民同士のお互いの関係性を保つ機会の減少 ●世代間・当事者間・地域間の接点が減少 ●あいさつ・世間話・集まり・交流の機会が減少 ●孤立が深刻化 ●子どもの貧困・虐待などの問題が表面化しづらい
連携・協働の 【ネットワークづくり】	住民同士・関係者同士の「支え合い・たすけあい」のしくみが不足している ●日ごろの困りごとを身近な地域で解決できていない ●問題に気付いても解決に向けた行動に移すのが難しい ●住民間・当事者間・支援者間の分かち合いの機会、コミュニケーションの機会を確保し連携協働の実践を高める必要がある
いつでもどこでも 相談できる 【相談支援のしくみづくり】	困りごとが「気軽に発信でき、一緒に解決していく相談」のしくみが不足している ●地域とのつながりが希薄な住民や自身で困りごとを発信することが難しい方などが増え、問題がみえづらくなっている ●気軽に相談できるしくみがない ●必要な人に必要な情報が届くしくみが必要

第４次地域福祉活動計画　体系図

基本理念

こんなまちであったらいいな　安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

サブテーマ

～７つの地域あい　みんなでいっしょにつくる共生のまち～

基本方針

第3次地域福祉活動計画を踏襲しています

1 知りあい
普段から顔のみえる関係をつくろう

2 つながりあい
孤立しないさせないつながりをつくろう

3 みとめあい
一人ひとりのちがいをみとめあおう

4 そだてあい
ふくしの心を育てあえる環境をつくろう

5 ささえあい
お互い様の関係をつくろう

6 見守りあい
お互いに見守りできるしくみをつくろう

7 助けあい
困りごとに協力できるしくみをつくろう

７つのあいから生まれた４つの重点目標
～私たちのまちづくり～

地域福祉の人づくり

みんなで
- 地域には様々な人が暮らしていることを理解しましょう
- 身近な地域の課題を知り、話し合いましょう

社協は
- 学校や地域など、様々な場面で福祉教育を推進していきます
- 福祉について考える機会を提案します

人と人とのつながりづくり

みんなで
- 新しい生活様式にあわせたつながりを考え実行しましょう
- 不安や悩みは抱え込まず、身近に話せる関係をつくりましょう

社協は
- 住民同士の交流の場を提案します
- 当事者同士が悩みを分かち合える機会を提案します

日々の取組み

いつでもどこでも相談できる相談支援のしくみづくり

みんなで
- 困ったら一人で抱え込まず、相談しましょう
- 心配な人がいたら相談窓口につなぎましょう

社協は
- 相談支援の窓口として認識してもらえるよう、周知していきます
- 信頼できる社協となるよう、職員の資質向上に努めます

連携・協働のネットワークづくり

みんなで
- 日頃から隣近所と連携し、お互いに助け合える関係を築きましょう
- 解決が困難な地域の困りごとは、社協や関係機関につなげましょう

社協は
- 地域の中のあらゆる資源と横のつながりを意識し、連携や協働を図ります

※資源の例
企業、医療福祉、学校、各種団体、区役員など

（令和４年度～８年度）

社会福祉法人
笛吹市社会福祉協議会

市全体の取り組み・７つの町の取り組み

７つの町の活動計画が、市全体の活動計画につながっています

住民・団体等の活動

地域福祉推進委員会
自分たちの地域を、より住みよいものにするために、地域福祉全般に係わり、地域づくりを推進しています。７つの町単位で、民生委員・児童委員、各種団体の代表、ボランティア活動を行う団体の代表、区長会及び地域住民の代表、各町の行政の代表などが委員になっています。任期は２年間で、笛吹市社会福祉協議会の会長より委嘱されています。

民生委員児童委員協議会
住民の立場に立って相談に応じ、関係者や関係機関と連携して必要な援助を行っています。

区長会
日々の見守りや災害時の対策などを通じて、区民の命と安全を守っています。

シニアクラブ連合会
地域の高齢者が、健康増進活動や地域の高齢者の見守り、社会貢献活動などを通じて、地域づくりを行っています。

ボランティア連絡会
生活支援や傾聴などのボランティア活動を通じて地域の生活に元気と潤いを与えています。

NPO 法人（特定非営利活動法人）
子ども子育て支援や障がい者支援、高齢者支援など、対象や課題別に地域での生活を支えています。

医療・福祉関係機関・団体

教育機関

行政機関

地域住民

上記以外の各種団体・市民活動など
それぞれの目的に沿った地域づくりを進めています。

社協の活動・事業

相談支援
地域住民や福祉関係者からあらゆる相談を受け、地域課題や生活課題の解決を図っています。

権利擁護
高齢や障がいなどにより判断能力が低下した方に対して本人の意思を尊重し、自己決定ができるよう支援しています。

高齢者の生活支援・生きがい支援

障がい者の生活支援・生きがい支援

子ども・子育て世代への生活支援

生活困窮者への支援

制度の狭間への支援
制度では解決することができない地域の課題を発見し、地域の力で課題の解決を図っています。

福祉教育
子どもの頃から他者を思いやる気持ちを学べる機会や場をつくっています。

ボランティア活動支援
ボランティア活動を行う方、ボランティアを受けたい方を支援しています。

要介護者の生活支援
専門職が制度に基づいた専門的な福祉サービスを提供することで、要介護者の在宅生活を支えています。

寄付文化の醸成
社協会費や共同募金活動、寄付金、基金等を通じて地域住民による支えあいの輪を広げます。

上記以外の各種活動・事業など
詳細は、活動計画冊子P.27～28に記載しています。

笛吹市の福祉を支えるプラットフォーム

プラットフォームの機能を実現するために、中核を担う社協の基盤強化に努めます。
（プラットフォームについての詳細は、活動計画冊子P.37に記載しています）

第　四　章「　取　り　組　み　」

第１節　７つのあいから生まれた４つの重点目標

1．地域福祉の「人づくり」

めあて

●地域や福祉について関心を持ちましょう
●地域の行事や様々な活動に、声を掛け合って参加者を増やしましょう

［背景］各町において、子ども子育ての取り組みから高齢者の見守りや生活支援まで、居場所や世代間交流、生活困窮者支援など住民主体の支え合い活動が広がってきています。しかし、担い手不足が深刻化し、地域での支え合い活動が難しくなってきている現状もあります。

みんなで

- 地域には様々な人が暮らしていることを理解しましょう
- 身近な地域の課題を知り、話し合いましょう
- 地域行事に参加し、交流を通じて地域の様子を知りましょう
- 一緒に活動する仲間をつくりましょう
- 世代を超えた仲間をつくりましょう
- 次世代に伝統活動をつなげましょう

社協は

- 学校や地域など、様々な場面で福祉教育を推進していきます
- より多くの方々に福祉について考えていただく機会を提案します
- 地域の情報や社会福祉協議会の活動など情報の発信を行います
- 認知症や障がいなどに対する理解の促進を図ります
- ボランティア活動を始めるための学びの機会をつくります
- ボランティアの活動を支援します
- 地域福祉推進委員会を中心に地域づくりを推進します

効　果

住民、関係機関、行政等に加え、新たな団体等も巻き込みながら、連携・協働し活動を実施・推進することで、福祉への理解が深まり、協力し合える関係をつくることが出来ます。また、支え合い活動がより発展します。

2. 人と人との「つながりづくり」

めあて

●顔が見える関係、集まる場、新しい生活様式に合わせたつながりをつくりましょう

［背景］地域には様々な方が暮らしており、人と人との関係や人と地域のつながりが希薄化している傾向がありますが、地域住民がつながり、集える場をつくることで、情報交換ができ、お互いが気にかけ合える地域ができてきます。しかし、昨今のコロナ禍で集う場が制限されており、新しい生活様式に合わせた場づくりが求められています。

みんなで

- 新しい生活様式にあわせたつながりを考え実行しましょう
- 不安や悩みは抱え込まず、身近に話せる関係をつくりましょう
- 日頃からあいさつをしあい、心配な人がいれば声をかけましょう
- 隣近所に声をかけあい、交流の場に参加しましょう

社協は

- 住民同士の交流の場を提案します
- 当事者同士や家族が悩みを分かち合える場や機会を提案します
- 子育て関係者や住民と子どもの居場所づくりを支援します
- 地域社会とのつながりを大切にしながら、介護保険サービスや障害福祉サービスを提供します
- 新しい生活様式に合わせたつながりを提案します

効 果

様々な人がつながることで、孤立を無くし安心して暮らせるようになります。また生活のしづらさを理解し、改善に向けた取り組みの一歩を踏み出すことができるようになります。

3. 連携・協働の「ネットワークづくり」

めあて

●日頃から地域の中で助け合えるしくみをつくりましょう

［背景］暮らしの中での困りごとや、これから趣味を活かして地域で活動をしたい意欲のある方にとって、「活動内容について相談したい」「参加したい」「始めてみたい」など地域の情報が上手くつながると生活の質が高まり生活の幅が広がりますが、各種団体や法人企業、行政や専門機関などの活動を知る機会や、連携・協働のネットワークをうまく活用しお互いに助け合える関係づくりが十分にはできていません。

みんなで

- 日頃から隣近所と連携し、お互いに助け合える関係を築きましょう
- 解決が困難な地域の困りごとは、社協や関係機関につなげましょう
- 各種団体が取り組んでいる活動に関心を持ちましょう
- 身近な地域のネットワークで解決できるような支え合い活動をしましょう
- 隣近所で安否確認や避難先などの確認をし、有事に備えましょう

社協は

- 地域住民、地域福祉推進委員会、民生児童委員協議会、区長会、シニアクラブ連合会、ボランティア、NPO、医療機関、福祉関係機関、各種団体、教育機関、企業、行政等様々な地域の社会資源とのつながりを意識して連携や協働を図ります
- 地域住民が集まる場所などで暮らしに役立つ情報を提供します
- 関係機関同士の情報共有の場をつくり、ネットワークを深めます（ふえふき地域見守りネットワーク事業所連絡会、子ども子育て関係者連絡会など）

効 果

地域住民同士と各種団体やボランティア、専門機関とのネットワークが深まり、生活の中でお互いに助けあえる地域のしくみができていきます。

4. いつでもどこでも相談できる「相談支援のしくみづくり」

めあて

●困ったことを気軽に発信でき、解決できる様々なしくみをつくりましょう

［背景］総合的な相談支援体制が上手く機能するためには、地域住民や各種専門機関がニーズを受け止め、それらをつなげるネットワークを形成していくことが必要です。また、誰に相談をすればいいか分からない問題の解決に向けては、住民が相談窓口を知ることが重要です。困ったことを気軽に相談ができる人や場をつくり、解決に向けて専門職につながるような相談支援のしくみが必要です。

みんなで

- 困ったときは一人で抱え込まず、日頃からの顔の見える関係を活かして伝える勇気を持ちましょう
- 地域の各種団体で情報交換や共有をして、活動の中で心配な人がいたら適切な相談窓口につなぎましょう
- 地域の相談できる窓口を知りましょう
- 近所の人の何気ない声や変化に気づいたときは、民生委員・児童委員や社協・関係機関につなぎましょう

社協は

- 相談支援の窓口として認識してもらえるよう、周知していきます
- また、信頼される社協となるよう、職員の資質向上に努めます
- 高齢者・障がい者等の権利擁護に関する支援の必要性の高まりに対し、対応をしていきます
- ひとり親世帯等への支援を地域で広げます
- 生活困窮者等への支援体制を構築します
- 専門職として困りごとを抱えている人が、安心につながるように支援していきます

効 果

身近な地域で相談できる体制を築き、様々な課題に対して包括的・重層的に関わることで、解決できるしくみができていきます。そして住民一人ひとりが「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会」が実現されていきます。

コラム

01 「地域づくりは人づくりから」

八代小学校校長
加賀美　公人

「人づくりなくして国づくりなし」という言葉があるように、人づくりは、その国、その地域の土台づくりと言えます。笛吹市に住む子ども達が、やがて笛吹市の土台となるためには、自分が住む地域をフィールドにした学習から、地域を理解し自分の中に取り込む学びを積み重ねておくことが大事です。学校から地域に出ていき、実際を見たり体験したりする学習や、地域の方を講師に招き、聞いたり教わったりする学習を通して、地域の歴史や文化、産業や経済、自然環境などに触れ、理解を深め自分の中に取り込む学習です。その力は、やがて成長し、もっと広い地域や県、国に出て行ったときに、その地域を様々な視点で理解し自分の中に取り込むための大事な力となります。ですから、地域の方々が子ども達の学習に関わっていただくことは、地域や県、国の土台づくりとなるのです。あいさつ・声かけ運動も、子ども達が地域から守られていると感じ、地域に根付いていくための大事な営みです。これからも、地域の手で、地域の力で、子ども達を育てていきましょう。

▲八代小学校のPTAによるあいさつ運動

02 「支援センターふえふきとの出逢い」

心のボランティアピアピア（精神保健福祉ボランティア）
古屋　由喜恵

私は、支援センターふえふきのボランティアとして活動を始めてから7年が経ちます。10年近く前、妹が統合失調症になり、精神疾患の特性が分からずどう接してよいのか、妹との意思疎通に不安がありました。病気を苦にしていた妹を家族としてどう支えていくか悩んでいた時に、春日居で精神科の先生の講演会があり、そこで「心のボランティアピアピア」の皆様と出逢いました。ピアピアの仲間や支援センターふえふきとの交流を通し、自分の状況を理解してくれる人がいたことの嬉しさや安心感がありました。もし私がピアピアの仲間や支援センターとのつながりがなかったら、ひとりで抱えていたかもしれません。人間は完璧ではないのでうまくいかない事もありますが、話を聴いてもらったり、信頼できる人に相談することで良い方に向くのではないでしょうか。諦めずに人とつながっていくことが、自分を変える良いきっかけになると思います。

▲デイケアの作品づくり

コラム

03 「地　域　力」

唐柏こども塾運営者
加々美　恭子

私が「唐柏こども塾」を立ち上げたきっかけの一つが、当時言われていた「こどもの貧困」でした。長期休みに、地域の友達や大人と一緒に料理をして食事をすることで、少しでも心が豊かにほんわか気分になればと思いました。民生委員さんや食生活改善推進員さん、様々な地域の方々にも協力して頂いています。「できる人ができる時にできる事を」というスタンスで、気軽にこどもたちとふれあいを楽しんでもらっています。

もう一つのきっかけは、社協に相談したことです。何からどのように始めたらよいか？皆さんが一緒に考えてくれて、結果、以前からNPOで活躍されている方々との情報交換も含め「ふえふき子ども子育て関係者連絡会」でネットワークが広がり、情報発信や課題の解決等充実した連絡会になっています。

▲唐柏こども塾

私は、地域の方々の力をお借りして無理せず長く続けていきたいと思います。そして、連絡会は各々の立場を理解して応援する場所であり続けて欲しいと願います。

04「一人で悩まず気軽に相談できる地域づくり」

笛吹市民生委員児童委員協議会理事
中村　久美子

民生委員・児童委員活動は、地域社会の変化と、地域住民の抱える課題の多様化、「８０５０問題」や「ダブルケア」といった複合化により、対応も多岐にわたります。地域の高齢化や人口減少、人間関係の希薄化はお隣さんの変化や、SOSにも気が付かない。そんな地域社会の中、民生児童委員活動をしていると、色んな気づきがあります。地域住民の困り事をどんな専門職に繋げるといいのか導いてくれるのが社協です。民生児童委員は常に社協・その他の関係機関と連携しつつ、地域の問題を自分事として繋ぎ役になる事が大切です。地域には、区長・地域福祉推進委員といった地域の見守りをされている方々もいます。しかし、相談への窓口が、周知されていません。地域に助け合いのネットワークがあることを、発信していく事も大変重要です。一人で悩まず、気楽に相談できる人間関係を築く事が、見守りあい・ささえあい・助けあいになるのではないでしょうか。

▲民生委員の訪問活動

第4次地域福祉活動計画　基本理念に向けての活動・事業と評価の方法（令和4年度～令和8年度）

○この図は、基本理念に向かって、これらの活動・事業を実施していくことを示しています。地域組織・団体等組織・団体や地域住民一人ひとりがみんなで活動・事業に取り組んでいきましょう。
○計画が実行されることによって、目標が達成されているかどうかは数字で説明しきれない内容も含まれているので、評価の際には中間目標の達成に活動・事業が役立っているのかどうかを地域福祉推進委員会等を通じて関係者で話し合い、評価していきます。（質的評価）

基本理念	サブテーマ	基本方針	4つの重点目標・めあて	短期目標（毎年の評価）
こんなまちであったらいいな　安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり	～7つの地域あい　みんなでいっしょにつくる共生のまち～	知りあい・つながりあい・みとめあい・そだてあい・ささえあい・見守りあい・助けあい	**1. 地域福祉の「人づくり」** **めあて** 地域や福祉について関心を持ちましょう 地域の行事や様々な活動に、声を掛け合って参加者を増やしましょう。 **指　標** 地域福祉に携わる人が増える。 **効　果** 住民、関係機関、行政等に加え、新たな団体等も巻き込みながら、連携・協働し活動を実施・推進することで、福祉への理解が深まり、協力し合える関係をつくることが出来ます。また、支え合い活動がより発展します。	●地域や福祉について関心を持つ人が増える ●地域の行事や様々な活動の参加者が増える
			2. 人と人との「つながりづくり」 **めあて** 顔が見える関係、集まる場、新しい生活様式に合わせたつながりをつくりましょう。 **指　標** 地域とつながることの安心感を感じられる人が増える。 **効　果** 様々な人がつながることで、孤立を無くし安心して暮らせるようになります。また生活のしづらさを理解し、改善に向けた取り組みの一歩を踏み出すことができるようになります。	●地域の中に人と人の顔が見える関係が増える ●地域の中に人の集まる場が増える ●新しい生活様式に合わせた地域のつながりが増える
			3. 連携・協働の「ネットワークづくり」 **めあて** 日頃から地域の中で助け合えるしくみをつくりましょう。 **指　標** 連携・協働の「ネットワーク」によって、地域の問題の解決やお互いの助け合いの仕組みが地域の中にできる。 **効　果** 地域住民同士と各種団体やボランティア、専門機関とのネットワークが深まり、生活の中でお互いに助けあえる地域のしくみができていきます。	●地域の中のネットワーク組織の数と活動の場が増える ●地域の中で何らかの助け合いのネットワーク（町内会・自治会、ボランティア団体他、各種団体）に参加している人が増える ●何らかの専門機関とつながり、地域の問題解決に協力する人が増える
			4. いつでもどこでも相談できる「相談支援のしくみづくり」 **めあて** 困ったことを気軽に発信でき、解決できる様々なしくみをつくりましょう。 **指　標** 住民一人ひとりにとって、困りごとを相談できる人や場所、活用可能なサービスが増える **効　果** 身近な地域で相談できる体制を築き、様々な課題に対して包括的・重層的に関わることで、解決できるしくみができていきます。そして住民一人ひとりが「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会」が実現されていきます。	●困ったときに家族以外に相談できる地域の組織や団体、機関が増える ●困ったときには家族以外にも相談していいという考え方を持つ人が増える ●困ったときに、使えるサービスや資源が地域の中に一つもないという人を無くす

○活動・事業が意図されたとおりに実行されているか、目標に向けて進んでいるかを評価し、うまくいっていないときには活動や事業を見直すことがあります。状況や環境の変化によって現在予定している活動や事業が実施できなくなる可能性もありますが、そのような場合でも目標に向けて進んでいけるように、活動や事業の内容を見直し評価していきます。（プロセス評価）
○基本理念に向かって取り組む活動の中で、掲載されていない活動・事業は毎年の評価の中で追加していきます。

活動・事業		主な評価方法	活動・事業にかかわる地域組織団体等
地域福祉推進委員会	安心して暮らせる地域を考え、地域づくりに取り組む	●福祉に関心を持つ人の数	●地域福祉推進委員会 ●民生委員児童委員協議会 ●区長会 ●第2層協議体 ●シニアクラブ ●ボランティア連絡会 ●障がい当事者等 ●NPO法人 ●医療・福祉関係機関・団体 ●教育機関 ●行政機関 ●地域住民 上記以外の各種団体市民活動など
福祉教育	福祉の心を育み、福祉活動の理解と担い手の育成をする		
生活支援体制整備事業	高齢者が安心して暮らし続けられる地域の支え合い活動のしくみをつくる		
地域福祉推進事業	各行政区の地域づくりを推進する		
社会福祉大会	笛吹市の地域福祉を促進するための機会	●表彰者数	
社協会費・共同募金	地域づくりのために活用する	●関心を持った協力者数	
寄付金（基金を含む）	制度では対応できない課題等に対し、柔軟かつ速やかに対応する		
広報・地域の情報	社会福祉協議会の活動などの情報を発信し、地域づくりに携わるきっかけをつくる	●発行回数 ●ブログアップ数	
世代間交流・まつり	住民が集い、知り合い、気にかけ合えるきっかけをつくる	●参加者 ●集まる場の数	
サロン	住民同士が集い、つながる場を作る		
地域介護予防活動支援事業 やってみるじゃん	介護予防により健康寿命を延ばす		
福祉団体活動支援	シニアクラブ等の団体活動の支援	●活動者数 ●団体数	
ボランティア活動支援	活動コーディネート、普及啓発、人材養成等の活動推進	●ネットワーク組織の数 ●活動の場の数 ●協力者など参加者数 ●問題解決への協力者数	
見守り活動支援	平時から見守りができる体制をつくる		
子ども子育て世代への生活支援	笛吹市の子どもが笑顔で暮らせるための支援		
相談支援	生活全般の困りごとの相談を受けて、解決を目指す	●受付件数 ●支援に対する質的評価 ●市民後見人の活動者数	
権利擁護事業	判断能力の低下によって日常生活に支障がある方を対象に、その方の権利を守ってその人らしい生活ができるための支援		
高齢者・障がい者の生活支援・生きがい支援	地域とのつながりを持ちながら安心して暮らし続けられる環境をつくる	●相談件数 ●支援に対する質的評価	

第２節　各町の取り組み

第４次地域福祉活動計画では、「住民が主役」の考え方に重点を置き、住民がみんなで知恵を出し合って活動することを目指します。

第３次地域福祉活動計画の振り返りと「住民の声」聞き取りシートを活用し地域の課題をもとに各町の地域福祉推進委員会で検討してきました。

これからの５年間は、７つのあいの推進に向けた４つの重点目標を意識化し、各町で地域あいを育てていきます。

７つのあいから生まれた ４つの重点目標 ～私たちのまちづくり～

地域福祉の人づくり

みんなで

・地域には様々な人が暮らしていることを理解しましょう
・身近な地域の課題を知り、話し合いましょう

社協は

・学校や地域など、様々な場面で福祉教育を推進していきます
・福祉について考える機会を提案します

人と人とのつながりづくり

みんなで

・新しい生活様式にあわせたつながりを考え実行しましょう
・不安や悩みは抱え込まず、身近に話せる関係をつくりましょう

社協は

・住民同士の交流の場をつくります
・当事者同士が悩みを分かち合える機会を提案します

日々の取組み

いつでもどこでも相談できる相談支援のしくみづくり

みんなで

・困ったら一人で抱え込まず、相談しましょう
・心配な人がいたら相談窓口につなぎましょう

社協は

・相談支援の窓口として認識してもらえるよう、周知していきます
・信頼できる社協となるよう、職員の資質向上に努めます

連携・協働のネットワークづくり

みんなで

・日頃から隣近所と連携し、お互いに助け合える関係を築きましょう
・解決が困難な地域の困りごとは、社協や関係機関につなげましょう

社協は

・地域の中のあらゆる資源と横のつながりを意識し、連携や協働を図ります

※資源の例
企業、医療福祉、学校、各種団体、区役員など

７つの町の活動計画サブテーマ

石和町
つなげよう、つたえていこう、温かい心　いさわ♨

御坂町
となり近所気にかけあって、地域の絆をつなげよう

一宮町
声をかけ　支えあう町　いちのみや

八代町
あいさつから始める　気にかけ支え合える　まちづくり

境川町
境川に住んで良かった　～共に支え・生き・歩む 地域づくり～

春日居町
つづけ！笑顔のまち　春日居

芦川町
住民全員がボランティア！！　～できることをつづけよう～

“こんなまちだったらいいな”石和町

サブテーマ
つなげよう、つたえていこう、温かい心　いさわ♨

《経過》

石和町は市内で最も人口が多い地区で、温泉街のため、多様な背景を持つ方が暮らしています。このため、地域福祉推進委員会では住民同士の顔が見える関係づくりを目指し活動してきました。

「あいさつ・声かけ」「世代間交流」「環境美化」「防災」の４つのグループによる実践や推進活動は、盛んになってきましたが住民活動としての広がりが弱い状況です。いかに地域住民を巻き込んで、賛同者を増やしていけるように推進活動を展開していくかが課題となります。第４次地域福祉活動計画では、安全安心の呼びかけに加え各推進委員が、自分達の地区で各グループ活動が展開できるようにしていきます。地域包括ケアシステムや地域共生社会のこれからのあり方を理解し、区長はじめ、地域福祉に携わる各種団体等と横連携を図り、地域の実情にあったやり方で推進活動を展開してきます。

《実践すること》

あいさつ・声かけをして「会話ができる」関係づくりをすすめよう

- 地域の中で日ごろから顔を合わせたときに積極的にあいさつをしましょう
- 登下校時のあいさつなど、日ごろの生活の中でできることから取り組みましょう

世代を超え、子どもから高齢者まで交流しよう

- 様々な団体と協力して交流の場をつくりましょう
- 老若男女かかわらず、声を掛け合い、積極的に参加しましょう

環境美化活動を通してボランティア精神を育てよう

- 子どもから大人までゴミ拾いなど、地域の中で一緒にできることを見つけましょう
- 自分たちができるちょっとした活動を通してボランティアの意識を持っていきましょう

防災意識を高め、安心・安全な地域を創っていきましょう

- 防災に関するイベントや学習会に積極的に参加しましょう
- 自分自身、仲間が一緒に参加することが、災害にも強い地域づくりにつながっていきます

身近な地域の危険な場所を共有し、事故防止を呼びかけよう

- 住民活動や行事等を通じて、交通事故防止の呼びかけや危険個所の周知をしていきましょう
- 子どもや高齢者にやさしい運転を呼びかけていきましょう

“こんなまちだったらいいな”御坂町

サブテーマ
となり近所気にかけあって、地域の絆をつなげよう

《経過》

御坂町は、果樹地帯で合併前からサロン活動やボランティア活動が盛んな町でしたが、近年「多世代の交流が薄れてきている」「コロナ禍も伴い地域とのつながりが希薄化してきている」などの不安な声が聞かれています。これらの声から御坂町として、まずは、隣近所の付き合いから地域づくりを始めることが大切であると考え地域福祉推進委員を中心に下記の目標にみんなで一緒に取り組んでいくこととなりました。

～隣近所の付き合いから顔と顔を合わせ、お互いを知る機会を作り、地域の絆をつなげていきましょう～

《実践すること》

みんなで助け合える地域を作りましょう

- 隣近所声を掛け合いましょう
- 隣近所災害時に助け合える意識を持ちましょう
- 一人暮らし高齢者の見守りをしましょう
- あいさつ運動をしましょう

仲間づくりをしましょう

- サロンで仲間づくりをしましょう
- あいさつ運動をしましょう
- 区の行事に参加しましょう

ボランティア活動をしましょう

- 子どもの見守りをしましょう
- 一人暮らし高齢者の見守りをしましょう
- 花植えなどできることをしましょう

“こんなまちだったらいいな”一宮町

サブテーマ

声をかけ　支えあう町　いちのみや

《経過》

一宮町は福祉に対する関心が高く、住民同士で助け合うボランティア活動も行われています。一方で、全国有数の桃とブドウの産地であるため、農繁期には色々な活動が休止となり、交流の機会が一時的に減少する傾向があります。

今回、第４次地域福祉活動計画の策定にあたり、住民のみなさんの声を集めるため、座談会ができない代わりに「住民の声」聞き取りシートを地域住民の方に協力していただきました。みなさんの声から見えてきた一宮町の課題は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、色々な行事や活動が中止や規模縮小となり、顔を合わせる機会が減り、住民同士の繋がりが希薄化していること、地区役員や団体の担い手が不足していること、高齢化が進み支援を必要とする人が増えてきていることなどでした。

そこで、地域福祉推進委員会にて、自分たちでできることを意見として出しあい、４つの目標に取り組んで行くこととなりました。

《実践すること》

いつでも自分からあいさつをしよう

- 日頃から声をかけあい、隣近所との繋がりを持ち、気にかけあえる関係を作ろう

行事や活動がある時には、誘い合って参加し、住民同士の交流を深めよう

- 住民同士で顔の見える関係ができるよう、行事や活動に参加し、子どもから高齢者まで交流を持てるようにしよう
- 行事などを工夫してできる形で開催し、伝統や活動の理解を深め、次の世代に受け継いでいけるようにしよう

誰もが安心して暮らせるように、地区や隣近所で助けあえる地域にしていこう

- 日頃から隣近所で声をかけあい、見守りを心がけよう
- 緊急時にも支えあえる仕組みを考えて進めて行こう
- 地域の特性に合わせたボランティア活動をしよう

交通弱者となっても困らないよう、
色々な移動の方法や取り組みについて学び、考えて行こう

“こんなまちだったらいいな” 八代町

サブテーマ
あいさつから始める　気にかけ支え合える　まちづくり

《経過》

八代町は、果樹地帯でリニアが見える丘などもあります。ボランティア活動や昔ながらの支え合い活動が活発な地域でした。しかし、近年「新住民や若い世代との交流が減少している」「コロナ禍で地域のつながりが希薄化している」など不安な意見が聞かれています。そこで、地域福祉推進委員会では、「子ども・子育て」「高齢者」「地域交流・つながり」の 3 分野ごとに話し合い、第４次地域福祉活動計画で、子どもから高齢者まで地域住民がつながり、安心安全なまちづくりを展開できるようにしていきます。

《実践すること》

あいさつ、声かけ、見守りで子どもから大人まで安全安心なまちづくりをしよう

- 子どもの登下校時には地域住民が声かけ、見守りをしましょう
- 大人から子どもへのあいさつで、顔の見える関係づくりをしましょう
- 子育て世代が集まり交流ができる場をつくりましょう
- 地域のみんなで子どもたちの見守り、声かけをしましょう

住民が集える居場所づくりから、相談や支え合うつながりを深めよう

- 困りごとが相談できるよう地域の高齢者へ相談窓口を伝えていきましょう
- 相談ができ、顔の見える関係性をつくるためにも集いの場をつくりましょう
- 生活の困りごとが住民同士で助け合える活動を広げていきましょう
- サロン等の集まりに参加して、顔の見える関係づくりをしましょう
- お互いに困ったことを助け合いましょう

世代を超え、住民全員がつながりあえるまちにしよう

- 地域行事を通して地域のつながりを深めていきましょう
- 世代間交流で全世代が交流できる場をつくりましょう
- 伝統行事を継承し、地域のつながりを絶やさないようにしましょう
- 子どもから大人まで誰でも集まることができる場をつくり交流しましょう

“こんなまちだったらいいな” 境川町

サブテーマ

境川に住んで良かった
～ 共に支え･生き･歩む　地域づくり ～

《経過》

境川町は、農業地帯で、隣近所の支え合いがまだ多く残っている地域です。H27年度より行政区単位で福祉懇談会を開催してきました。コロナ禍で大勢が集まることができずに4区が未実施となっていますが、「自分たちの区のことは自分たちで話し合って決めていく」を活動の基本方針として、自分たちでできること・やれることを実践してきました。近年は「コロナ禍において地域のつながりが希薄化してきて、支え合いができなくなってしまう」という不安の声が聞かれています。

第4次地域福祉活動計画は、第3次地域福祉活動計画の境川町活動計画である「自分たちの区のことは自分たちで話し合って決めていく」を引き続き推進していきます。

境川全体の活動は、地域福祉推進委員会で3つの実践することとしてまとめました。

各区の活動と全体の活動を進めて、安心して暮らすことができる、境川らしい地域づくりを実践していきましょう。

《実践すること》

	自分たちの区のことは自分たちで話し合って決めていきましょう ●小地域での福祉懇談会を継続して実践していきましょう
	自分たちでできること･やれることを進めていきましょう ～各区で決めた活動の推進～ ●あいさつ･声かけなど、見守りを兼ねた活動 ●運動会･お祭りなど、区民みんなで集まって行う活動
	楽しいグループづくりをしていきましょう ●人とのかかわりを持ち､同じ目的を持った活動ができる仲間を増やしましょう

“こんなまちだったらいいな” 春日居町

サブテーマ

つづけ！　笑顔のまち 春日居

《経過》

春日居町は、合併前からボランティアが中心になり町づくりをしてきました。学校と住民が一緒に子どもたちの見守りを行い、あいさつを通してお互い気にかけ合える関係もできていますが、コロナ禍をきっかけにサロン活動やボランティア活動、世代間の交流の場となる地域行事など、十分な活動ができなくなりました。

このような状況下から、地域の望ましい姿や課題について「住民の声」聞き取りシートでいただいた意見を基に地域福祉推進委員会で話し合いました。住民活動の基盤ができていても、年々人と人とのつながる機会は減り、高齢者への生活支援やボランティア等の担い手不足の課題が出てきました。これらの声を基に「つづけ！笑顔のまち春日居」のサブテーマを掲げ、３つの目標を取り組んでいくことになりました。

《実践すること》

笑顔で、大きな声で自分からあいさつをしよう！

- 顔を合わせたら顔見知りでない方とでもあいさつし、気軽に声かけられる関係を作りましょう
- 子どもとだけではなく、大人同士もあいさつをしていきましょう
- 返事が返って来なくてもあいさつを続けていきましょう

地域行事や町のイベントがあるときは、地域のみんなに積極的に参加を呼びかけよう！

- 行事に参加するとともに、同世代の方だけでなく各世代の方にも声かけをし交流を行い、お互いに気にかけ合える関係を作りましょう
- 伝統行事に積極的に参加し文化の継承をしていきましょう
- 声掛けだけでなく、手紙・回覧版等色々な方法で呼びかけを行いましょう

ボランティアの輪を広げ、次世代につなげよう！

- 今実践中のボランティア活動を継続し、活動する仲間を増やしましょう
- 若い世代にボランティア活動について知ってもらう機会や、ボランティア活動のきっかけを作っていきましょう
- 身近で無理なくできることからボランティアを始めていきましょう

“こんなまちだったらいいな” 芦川町

サブテーマ
住民全員がボランティア!!
～できることをつづけよう～

《経過》

芦川町は、高齢化率６５％を超える山間部に位置する過疎地域ですが、住民の皆さんは「みんなで支え合うのは当たり前」と、普段から男衆・女衆ボランティアの会をはじめとするさまざまな支え合い活動を行っています。

今回､｢住民の声｣聞き取りシートで４０名以上の方にご協力をいただく中で､①ひとり暮らし・高齢者世帯が増加している､②地域のつながりが希薄になってきている､③担い手や支え手が不足している､④移住促進・地域活性化､⑤災害時の対応などが地域の困りごととして数多く聞かれました。

今後、ますます高齢化が進むことが予測される中で、今できていることを続けながら、安心して芦川町で暮らし続けられるようにするためには何が必要かを地域福祉推進委員会で検討し、取り組み目標をまとめました。

《実践すること》

元気な地域をめざして

- 皆で気軽に見守り･声かけをしましょう
- 送迎できるしくみを考えましょう
- ゴミ捨てなど続けられるしくみを考えましょう
- 健康を維持できる取り組みをしましょう（軽スポーツを推進しましょう）

つながり合う地縁社会をめざして

- 集う場や気軽に話ができる場をつくりましょう
- 子どもと高齢者との交流の場をつくりましょう
- 伝統行事を（形を変えて）継続しましょう

新しい人づくりをめざして

- 移住してきた住民も地域の仲間になれるような働きかけをしましょう
- 芦川の良いところをＰＲしましょう
- 地域のリーダーを育てましょう

緊急時にも安心できる対応をめざして

- 自然災害や緊急時の､自助･共助･公助について考えましょう

第３節　笛吹市社会福祉協議会の取り組み

笛吹市社会福祉協議会は、笛吹市内のさまざまな「地域福祉の推進主体」の中核的な存在として、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらいさまざまな福祉課題に対して、「福祉サービスや相談援助などの個別支援」と「重層的な連携・協働による課題解決」を重視して、笛吹市に住む誰もが『福祉のまちづくり』の関係者となることができ、関係者が一緒になって課題解決のための機能をつくっていく、多者協働の場（プラットフォーム）としての取り組みを行っています。

『笛吹市の福祉を支えるプラットフォーム』

★プラットフォームのエネルギーは、

(1) 住民参加の促進

(2) 職員の質の向上

(3) 安定的な財政基盤の確保　です。

これらが安定的に供給され、良い循環を続けることで、笛吹市の福祉が支えられています。

▼『笛吹市の福祉を支えるプラットフォーム』の概念図（P.19～P.20「体系図」）

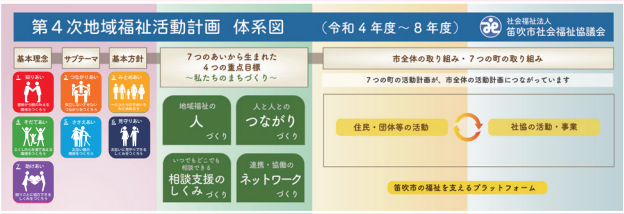

(1) 住民参加の促進

- 社会課題の見える化
- 福祉の制度やサービス等の広報活動、情報提供
- 地域の福祉活動の PR
- 社協の活動の PR
- 社協応援団の増加
- 地域福祉推進委員会との連携
- 理事会の活性化、など

(2) 職員の質の向上

- 職員の意識向上
- 研修や実習等による育成
- 専門資格取得の支援
- 働きやすい職場環境づくり
- チームワークと部署間連携
- 社協の魅力発信、など

(3) 安定的な財政基盤の確保

笛吹市の地域福祉の推進のために活用

会費・寄附金収入
普通会費，賛助会費，特別会費，寄附金，基金など

補助金・受託金収入
市補助金，市受託金，共同募金配分金，県社協受託金など

事業収入
介護保険事業，障害福祉サービス事業，権利擁護事業など

私たち、笛吹市社会福祉協議会の役職員は、
地域福祉のプロフェッショナル集団として、
これからも福祉課題に挑み続けます。

VISION
目指す社会像
→ 誰もが安心して暮らせる幸せあふれる笛吹市

MISSION
果たす使命
→ 笛吹市に存在するあらゆる福祉課題を地域住民と一緒に解決する

STRATEGY
私たちの戦略
→ (1) 住民参加の促進
(2) 質の高い職員の確保
(3) 安定的な財政基盤の確保

第五章　「地域福祉活動計画の推進と評価」

第１節　取り組みの進め方

（1）地域福祉活動計画の周知と理解の促進

地域福祉活動計画を進めるためには、下記の２点が重要になります。

【1】住民一人ひとりの参加と活動
【2】住民の生活や福祉に係わる様々な関係機関・団体などの理解と協働

上記２点を促進するために、社会福祉協議会は、地域福祉活動計画を多くの住民や関係機関・団体に広く周知するため、次の点に取り組んでいきます。

①地域福祉活動計画『概要版』の全戸配布
②広報誌「かけはし」やホームページ、SNS等を活用した情報発信
③地域の会合やイベント等の機会を通じた理解促進

住民の皆さんは、まずは地域福祉活動計画を自分で『知ること』から始めましょう。
そして、あなたの地域に住む、地域福祉活動計画を知らない方や関心の薄い方にも声をかけ『つながる』ことで、共感や理解が育まれ、新たな住民の参加と活動につながります。
知るため・つながるためのツールとして上記の①～③を活用したり、困った時には社会福祉協議会の職員やあなたの町の身近な地域福祉推進委員に相談して力を借りましょう。

第２節　取り組みの評価

（1）住民と共に行う評価

各町の地域福祉推進委員会を中心に、地域の会合や事業等を通じての聞き取り調査等を行うことで、住民と共に、各町の活動計画の評価を行います。また、それらを集約することで、笛吹市全体の評価を行っていきます。

（2）評価委員会による評価

笛吹市地域福祉活動計画評価委員会を設置し、計画2年目終了時までに中間評価を行い、4年目終了時までに最終評価を行います。また、新たに発見されたニーズや課題、法・制度改正に対応し、必要な見直しなど柔軟に対応していきます。

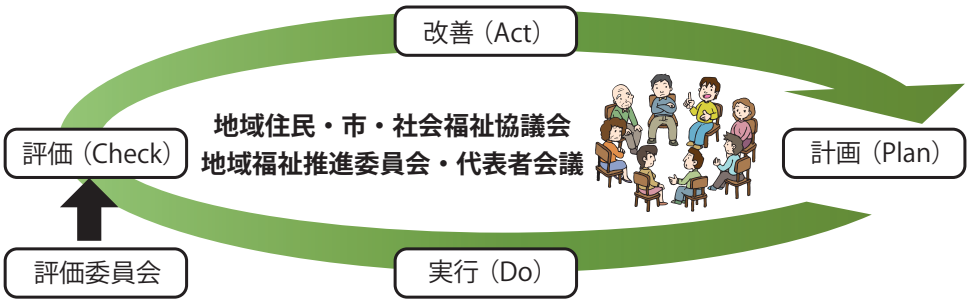

資　料　編

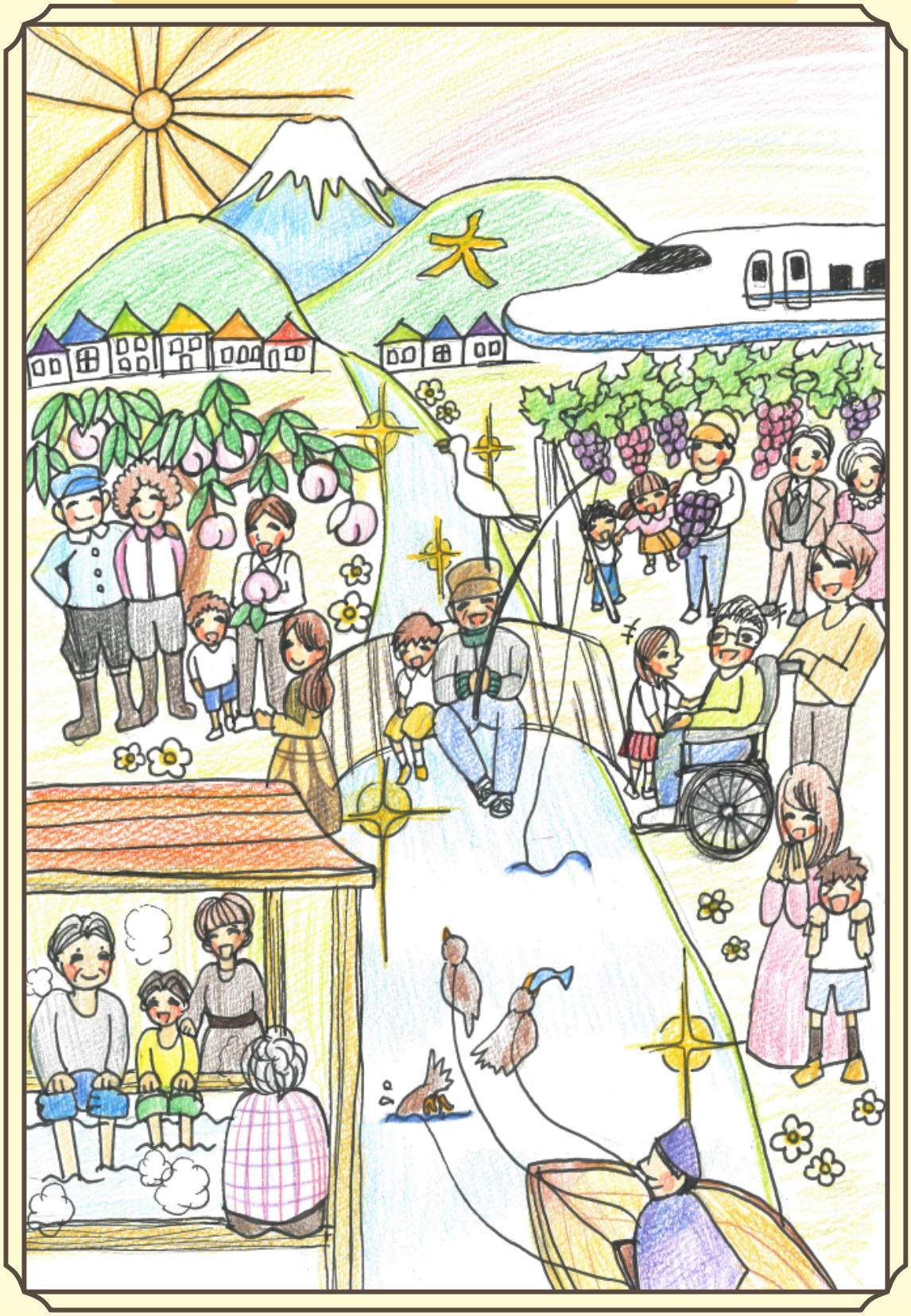

この挿絵は、障害者地域活動支援センターふえふき絵画教室のメンバーに描いていただきました

第3次地域福祉活動計画「事業・活動一覧」「評価表」（平成29年度～令和2年度）

	事業・活動名	目　　的	評　価	
			項　目	目標値
知りあい・つながりあい	サロン活動支援	1 その地域に住むすべての住民が身近な場所で交流することにより、近隣住民としての日常的な交流ができる関係づくりやその強化を図ることを目的とする。 2 他のサロンとの交流を行い、地域を越えた交流を図ることを目的とする。	実施回数	1,500 回
			延べ参加人数	15,650 人
			延べ協力者数	4,400 人
			新規開催場所数	5 箇所
			他サロンとの交流数	5 箇所
	笛吹市介護予防事業（やってみるじゃん）	６５歳以上の高齢者が地域の公民館等で行われる各種プログラムに参加することより、地域住民としての交流をとおして地域の関係を強化するとともに、介護予防を図ることを目的とする。	自主開催	150 回
			延べ参加人数	11,500 人
			実人数	2,300 人
			協力者数	3,600 人
	世代間交流	世代を超えて交流することによりお互いを理解し、地域の中でのつながりを強くするとともに、互いに支え合える地域をつくることを目的とする。	参加者数	1,310 人
			内生産年齢参加者	1 割
	生きがいづくり支援事業	日頃外出の機会が少ない高齢者が交流を深め、外出へのきっかけを作るとともに、地域住民と見守りや相談、日常的な交流が図れるような関係をつくることを目的とする。	参加者数	400 人
	福祉まつり・ボランティアまつり	その町が誇れる事業を地域全体で実施することで、地域住民同士のつながりを深め、お互い支え合える関係をつくることを目的とする。	参加者数	6,500 人
			新規数	35 人
	広報活動	1 社協活動や地域福祉活動についての情報をすべての地域住民に届けることにより、地域住民の社協及び地域福祉活動への理解を深めることを目的とする。 2 地域住民が社協活動や地域福祉活動への協力や参加への意欲を高めることを目的とする。	かけはし発行	年 4 回
			地区別たより発行	年 1 回
	コミュニケーション支援事業	ボランティアが文字を音声訳し、視覚障害者等に必要な情報を提供する声の広報や、点字により、文字による情報入手が困難な住民の生活支援を行なう。	声の広報発行	月 1 回
			新規利用者数	5 人
みとめあい	地域活動支援センターⅠ型･Ⅲ型	障がい者に対して、創作的活動や生産的活動の場を提供し、地域社会との交流の促進を図ることを目的とする。また、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、障がい者の地域生活支援の地域づくりを行なうことを目的とする。	Ⅰ型平均参加人数	15 人
			啓発回数	5 回
			Ⅲ型1日利用平均	10 人
	障がい者社会参加事業	障がい者やその家族の社会参加への支援を行うことにより、地域社会の障がい者等の理解の促進を図り、地域社会における役割を担うことができるようになることを目的とする。	スポレク実施回数	8 回
			参加人数	260 人

＊第３次地域福祉活動計画期間中の平成３１年1月より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていることから、評価方法を各目標に対する実施事業・活動内容やその取り組み過程の説明とさせていただきました。

各年度実績値				コロナ禍の取り組み	目標に対しての評価 期間中実施していた活動内容（プロセス）
H.29	H.30	H.31	R.2		
1,510 回	1,496 回	1,356 回	31 回	今までの参加者への訪問により状況確認の実施。認知症予防啓発や機能低下予防のチラシ等の配布。	H31まではほぼ達成していたが、コロナ禍公民館の活用が不可となり実施できなかった。その間環境調査として公民館の換気、人員の配置の仕方などを確認し、いつからでも実施できる準備をしていた。また、個別訪問や電話での安否確認をして、つながりを絶やさないよう活動した。
15,460 人	15,115 人	12,778 人	442 人		
4,355 人	4,545 人	3,814 人	103 人		
0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所		
0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所		
193 回	254 回	354 回	3 回	やってみるじゃん参加者へ声かけ。介護予防チラシ配布。協力者等のつながりの継続。	H31までは、延べ参加人数、実人数、協力者数は目標値に届かなかったが、自主開催数は2.4倍開催が出来ていた。コロナ禍のR1.3は市より中止要請。R2は委託事業は中止。R2下半期は、開催に向け環境調査を行い、3密を回避、消毒の徹底など行い主に職員開催として開催した。感染予防に努めながら、今後の自主開催に向け感染予防を住民とともに行った。
10,713 人	10,767 人	8,623 人	2,157 人		
2,163 人	2,097 人	2,036 人	678 人		
3,455 人	3,465 人	3,010 人	361 人		
1,939 人	1,035 人	1,296 人	234 人	コロナ禍で交流できないが、交流をしてきた団体等とは、プレゼントを届け交流とした。	大勢では開催できないが、つながり合う気持ちや相手を思う気持ちを醸成できるよう、戸別訪問や保育所訪問を実施。小さい単位での交流は可能な範囲で実施した。
1 割	1 割	1 割	7 割		
245 人	—	—	—	H３０から事業受託無し	—
6,298 人	5,601 人	5,185 人	0 人	まつりに協賛の各種団体の紹介ビデオや紙面紹介やごみ拾いや植樹の実施などできることを実施した。	実行委員が地域で、つながりあいの推進役として意識を醸成、まつり関係団体紹介冊子を作成し広報啓発を実施したりボランティア団体・小中学校の活動展示紹介を行った。
22 人	10 人	30 人	0 人		
年 4 回	年 4 回	年 2 回	年 3 回	コロナ禍で集合での広報活動が難しい中、HPのブログアップを増やすなど、広報の取り組みを広報委員会を中心に継続的に取り組んだ。	平成31年度からかけはし発行は年２回に変更したが、HPのブログアップを増やすなど、広報の取り組みを広報委員会を中心に継続的に取り組んだ。
年 19 回	年 19 回	年 19 回	年 9 回		
月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	実施組織としてコロナ禍においても取り組む方針を決断し、声の吹き込み作業方法の工夫を凝らした。	コロナ禍で利用制限となった活動場所の調整や、活動状況に応じた各サークル間の調整等を通し、市内の視覚障害者が全市民と同じタイミングで情報が得られるよう声の広報発行への支援を行った。
1 人	1 人	0 人	0 人		
7.4 人	6 人	8 人	7 人	Ⅰ型は感染の恐怖から閉じこもりになる方が増え、個別相談や支援で再開となる方が多くいた。Ⅲ型は継続。	障害者サロン等アウトリーチ型の事業の展開や、民生委員等地域住民と協働して事業を実施した。
3 回	1 回	1 回	1 回		
8.5 人	8 人	10 人	8 人		
5 回	4 回	4 回	2 回	感染防止のため、屋外実施。内容も参加者同士の接触を避けた形で交流を行った。	内容や会場の変更により感染防止を徹底し実施。普段との違いが参加者の感染症対策の意識醸成にも繋がった。
174 人	121 人	108 人	30 人		

第3次地域福祉活動計画「事業・活動一覧」「評価表」（平成29年度～令和2年度）

	事業・活動名	目　　的	評　価	
			項　目	目標値
みとめあい	障がい者本人活動支援事業	障がい者やその家族の各種活動への支援を行うことにより、主体的な当事者活動を行うことができるようになることを目的とすると同時に、障がい当事者活動を通じ、グループ化やエンパワメントを図ることを目的とする。	太鼓教室参加回数	22 回
			太鼓教室参加人数	350 人
			ゆうゆうゆうハート参加回数	12 回
			ゆうゆうゆうハート参加人数	50 人
			チャレンジ旅行参加回数	1 回
			チャレンジ旅行参加人数	40 人
			ピアサポート参加回数	5 回
			ピアサポート参加人数	10 人
そだてあい	福祉教育推進事業	推進校において、福祉体験や交流活動などの福祉教育を展開することにより児童生徒に命を大切にして他者を思いやる心を育てることにより、誰もが互いに支え合える社会の実現に寄与する人材の育成に資することを目的とする。	助成対象校	21 校
	手話･朗読ボランティア養成講座	1 聴覚障がい者の地域生活を支援するボランティア活動の人材を確保することを目的とする。 2 地域住民への手話の理解促進を図ることを目的とする。	手話参加人数	20 人
			手話修了者	15 人
			朗読参加人数	20 人
			朗読修了者	15 人
	やってみるじゃん協力員養成講座	各地域でやってみるじゃんを自主的に開催できるようにするための人材の育成を目的とする。	修了者数	110 人
	やってみるじゃん協力員フォローアップ講座	やってみるじゃん自主開催の継続と充実のために、協力員のスキルアップを図ることを目的とする。	実施参加者数	修了者数の半数
			年間延べ活動回数	300 回
	生活支援員･市民後見人養成講座	1 市民が成年後見制度や日常生活自立支援制度の理解を深めることを目的とする。 2 市民が市民後見人または生活支援員として、利用者に寄り添いながら日常生活の支援を行える人材を養成することを目的とする。	新規修了者数	50 人
			養成講座からの組織化	5 団体
	シニアボランティア養成講座	1 介護保険サービス非該当の地域住民に対する各種の生活支援のボランティア人材の確保を図ることを目的とする。 2 シニア層が地域住民の生活支援を行うことにより、本人の生きがいづくりと支え合える地域をつくることを目的とする。	新規修了者数	50 人
			養成講座からの組織化	5 団体
	介護支援ボランティア（いきいきサポーター）養成講座	高齢者がボランティア活動を通じて、社会貢献とともに本人の生きがいづくりに寄与することを目的とする。	実活動人数	50 人
	笛吹市社会福祉大会	1 地域福祉活動実践者を顕彰することにより、住民が地域福祉の重要な実践者であることの啓発を図ることを目的とする。 2 地域住民と市、地域福祉関係者等が地域福祉推進のための方策について考え、実践する機会を提供し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	参加者	300 人
	地域福祉推進助成金事業	地域特性と創造性を活かした活動や事業を行う行政区等に助成金を交付し地域福祉活動が活発に展開されることを目的とする。	助成団体数	90 団体
	福祉団体活動支援 笛吹市シニアクラブ連合会	各団体の事務局としての各種支援を行うことにより、自立した組織運営を行い、活動が活性化することを目的とする。	単位クラブ数	75クラブ
	福祉団体活動支援 笛吹市障がい者連合福祉会		支援回数	3 回
	福祉団体活動支援 笛吹市障害者団体連絡協議会 障害者関係団体		支援団体数	12 団体

＊第3次地域福祉活動計画期間中の平成31年1月より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていることから、評価方法を各目標に対する実施事業・活動内容やその取り組み過程の説明とさせていただきました。

各年度実績値				コロナ禍の取り組み	目標に対しての評価 期間中実施していた活動内容（プロセス）
H.29	H.30	H.31	R.2		
26 回	25 回	23 回	17 回	感染拡大予防のため余儀なく中止した事業有り。各事業所等と協力し合い規模縮小のもと実施した。	当事者の関係性が途切れることがないよう、時間短縮など感染対策・工夫しながら実施した。
390 人	459 人	368 人	162 人		
12 回	1 回	1 回	1 回		
65 人	29 人	20 人	10 人		
1 回	1 回	コロナの影響で中止	H31から休止		
40 人	42 人	コロナの影響で中止	H31から休止		
1 回	2 回	1 回	1 回		
10 人	32 人	5 人	10 人		
21 校	21 校	21 校	21 校	休校中のため研修会を開催せず職員が学校訪問し説明を行った。	目標どおり実施した。 コロナ禍でもできるプログラムを各校と検討。地域を基盤に企画を引き続き検討。
21 人	15 人	32 人	11 人	参加人数を制限、席の間隔を空ける、室内換気、席の向き統一、フェイスシールド・マスクの着用を行った。	コロナ禍により講座日程を短縮するも大半の受講生が修了。朗読では修了者へ組織化の働きかけを行い新規団体結成。
9 人	9 人	19 人	10 人		
6 人	10 人	8 人	8 人		
4 人	8 人	5 人	8 人		
81 人	市の意向 開催なし	92 人	—	H31年度は2月28日開催。R2養成講座はなかった。	養成講座開催することで修了者は増加したが、コロナ禍で職員開催のため協力員の活動の場がなかった。
33 人	21 人	13 人	—	H31年度は2月28日開催。申込者21人中13人参加。翌日よりやってみるじゃん中止となる。	H31の講座もコロナ禍であり参加者減少。やってみるじゃんへの活動ができないため活動の場・方法の検討をした。
263 回	293 回	259 回	—		
7 人	4 人	7 人	1 人	座学の養成講座はオンラインを利用しながら行った。また、現場実習は形式を変えたり、短縮して行った。	毎年数名の修了者がいたが、目標値には到達しなかった。また、令和2年度は養成講座の委託がなかった。
—	—	—	—		
14 人	—	—	—	養成講座において組織化されたボランティアグループはニーズに沿いながら感染対策を図り実践した。	委託事業は終了したが、市民活動・ボランティアセンター運営委員会にて、ボランティア育成の必要性が認識された。
—	—	—	—		
56 人	69 人	80 人	—	受入施設及びサポーターからの電話による問い合わせ対応にとどまった。	R2以外は目標どおり実施した。 コロナ禍、サポーター、施設側からのニーズ有り。双方の対策を講じた。
279 人	230 人	250 人	22 人	表彰は継続した。受彰者の活躍を市民に周知し活動を啓発するために顔を載せた記念誌を作成し全戸配布した。	地域福祉の普及啓発、活動実践者への顕彰について規模を縮小しつつも、臨時の広報誌の発行等を行った。
78 団体	90 団体	107 団体	69 団体	各区それぞれ区の役員会等を開き協議したなかで内容を精査した。	申請団体は増加してきていた。コロナ禍以降は、備品購入なども可能と柔軟に対応した。
70 クラブ	69 クラブ	67 クラブ	66 クラブ	市のガイドラインを徹底する中で活動を推進した。	目標値には至らなかった。 クラブ組織化には及ばないが、会員増強運動には積極的に取り組んだ。
32 回	27 回	10 回	R2から受託なし	—	他組織に事務局が移行され、団体の自主性や自立につながる動きとなった。
22 団体	19 団体	5 団体	R2から受託なし	—	他組織に事務局が移行され、団体の自主性や自立につながる動きとなった。

第3次地域福祉活動計画「事業・活動一覧」「評価表」（平成29年度～令和2年度）

	事業・活動名	目　　的	評　価	
			項　目	目標値
ささえあい	地域福祉推進委員会	各地域の福祉活動に関する事項や評議員の候補者の選出に関する事項を協議、また代表者委員会では笛吹市の地域福祉推進に資するため相互の連携を図ることを目的とする。	地域座談会	1 回
			代表者会議	1 回
	生活支援体制整備事業 第2層【新規】	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。	協議体の開催回数	—
	ボランティア活動支援	新しいボランティア活動の開発や新規ボランティアの登録・ボランティア利用のニーズとボランティア活動のマッチング等を行うことで、地域住民の生活の向上と生活上の困難の解決、ボランティア活動の活性化を図ることを目的とする。	ボランティア登録団体数	86 団体
		市民活動・ボランティアセンターのコーディネーター機能を中心にセンター活動を支援することにより、センターの活動の充実を図り、市民活動及びボランティア活動の普及発展を図ることを目的とする。	登録人数	2,600 人
		1 市民活動・ボランティア活動に対する住民への啓発、理解の促進を図ることを目的とする。 2 ボランティアの資質の向上を図ることを目的とする。	センター利用人数	3,500 人
見守りあい	見守り事業 「ふえふき地域見守りネットワーク」	社協と「ふえふき地域見守りネットワーク」に関する協定を締結した民間事業者の協働のもと、高齢者・子ども・障がい者をはじめとする地域住民の見守り活動を行うことにより、地域住民の安心・安全な暮らしの実現を図ることを目的とする。	締結事業所	61 箇所
			「見守りネットワーク事業所連絡会」の継続開催	1 箇所
	見守り事業 「要援護者等安否確認」	社協が把握している独居高齢者や障がい者等に対して熱中症予防の注意喚起や災害時の安否確認などを実施することにより、対象者が安心安全な暮らしを継続できることを目的とする。	必要時対応のため、目標は設定しない	—
	相談支援事業（見守り）	社協が把握している独居高齢者や障がい者等に対して熱中症予防の注意喚起や災害時の安否確認などを実施することにより、対象者が安心安全な暮らしを継続できることを目的とする。	必要時対応のため、目標は設定しない	—
助けあい	相談支援事業 「総合相談（職員相談）」	地域住民の様々な生活課題の相談を受け、解決を図ることにより、社協が地域住民の身近な相談窓口となり、生活課題の解決を図ることを目的とする。	相談件数	500 件
	相談支援事業 「総合相談（専門相談）」	地域住民の生活課題について、弁護士や司法書士などによる専門的な相談を行うことにより、課題解決の糸口とすることを目的とする。	相談稼働率	80 %
	地域包括支援センター 相談窓口業務	６５歳以上の高齢者からの様々な相談を地域包括支援センターの窓口として受付、つなげることにより、相談の解決を図ることを目的とする。	相談件数	100 件
	障がい者相談支援事業	1 障がい者、家族及び介護者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護など必要な支援を行うことにより、障がい者等の地域生活の安定を図ることを目的とする。 2 基幹相談支援センターと連携し、自立支援協議会を中心とした笛吹市相談支援体制整備の推進を図ることを目的とする。	相談実利用人数	230 人
			件数	2,700 件
			自立支援協議会運営・参加	45 回
	地域会議	官民協働の地域づくりの推進を行う事を目的とし、地域ごと個別事例から、ニーズの顕在化や潜在的な社会資源の発掘なども含めた地域課題を把握、共有する。	事例のデータベース化	—

＊第３次地域福祉活動計画期間中の平成３１年1月より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていることから、評価方法を各目標に対する実施事業・活動内容やその取り組み過程の説明とさせていただきました。

各年度実績値				コロナ禍の取り組み	目標に対しての評価 期間中実施していた活動内容（プロセス）
H.29	H.30	H.31	R.2		
6 回	46 回	49 回	31 回	座談会は実施予定はなかった。代表者会議においては、コロナの影響によりアンケート調査のみとなった。	回数は減少したが実践活動を通じて、地域づくりの醍醐味を共有、課題から推進の仕方について意識が醸成されてきている。
1 回	1 回	1 回	1 回		目標どおり実施した。 コロナ禍でも各町の代表が集まり、他の町の活動を共有したり自分達の町に置き換え考える機会となった。
—	4 回	27 回	15 回	協議体の開催が十分できず、集いの場等の活動推進が十分にできない面がある。	各地区や活動を紹介する中で今後どのように支え合い活動を展開していくか、意識の醸成を図っている。
53 団体	51 団体	54 団体	57 団体	今まで通りの活動はできていないが、今だからできることを検討し実施している。	団体・個人人数共に目標値には到達していない。この間、市民活動ボランティアセンター活動として、市内全体のボランティア活動を推進、把握していく方針を確認できたことから、次期活動では、行政・運営委員会との連携強化を図っていく。
531 人	523 人	528 人	562 人		
3,583 人	1,781 人	1,926 人	673 人		初年度は目標どおり実施した。以後は、目標値には至らなかったものの、市民が中心となった運営委員会が市民活動を含めた地域におけるボランティア活動の広がりの普及啓発に努めた。
58 箇所	58 箇所	60 箇所	60 箇所	締結事業所を対象とした研修会は中止。書面にて研修内容協力依頼。コロナ禍の熱中症予防啓発の依頼をした。	締結事業所は横ばいである。周知必要。研修会は、方法を検討しながら行っていく。
1 箇所	1 箇所	1 箇所	0 箇所 （書面にて開催）		
—	—	—	—	例年行っているがマスクをつけた夏の熱中症予防啓発をパンフレットを用いて行った。	熱中症予防活動は定着してきている。必要時見守り対応していく。
—	—	—	—	感染予防に気を付けながら訪問。または電話による声かけを行った。	必要時行っていく。また予防的な見守りも必要。
266 件	371 件	563 件	1,139 件	コロナによる貸付の相談から高齢者や一人親世帯等の困窮者に関わるきっかけができ、つながった。	特例貸付からの経済生活の相談が増えた。
78 %	82 %	76 %	— %	—	—
103 件	—	—	—	—	—
237 人	346 人	334 人	210 人	感染対策として、訪問時間の短縮や玄関先対応、電話対応を行った。自立支援協議会は書面上で行った。	訪問だけでなく電話なども活用しながらコロナ禍でも支援を継続した。
6,273 件	5,411 件	5,339 件	5,332 件		
27 回	29 回	29 回	25 回		
56 件	151 件	151 件	143 件	自粛期間中で開催ができなかった際には、個別に情報共有を行った。	課題解決検討会議を意識して地域課題を共有した。

第3次地域福祉活動計画「事業・活動一覧」「評価表」（平成29年度～令和2年度）

	事業・活動名	目　　的	評　価	
			項　目	目標値
助けあい	ふえふき子ども子育て関係者連絡会	笛吹市の子ども子育てに関する市民活動団体やボランティア団体、個人などで構成する連絡会の活動を支援することにより、子ども達がすこやかに育まれるための地域づくりの推進を図ることを目的とする。	開催回数	6 回
			各事業の実施方法の蓄積	—
	災害救援ボランティアセンター設置訓練	（旧　災害関連事業） 1 日頃から、地域住民の防災に対する意識を高めることを目的とする。 2 災害発生時に地域住民が適切な行動がとれる体制をつくり、災害発生時の地域住民の安全を図ることを目的とする。	実施回数	1 回
			参加者数	100 人
			新規参加者数	10 人
	赤い羽根共同募金	1 自分たちが住むまちにおける地域福祉の推進を図ることを目的とする。 2 募金への協力が地域福祉活動への参加の一つの方法であることの理解を深めることを目的とする。	募金達成率	100 %
公助	生活福祉資金	相談支援を行うことにより生活福祉資金の相談を受付スムーズに支援することにより、地域生活の安定を図ることを目的とする。	新規件数	15 件
	コロナ特例生活福祉資金【新規】	新型コロナウイルス感染症の影響によって失業したり、仕事が減ったことで収入が減少した世帯に、資金の貸し付けを行うことにより、生計維持を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする。	貸付件数	—
	社会福祉金庫	地域住民に対する緊急的な貸し付けを行うことにより、緊急対応と自立支援を行うことを目的とする。	新規貸付件数	25 件
			新規貸付先の回収率	80 %
	善意銀行（法外擁護）	行旅病人に対して最低限の交通費等を支給することにより、緊急事態の改善を図ることを目的とする。	申請件数	10 件
	福祉機器貸出	高齢者、障がい者等を対象に一時的に福祉機器を貸し出すことにより、在宅生活を支援することを目的とする。	貸出件数	130 件
	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、自立した地域生活が送れるように支援することを目的とする。	新規	25 件
			利用実績	—
			相談実績	—
			契約者数	—
	障がい者サービス利用計画作成	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、総合的な支援計画を作成、支援することにより、障がい者が自立した地域生活を送れることを目的とする。	相談回数	3,400 回
			利用人数	150 人
			モニタリング回数	156 回
	精神障がい者デイケア	在宅で回復途上の精神障がい者を対象に作業支援・レクレーション活動支援・創作活動支援・生活支援などを行い、社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。	開催プログラム数	190 回
			参加人数	970 人
	法人後見事業	法人が後見人となり、地域で権利擁護を推進することにより、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心して生活できることを目的とする。	啓発活動	10 回
			新規受任	15 件
	法人後見支援事業	法人後見業務等を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備及び法人後見活動を支援することにより、法人後見制度の利用普及を図ることを目的とする。	学習会	10 回
			法人設立	1 法人

＊第３次地域福祉活動計画期間中の平成３１年1月より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていることから、評価方法を各目標に対する実施事業・活動内容やその取り組み過程の説明とさせていただきました。

各年度実績値				コロナ禍の取り組み	目標に対しての評価 期間中実施していた活動内容（プロセス）
H.29	H.30	H.31	R.2		
6 回 たまり場プロジェクト 夏11箇所 冬8箇所 春3箇所	4 回 たまり場プロジェクト 夏16箇所 冬8箇所 春3箇所	3 回 たまり場プロジェクト 夏16箇所 冬10箇所 春3箇所	3 回 広域ではなく 各団体それぞれに 活動	休校に伴い子供たちの様子を情報交換。支えあうおにぎり、フードパントリー等情報発信。必要な家庭への支援。	ネットワークの連携は強くなっている。活動の方法が変わっても子どもたちのために考えた活動を行っている。
1 回	1 回	1 回	1 回	災害時における障がい者の理解を目的に当事者等をシンポジストに講習会を実施した。	参加者数が目標値に至らなかった。形を変え体験学習を実施。災害を通じ障がいの理解促進につながった。
71 人	90 人	57 人	60 人		
35 人	28 人	15 人	60 人		
96 %	90 %	96 %	94 %	街頭募金や福祉まつり等のイベントでの募金活動が中止となった。	コロナによる中止・延期と一括りにせず、実施団体や担当者が各事業目的に見合った活動を展開した。
3 件	2 件	5 件	4 件	コロナ特例貸付に該当しない世帯の相談支援を行った。	特例貸付に該当しない対象者に対して相談支援の延長で対応した。
—	—	—	緊急小口 1,075件 総合支援 737件 総合(延長) 381件 再貸付 157件	R2.3.25よりコロナ特例貸付受付開始。	必要対象者に対して対応。また、対象者のデータもとり、困窮者に対して新しい事業も開発した。
3 件	1 件	4 件	1 件	コロナによる影響で生活困窮になった世帯は、特例貸付での対応をしている。	自立に向けた寄り添い支援の実施。
67 %	100 %	100 %	100 %		
2 件	2 件	3 件	2 件	市内の申請者はいなかった。	行旅病人、及び市内住民に対して必要時対応した。
99 件	86 件	62 件	30 件	外出が出来ない事から利用は減った。	聞き取りによって必要に応じサービスへつなぐなど、一時的使用という目的に合わせた貸し出しを行えた。
18 件	18 件	21 件	16 件	感染予防として、訪問時間の短縮や玄関先での対応などを行った。	地域からの支援のニーズに対し、支援の必要性についてアセスメントした上で対応を行うことができた。
734 件	743 件	808 件	776 件		
3,318 件	3,338 件	3,393 件	3,812 件		
75 件	73 件	83 件	73 件		
4,061 回	2,908 回	3,171 回	2,316 回	担当者会議は電話や文書にて会議とした。訪問時間短縮、玄関先対応や電話対応を行った。	スマイル一宮新規利用者に関する担当者会議開催、モニタリング等委託相談と連携、協力を得ながら実施した。
130 人	147 人	138 人	139 人		
214 回	134 回	182 回	230 回		
196 回	210 回	190 回	190 回	コロナへの恐怖で、家からも出られなくなる方もいたが、消毒や対応を統一し、安心して利用できるように取り組んだ。	支援関係者との連携や感染対策の徹底により、継続して活動参加の機会を提供できた。
520 人	738 人	512 人	642 人		
3 回	4 回	4 回	3 回	病院入院中の方や施設入所者などの面会制限中の方は、電話でワーカーに様子を伺った。	目標値である新規受任件数計15人を達成し、18人を新たに受任した。
4 件	1 件	5 件	8 件		
2 回	2 回	2 回	3 回	コロナ禍により定例会及び学習会が一部中止となった。	法人後見事業を受託できる事業所への関わりや新たに受任できる可能性のある事業所の発掘を継続した。
0 法人	0 法人	0 法人	0 法人		

第3次地域福祉活動計画「事業・活動一覧」「評価表」（平成29年度～令和2年度）

	事業・活動名	目　　的	評　価	
			項　目	目標値
公助	成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進することにより、障害者等の権利擁護を図ることを目的とする。	普及啓発	50 回
			学習会	5 回
	成年後見制度利用支援事業	市長申立を行う際の後見候補者の選定及び手続き等を行うことにより、成年後見制度の適正な利用を図ることを目的とする。	申立検討会	4 回
			市長申立	5 件
	障害程度区分認定調査	認定調査を通して、障がい者が障害福祉サービスを適切に利用できることを目的とする。	調査依頼の対応のため設定しない	—
	居宅介護支援事業（介護保険）	要支援、要介護状態にある高齢者等が適切な介護保険サービスを利用できるようにマネジメントを行うことにより、尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的とする。指定市町村事務受託法人として笛吹市から委託を受け、県外の認定調査を実施。	ケアプラン数（予防含む）	4,700 件
			認定調査受託件数	120 件
	訪問介護事業（介護保険）	要支援、要介護状態にある高齢者等に適切な訪問介護サービスを提供することにより、尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを目的とする。	延べ利用者数	1,500 人
			訪問回数	14,500 回
	通所介護事業（介護保険）	通所介護サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持向上及び家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。	延べ利用者数	43,000 人
			平均稼働率	80 %
	障がい者社会参加支援事業（訪問）	障がい者に移動支援、生活訓練等のサービスを提供することにより、日常生活及び社会生活を営むことができることを目的とする。	延べ利用者数	100 人
	障がい者自立支援給付（訪問）	障がい者に居宅介護サービスを提供することにより、地域において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。	延べ利用者数	300 人
	障がいデイサービス（通所）	在宅で生活している身体障がい者に通所介護事業においてサービスを提供することにより、身体機能の維持向上及び社会参加の促進を図ることを目的とする。	延べ利用者数	60 人
	おまかせ･あんしんサービス［制度外］	介護保険サービス以外の訪問介護サービスを提供することにより、利用者が地域において日常生活を営むことができることを目的とする。	延べ利用回数	70 回
	お泊りデイサービス［制度外］	本会通所介護事業所利用者が介護者の都合で在宅での生活が困難な場合に、通所介護事業所に一時的に宿泊することにより、介護者及び利用者の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに利用者の自宅での生活が継続できることを目的とする。	延べ利用回数	5 回
	南部長寿包括支援センター総合相談支援事業【新規】	高齢になっても住み慣れた地域で、安心して暮らせるように様々な相談を受け止め、そのような支援が必要か把握し、地域におけるサービスや制度、機関につなげる支援をする。	相談実績数	—
		地域の実態把握を行い、支援が必要な高齢者の生活支援のために、住民・専門職・介護保険事業所・商店等と連携して地域で支援できるように、地域支援ネットワークを構築する。	普及啓発回数（高齢者、地域住民、民協、医療機関、警察、商店）	—
	南部長寿包括支援センター権利擁護事業【新規】	住民とのネットワークづくりを推進し、課題の早期発見に努め、必要な住民を必要な時に制度やサービスにつなげる。	相談実績数	—
		権利擁護について、住民・事業者・医療機関など広く啓発を行い権利擁護の意識を高める。	コア会議実件数	—
		権利侵害を受けている住民の権利擁護に対し、専門職が課題解決に取り組む。	普及啓発回数（高齢者、地域住民、民協、介護事業所）	—

＊第３次地域福祉活動計画期間中の平成３１年1月より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていることから、評価方法を各目標に対する実施事業・活動内容やその取り組み過程の説明とさせていただきました。

各年度実績値				コロナ禍の取り組み	目標に対しての評価 期間中実施していた活動内容（プロセス）
H.29	H.30	H.31	R.2		
3 回	2 回	2 回	6 回	コロナ禍により一部は集合研修が未実施となった。	市民後見人等や地域から課題と感じている内容を聞きとり、研修内容として反映して実施できた。
1 回	2 回	2 回	3 回		
4 回	5 回	5 回	5 回	権利擁護検討会は感染予防を実施して開催した。	身寄りがなく支援が必要な方に対して、行政と連携し制度につなげることができた。
4 件	6 件	18 件	18 件		
—	—	—	—	調査依頼があったため、感染予防を徹底し調査を行った。	調査依頼があったため、感染予防を徹底し調査を行った。
4,768 件	4,831 件	4,500 件	4,535 件	感染予防対策の徹底と統一を図ると共に、利用者や家族に文書や口頭で協力を依頼した。	コロナ禍で予測される筋力低下や虐待リスク等に注意しながら相談支援を行った。
87 件	64 件	60 件	10 件		
1,256 人	1,330 人	1,221 人	1,063 人	感染予防対策の徹底と統一を図ると共に、利用者や家族に文書や口頭で協力を依頼した。	コロナ感染症予防の徹底を図るため衛生材料を整えると共に職員意識の統一を図った。
15,706 回	16,018 回	15,131 回	11,960 回		
42,907 人	43,574 人	42,884 人	37,946 人	感染予防策の徹底と統一を図ると共に、利用者や家族に文書や口頭で協力を依頼した。	コロナ感染症予防の徹底を図るため衛生材料を整えると共に職員意識の統一を図った。
77 %	79 %	80 %	73 %		
65 人	64 人	60 人	41 人	感染予防策を図ると共に、利用者や協力を依頼した。密集場所への外出は控えた。	コロナ感染症予防の徹底を図るため衛生材料を整えると共に職員意識の統一を図った。
225 人	207 人	191 人	152 人	感染予防の学習会で対策の徹底と統一を図ると共に、利用者や家族に文書や口頭で協力を依頼した。	コロナ感染症予防の徹底を図るため衛生材料を整えると共に職員意識の統一を図った。
121 人	63 人	98 人	27 人	感染予防策の徹底と統一を図ると共に、利用者や家族に文書や口頭で協力を依頼した。	コロナ感染症予防の徹底を図るため衛生材料を整えると共に職員意識の統一を図った。
40 回	58 回	55 回	43 回	感染予防策を図ると共に、利用者や協力を依頼した。外出時は密集を避け対応した。	コロナ感染症予防の徹底を図るため衛生材料を整えると共に職員意識の統一を図った。
0 回	3 回	0 回	0 回	—	制度の隙間への対応により在宅生活が安心して継続できるよう事業を実施した。
—	1,165 人	1,413 人	1,353 人	対面での予防策や環境的な予防策等を考慮し、配慮をしながら通常での相談対応をした。	コロナ禍で、不安を抱える住民が多く、相談件数はコロナ後も横ばいになっている。
—	5 機関	5 機関	7 機関	対面での予防策や環境的な予防策等を考慮し、配慮をしたり郵送にする等工夫をした。	顔が見える関係づくりを行い、ネットワークの構築が進んだ。関係継続に注力していく。
—	4 件	2 件	10 件	対面での予防策や環境的な予防策等を考慮し、配慮をしながら通常での相談対応をした。	社協との連携もあり、住民に包括支援センターの役割が徐々に浸透してきている。
—	0 件	3 件	2 件	会議開催に際しては、市担当者の判断を得ながら実施した。	市から示された目標回数は開催した。
—	3 機関	3 機関	4 機関	対面での予防策や環境的な予防策等を考慮し、配慮をしたり郵送にする等工夫をした。	予防対策を講じながら、関係機関への周知を行った。

第3次地域福祉活動計画「事業・活動一覧」「評価表」（平成29年度～令和2年度）

	事業・活動名	目　　的	評　価	
			項　目	目標値
公助	南部長寿包括支援センター 包括的・継続的 ケアマネジメント事業 【新規】	高齢者の地域での生活の継続に向けて、地域特性を踏まえて、行政・医療機関・その他専門職と連携して支援ができるように介護支援専門員の支援に取り組む。	相談実績数	—
	南部長寿包括支援センター 介護予防ケア マネジメント事業 （介護保険）【新規】	介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や置かれている環境に応じた介護予防ケアマネジメント業務を行う。	ケアプラン数	—
	南部長寿包括支援センター 地域包括推進 地域ケア会議【新規】	介護支援専門員の支援を中心に、多職種連携を図り、より良い支援の検討を行い個別支援から地域課題へと展開を図り地域課題の共有化と必要な社会資源の開発を目指す。	地域ケア会議実施回数 （個別支援型）	—
		介護支援専門員の支援を中心に、多職種連携を図り、より良い支援の検討を行い個別支援から地域課題へと展開を図り地域課題の共有化と必要な社会資源の開発を目指す。	地域ケア会議実施回数 （自立支援型）	—

＊第３次地域福祉活動計画期間中の平成３１年1月より新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていることから、評価方法を各目標に対する実施事業･活動内容やその取り組み過程の説明とさせていただきました。

各年度実績値				コロナ禍の取り組み	目標に対しての評価 期間中実施していた活動内容（プロセス）
H.29	H.30	H.31	R.2		
—	286 人	232 人	194 人	対面での予防策や環境的な予防策等を考慮し、配慮をしながら通常での相談対応をした。	介護支援専門員からの相談件数は横ばいで、コロナの影響はあまり受けず対応できた。
—	927 件	942 件	1,052 件	特例措置であるコロナ延長認定者が殆どであった。	介護予防ケアマネジメント数は、ほぼ横ばいで推移している。
—	3 回	3 回	3 回	対面での予防策や環境的な予防策等を考慮し、配慮をしたり郵送にする等工夫をした。	市から示された目標回数は開催し、個別支援ケースでは類似ケースについて課題の整理ができた。
—	3 回	2 回	2 回	対面での予防策や環境的な予防策等を考慮し、配慮をしたり郵送にする等工夫をした。	市から示された目標回数は開催し、個別支援ケースでは類似ケースについて課題の整理ができた。

民生委員児童委員・主任児童委員アンケート集計結果

○アンケート概要
・対象者数：２０６人　　回答者数：１５４人　　回答率：７４．８％
・回答者の性別：男４４人(２８.６％)、女９１人(５９.１％)、無回答１９人(１２.３％)
・回答者の住所：石和４２人(２７.３％)、御坂３０人(１９.５％)、一宮２８人(１８.２％)、八代１５人(９.７％)、境川１４人(９.１％)、春日居２０人(１３.０％)、芦川４人(２.６％)、無回答１人(０.６％)

設問１：あなたが地域で受けている相談にはどのようなものがありますか。(複数回答)

	子ども	(人) n＝１５	割合(%) (9.7%)		働きざかり	(人) n＝１７	割合(%) (11.02%)		高齢者	(人) n＝８４	割合(%) (54.5%)	
1	引きこもり	6	40.0%	②	引きこもり	5	29.4%	②	引きこもり	7	8.3%	
2	生活困窮	2	13.3%		生活困窮	7	41.2%	①	生活困窮	25	29.8%	③
3	虐待	3	20.0%		虐待	0	0.0%		虐待	3	3.6%	
4	介護	0	0.0%		介護	3	17.6%		介護	23	27.4%	
5	子育て	7	46.7%	①	子育て	0	0.0%		子育て	0	0.0%	
6	介護保険・福祉サービス	0	0.0%		介護保険・福祉サービス	2	11.8%		介護保険・福祉サービス	42	50.0%	②
7	ひとり暮らし	1	6.7%		ひとり暮らし	3	17.6%		ひとり暮らし	50	59.5%	①
8	その他	4	26.7%		その他	3	17.6%		その他	12	14.3%	

設問２：あなたが地域で受けている相談で気になっている相談にはどのようなものがありますか。(複数回答)

		n＝8			n＝１１			n＝５３		
1	引きこもり	4	50.0%		引きこもり	2	18.2%	引きこもり	3	5.7%
2	生活困窮	2	25.0%		生活困窮	5	45.5%	生活困窮	11	20.8%
3	虐待	2	25.0%		虐待	0	0.0%	虐待	0	0.0%
4	介護	0	0.0%		介護	1	9.1%	介護	18	34.0%
5	子育て	2	25.0%		子育て	0	0.0%	子育て	0	0.0%
6	介護保険・福祉サービス	0	0.0%		介護保険・福祉サービス	0	0.0%	介護保険・福祉サービス	21	39.6%
7	ひとり暮らし	0	0.0%		ひとり暮らし	2	18.2%	ひとり暮らし	34	64.2%
8	その他	3	37.5%		その他	2	18.2%	その他	4	7.5%

設問３：あなたが地域で受けている相談で増えている相談にはどのようなものがありますか。(複数回答)

		n＝4			n＝2			n＝３４		
1	引きこもり	1	25.0%		引きこもり	0	0.0%	引きこもり	2	5.7%
2	生活困窮	2	50.0%		生活困窮	1	50.0%	生活困窮	7	20.8%
3	虐待	1	25.0%		虐待	0	0.0%	虐待	0	0.0%
4	介護	0	0.0%		介護	1	50.0%	介護	9	34.0%
5	子育て	1	25.0%		子育て	0	0.0%	子育て	0	0.0%
6	介護保険・福祉サービス	0	0.0%		介護保険・福祉サービス	1	50.0%	介護保険・福祉サービス	17	39.6%
7	ひとり暮らし	0	0.0%		ひとり暮らし	2	100.0%	ひとり暮らし	14	64.2%
8	その他	1	25.0%		その他	0	0.0%	その他	2	7.5%

設問４：地域で相談を受けたときに、その相談を解決するために、あなたは関係者や関係機関に相談や連絡をしますか。(複数回答)

		n＝１４			n＝１６			n＝８３		
1	包括支援センター	2	14.3%		包括支援センター	4	25.0%	④	包括支援センター	52	62.7%	②
2	市役所	5	35.7%	④	市役所	6	37.5%	③	市役所	22	26.5%	
3	社会福祉協議会	6	42.9%	②	社会福祉協議会	11	68.8%	①	社会福祉協議会	66	79.5%	①
4	ケアマネジャー	0	0.0%		ケアマネジャー	1	6.3%		ケアマネジャー	30	36.1%	
5	民生委員	7	50.0%	①	民生委員	7	43.8%	②	民生委員	36	43.4%	④
6	地区の区役員	4	28.6%		地区の区役員	4	25.0%	④	地区の区役員	28	33.7%	
7	本人の家族・親戚	6	42.9%	②	本人の家族・親戚	3	18.8%		本人の家族・親戚	40	48.2%	③
8	警察・消防	0	0.0%		警察・消防	0	0.0%		警察・消防	6	7.2%	
	その他	5	35.7%		その他	0	0.0%		その他	6	7.2%	
	学校	3				-			近所住民	2		
	主任児童委員	2				-			老人施設	1		
		-				-			アパート大家	1		
		-				-			保健所	1		
		-				-			未記入	1		
	相談や連絡を先がわからない	0	0.0%		相談や連絡を先がわからない	0	0.0%		相談や連絡を先がわからない	1	1.2%	
	相談や連絡をしない	0	0.0%		相談や連絡をしない	0	0.0%		相談や連絡をしない	0	0.0%	

・実施期間：令和３年３月３日～３月３１日
・方法：郵送方式

障がい児者	（人）	割合(%)
	n＝１０(6.5%)	
引きこもり	1	10.0%
生活困窮	2	20.0%
虐待	0	0.0%
介護	0	0.0%
子育て	0	0.0%
介護保険・福祉サービス	1	10.0%
ひとり暮らし	4	40.0% ①
その他	3	30.0%

	n＝5	
引きこもり	1	20.0%
生活困窮	2	40.0%
虐待	0	0.0%
介護	1	20.0%
子育て	0	0.0%
介護保険・福祉サービス	0	0.0%
ひとり暮らし	1	20.0%
その他	2	40.0%

	n＝1	
引きこもり	1	100.0%
生活困窮	0	0.0%
虐待	0	0.0%
介護	0	0.0%
子育て	0	0.0%
介護保険・福祉サービス	0	0.0%
ひとり暮らし	0	0.0%
その他	0	0.0%

	n＝9	
包括支援センター	2	22.2%
市役所	3	33.3%
社会福祉協議会	7	77.8% ①
ケアマネジャー	0	0.0%
民生委員	3	33.3%
地区の区役員	5	55.6% ②
本人の家族・親戚	3	33.3%
警察・消防	0	0.0%
その他	1	11.1%
避難先になる学校	1	
	-	
	-	
	-	
	-	
相談や連絡を先がわからない	0	0.0%
相談や連絡をしない	0	0.0%

★設問１～３について　　注）文中の〇数字は順位を示す

- いずれの対象者にも回答がない人の割合が２５．２％だったことから、相談を受けていない民生委員もいると思われる。
民生委員が実際に地域で受けている相談は、高齢者が８４人（54.5％）と最も多い。また、実際の回答数（４つの対象者を合わせた延数126人）を基準にすると、高齢者は全体の66.7％となり、障がい児者（７．９％）の８．４倍である。
- いずれの対象者も相談を受けている民生委員の数と割合は共に前回アンケートと比較すると、少ないが（－18.６％～－10.２％）、民生委員が子どもから高齢者まで幅広い相談を受け、中でも高齢者の相談が多いことは共通していた。割合が減少した理由は、対象民生委員の任期年数の差、新型コロナウイルス流行による活動自粛や相談を受けてきた地区行事やサロンの中止、感染症の影響による休業・失業等に伴う生活福祉資金特例貸付（以下、新型コロナ特例貸付）が民生委員を介さず、直接本人から専門機関につながったこと等が考えられる。
- 受けている相談内容は、割合が高い順に高齢者は、①「ひとり暮らし」、②「介護保険・福祉サービス」であり、前回アンケートと同様の傾向であった。しかし、高齢者の③「生活困窮」（４０．５％→２９．８％）と働きざかり①「生活困窮」（６５．６％→４１．２％）は大幅に減少している。障がい児者について、数が少ないので比較はできなかった。子どもは、①「子育て」、②「引きこもり」と、前回と同様の傾向であった。
- 前回アンケートと比較し、特に働きざかりと高齢者で「生活困窮」の相談数が大きく減っている。前述の通り、相談者が直接専門機関とつながっている影響がある。これは、相談者には、迅速に手続きが終了して支援を受けられるメリットがある一方、民生委員が生活困窮を地域の困りごととして捉えにくい。設問２、３から、「生活困窮」の相談を受けているうち、子ども、障がい児者では数は少ないが全員が気になると感じている。高齢者は、新型コロナ特別貸付の緊急小口申請状況（R3.3.31現在）を見ると、全体の２０％強と高いが、民生委員が気になっている割合は低い。
- 「虐待」について、件数は少ないが子ども、高齢者で相談を受けている。

★設問４について　　注）文中の〇数字は順位を示す

- いずれの対象者も「社会福祉協議会」に相談する人が最も多かった（42.９％～79.５％）。子どもは、４つの対象者で最も低い42.９％であったが、前回アンケート32.４％より１０％以上増加している。これは、様々な活動を通じて民生委員が、日頃から社会福祉協議会と接点があり、関係性が構築されているためと思われる。社会福祉協議会は、民生委員の身近な相談先になっていると推察できる。
- 子どもは、①「民生委員」、②「本人の家族・親族」・「社会福祉協議会」である。働きざかりは、①「社会福祉協議会」②「民生委員」であり、他と比較し、「本人の家族・親族」と回答した人が18.８％と少なかった。これらから、民生委員間の相談ネットワークの存在が確認できる。障がい児者は、①「社会福祉協議会」、②「地区の区役員」であり、他と比較すると、「地区の区役員」に相談する人が５５．６％ともっとも多い。高齢者は、①「社会福祉協議会」②「包括支援センター」、③「本人の家族・親族」、④「民生委員」であり、前回アンケートと同様の順位である。
「警察・消防」と回答した人は、高齢者7.２％だけである。内容は、設問７より、近所トラブルであることが読み取れる。また、地区による偏りは確認できなかった。
- 「相談や連絡先がわからない」１名について、他の設問回答より、実際に相談対応をしており、根本的な解決が出来ない内容であることがわかった。

設問５－１：住民からの相談を関係者や関係機関に相談や連絡をしたことで、住民からの相談は解決しましたか。

		n＝１５４		（無回答除き再計算）	n＝１０８		
1	解決した	35	22.7%	解決（解決＋多くは解決）	35	32.4%	72.2%
2	多くは解決した	43	27.9%		43	39.8%	
3	あまり解決していない	23	14.9%	解決しない（あまり＋ほとんどしない）	23	21.3%	27.8%
4	ほとんどしていない	7	4.5%		7	6.5%	
5	無回答	46	29.9%				

★設問５－１

- 民生委員が受けた相談の解決割合について、「解決した」72.2％、「解決しない」27.8％である。これは、前回アンケートではそれぞれ75.2％、24.8％であり、解決した：しない割合はおよそ７：３でほぼ変わりがない。同時期に実施している子育て関係者アンケートでは、今回及び前回アンケートで共に解決した：しない割合は5.5：4.5である。活動場所が特定範囲であること、子育ての専門職であることから、地域で住民に寄り添った活動をしている民生委員と一概に比較はできないが、解決したと感じている人が多いといえるのではないか。

設問５－２：解決した、解決していないと思う理由をお聞かせください。

★設問５－２について

- 相談が「解決した」と考える場合、市役所や社会福祉協議会等の機関に相談し、公的制度やサービスを利用していることが多く、既存の制度等が活用されると相談が解決しやすくなる様子がうかがえる。日頃から関わりの多い社会福祉協議会や包括支援センターへ相談や連絡をしており、問題解決の要因は、「相談に応じた専門機関につなぐ」ことであり、連携が重要であると言える。
- 問題が「解決していない」場合、相談対応中で終結していないため「解決していない」と答えた人がいる一方、課題が長期化、複雑化しており解決そのものが難しい、あるいは時間を要する相談、施設の空き状況や家庭内の長年の関係性からくる問題などの民生委員が対応できない内容であった。すぐに相談に対応する制度やサービス等の具体的な解決策が見当たらない場合、相談先がない、あるいはわからないと感じ、解決しない相談と感じている。また、対象者自身や家族が課題を捉えていなかったり、支援を希望していないこともある。
- 相談が解決した理由と解決しない理由のそれぞれの意見をまとめると、問題解決の要因は「相談を専門機関につなぐこと」「関係機関と連携をとること」「制度やサービス、具体的な解決策が検討できること」「本人や家族の意欲」が重要であった。相談を受けた人が相談しやすい体制や関係づくり、関係機関の専門性、複雑な問題に長期的に取り組む支援体制が求められているのではないか。

設問６：民生委員の立場で、地域住民の生活上の困難を解決するために必要なことは何だと思いますか。（複数回答）

		n＝１４９			キーワード
1	民生委員が相談を受けた場合、関係機関や関係者に相談や連絡をすること。	125	83.9%	①	相談をつなぐ
2	民生委員が関係機関や関係者に相談や連絡をした場合、その結果の報告を受けること。	67	45.0%	③	情報
3	民生委員が夜間休日等でも相談や連絡ができる窓口があること。	16	10.7%		相談窓口
4	民生委員が専門的(高齢者・障がい・児童他)な相談や連絡ができる窓口があること。	37	24.8%		相談窓口
5	民生委員が身近に相談できる人がいること。	19	12.8%		相談窓口
6	民生委員が民生委員間での連携や調整が上手くとれること。	39	26.2%		協力・連携・調整
7	民生委員が地域の区役員との連携や調整が上手くとれること。	64	43.0%	⑤	地域
8	民生委員に地域住民の協力があること。	44	29.5%		協力・連携・調整
9	民生委員に市役所の協力があること。	26	17.4%		協力・連携・調整
10	民生委員に社会福祉協議会の協力があること。	69	46.3%	②	協力・連携・調整
11	地域の人たちが、要援護者等宅へ直接、訪問や電話をして声かけをすること。	8	5.4%		地域での見守り
12	地域の人たちが、要援護者等の日常生活を支援すること。（買い物、通院など）	15	10.1%		地域での見守り
13	地域の人たちが、要援護者等の見守りをすること。	67	45.0%	③	地域での見守り
14	生活上の課題のある地域住民の個人情報が開示されること。	26	17.4%		情報
15	生活上の課題のある地域住民が相談しやすい場所があること。	51	34.2%		相談窓口
16	特にない	0	0.0%		－
17	その他	1	0.7%		－

★設問６について

- 民生委員が地域住民の課題解決のために必要と考えることは、①「民生委員が相談を受けた場合、関係機関や関係者に相談や連絡をすること」が83.9％で１位である。前回アンケートより４％微増していることからも、「相談をつなぐ」ことが重要視されている。
- 上位５位までの選択肢をみると、前回４位「地域住民の協力があること」が７位となった以外は前回アンケートと同じであった。割合でみると、２位以降が２位46.3％、３位45.0％と１位と大きく差がある。また、選択肢によって増減の差が大きい。
- 選択肢をキーワードとして捉えて傾向をみると、前回アンケートと同様、「つなぐ」「協力・連携・調整」「地域での見守り」「情報」「地域」の必要性を感じていることがわかる。選択肢の内訳をみると、現在の民生委員は、地域住民からの協力や支援が得られることで、住民にとって相談しやすい場所ができ、民生委員自身も他の民生委員や区役員等地域支援者と連携や調整が上手くとれたり、専門的な機関の支援が受けられることを重要視している傾向が、前回アンケートと比較し読み取れる。これは、近所のつながりの希薄化により、住民の協力を得られにくくなっていることが影響しているのではないか。
- ２～５位の選択肢の割合がほぼ平均化していることについて、本アンケートからは十分に読み取れない。しかし、設問１からを相談を受ける機会が少ない人も多く、選択肢を決めきれなかった影響もあるのではないか。

設問７：地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためのご意見等がありましたらお書きください。(自由記述)

★設問７について

- 自由記述についてカテゴリーごとに内容を整理した。最も多かった意見は、防災や自然災害における要援護者の安全確保についてである。令和元年１０月の台風で避難経験の課題から、独居高齢者の安全確保や連絡方法、避難所への移動支援などの具体的な方法を住民同士で事前に確認する必要性があげられた。日頃からの見守りや声かけ、一般市民や要援護者対象の防災訓練の実施、災害時の民生委員の役割の明確化があげられている。続いて多かったのは、民生委員活動の見守りや声かけ、地域とのつながりについての意見である。中でも、新型コロナウイルス感染予防から訪問を避けたこと、地域行事やサロン活動などの中止により情報収集が困難との意見が多かった。また、多くの活動が自粛を余儀なくされ、近所付き合いの希薄化の中、民生委員活動の方法についての困惑の意見もある。感染対策の上、新しい形での地域住民とのつながりづくりや情報収集の検討が必要である。
- 前回のアンケートと共通し、相談関係機関の充実や連携の大切さについての意見もあった。地域に潜在的な課題のある人がいても、個人情報保護法やコロナ禍の活動制限により情報収集の困難さや、要援護者台帳への未登録等により対象者の把握が困難との意見がある。「安心して暮らせる地域づくり」のためには、民生委員は一人で活動することも多いため、行政や地域の区役員、社会福祉協議会等も含めた関係機関と情報共有や連携を行い、迅速な相談支援体制の整備が必要である。

◎まとめ

本アンケートは、前回にあたる第３次地域福祉活動計画アンケート（平成２８年実施）と同様の設問内容、構成で実施している。アンケート結果ではほぼ同じ傾向が見られたが、令和２年から１年数か月以上続く新型コロナウイルスの流行により、地域行事等の中止や縮小、様々な社会活動の自粛要請に伴い、民生委員活動に制限があったことを踏まえて考察する必要がある。

1. 民生委員が受ける様々な相談の中では、高齢者に関するものが最も多い。民生委員は地域住民の身近な相談者として役割を果たしている一方で、新型コロナウイルスの影響による活動制限や相談者が直接専門機関とつながるようになったことで相談件数が減少し、自身の活動への戸惑いを感じている。また、他の地域支援者と連携や調整がとれること、専門的な機関の支援を受けられることを重要と考えている。
2. 相談先としては、いずれの対象者においても社会福祉協議会が上位である。両者は事業や活動を協働する機会が多いことから、民生委員自身の相談先になっていると考えられる。また、民生委員相互の相談ネットワークが活用されていること、障がい児者では、地区役員と連携しながら相談に対応していることが示唆された。
3. 問題が解決するための要因は、①相談が専門機関につながること　②関係機関との連携や協働　③公的制度の利用や地域住民の協力による具体的な対応策の検討　④本人や家族の問題解決への意欲と行動だと言える。相談がつながるためには、相談しやすい仕組みづくり、民生委員や地域支援者が問題を早期発見する視点の強化が必要である。また、問題の複雑化により介入が困難であったり、対応策がなく長期化し解決に時間を要する場合も多く、関係者間での役割分担や機能を明確にした上での連携が必要となる。
4. 本アンケートにおいて、民生委員が相談は専門職や専門機関につなぐこと、地域づくりには地域住民の協力やつながりがあることが重要であると考えていることがわかった。
5. 「安心して暮らせる地域づくり」のためには、本人や家族、地域の区役員や民生委員をはじめとする地域支援者、行政、社会福祉協議会等の関係機関が日頃から情報共有や連携を行い、地域課題の早期把握、迅速な相談支援体制の整備が必要である。特に、感染症も含めた自然災害について具体的な状況を想定した準備や訓練、役割分担の確認、地域の情報把握、潜在的な問題の発見方法を確立することがあげられている。

子ども・子育て関係者アンケート集計結果

○アンケート概要
・対象者数：５１人　　回答者数：３４人　　回答率：６６.７％
・回答者の住所：石和１５人（４４.１％）、御坂６人（１７.６％）、一宮４人（１１.８％）、八代４人（１１.８％）、春日居３人（８.８％）、境川１人（２.９％）芦川１人（２.９％）
・回答者の所属：保育所・園・認定子ども園・小規模保育事業所・幼稚園１９人（５５.９％）、学童保育８人（２３.５％）、ふえふき子ども子育て関係者連絡会７人（２０.６％）
・実施期間：令和３年３月３日～３月３１日
・方法：郵送方式

Ⅰ①：あなたが直接受けている保護者からの相談について伺います。（複数回答）

設問１：どのようなものがありますか。

	［選択肢］	＜回答者全体＞ n＝３４ ［人］	［割合］	＜保育所等＞ n＝１９ ［人］	［割合］	＜学童保育＞ n＝８ ［人］	［割合］	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞ n＝７ ［人］	［割合］
1	子どもの成長・発達	28	82.4%	19	100.0%	5	62.5%	4	57.1%
2	子どもの交友関係	25	73.5%	15	78.9%	8	100.0%	2	28.6%
3	子どもが利用している時の様子	28	82.4%	18	94.7%	8	100.0%	2	28.6%
4	子どもの虐待	8	23.5%	3	15.8%	2	25.0%	3	42.9%
5	世帯の家庭環境	11	32.4%	8	42.1%	0	0.0%	3	42.9%
6	世帯の生活困窮	3	8.8%	1	5.3%	0	0.0%	2	28.6%
7	世帯のＤＶ	5	14.7%	3	15.8%	0	0.0%	2	28.6%
8	地域での孤立	1	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
9	子ども・子育ての制度	8	23.5%	5	26.3%	1	12.5%	2	28.6%
10	その他	3	8.8%	0	0.0%	1	12.5%	2	28.6%
	（13. その他の内容）	学童以外の場所でのトラブルについて解決できず、困っている親子がいるため力になりたい・不登校・学校生活全般				学童以外の場所でのトラブルについて解決できず、困っている親子がいるため力になりたい		不登校・学校生活全般	

★設問１について
- 保育所・園・認定子ども園・小規模保育事業所・幼稚園（以下、保育所等）や学童保育の回答として「子どもの成長・発達」「交友関係」「利用しているときの様子」が多い。
  保育所等とふえふき子ども子育て関係者連絡会（注1）（以下、連絡会）は「世帯」に関する相談があるのに対し、学童保育では０％である。
- 連絡会は、それぞれの機関が対象としていている子どもや、機関の役割の違いから相談内容も変化してくる。生活困窮やＤＶなど家庭内に踏み込んだ相談への対応も行っている。
- 保育所等についても子どもの成長に関する相談だけでなく、様々な相談を受けている。子どもについての相談から家庭環境に関する相談まで、相談の幅が広がっていることがわかる。

設問２：気になっているものはありますか。

	［選択肢］	＜回答者全体＞ n＝３４ ［人］	［割合］	＜保育所等＞ n＝１９ ［人］	［割合］	＜学童保育＞ n＝８ ［人］	［割合］	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞ n＝７ ［人］	［割合］
1	子どもの成長・発達	20	58.8%	13	68.4%	3	37.5%	4	57.1%
2	子どもの交友関係	9	26.5%	5	26.3%	3	37.5%	1	14.3%
3	子どもが利用している時の様子	8	23.5%	6	31.6%	2	25.0%	0	0.0%
4	子どもの虐待	5	14.7%	2	10.5%	1	12.5%	2	28.6%
5	世帯の家庭環境	8	23.5%	6	31.6%	0	0.0%	2	28.6%
6	世帯の生活困窮	2	5.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	14.3%
7	世帯のＤＶ	5	14.7%	3	15.8%	0	0.0%	2	28.6%
8	地域での孤立	1	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
9	子ども・子育ての制度	3	8.8%	2	10.5%	0	0.0%	1	14.3%
10	その他	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%
	（13. その他の内容）							不登校・学校生活全般	

★設問２について

- 全体として、子どもの成長・発達のほか、家庭環境に関心を寄せている。
  所属別内訳をみると、設問１と同様の傾向がみられた。
  「子どもの成長・発達」の割合は特に保育所等に多く、保育・幼児教育の場であり、子どもの成長をサポートする役割を持っているためと考えられる。
- 連絡会では、「子どもの成長・発達」に次いで虐待、家庭環境、ＤＶの割合が高い。各団体が多方面から子育て世帯を支援していることもあり、他の支援機関と比較して、より家庭環境への関心が大きいと思われる。

設問３：増えているものはありますか。

	［選択肢］	＜回答者全体＞ n＝３４ ［人］	［割合］	＜保育所等＞ n＝１９ ［人］	［割合］	＜学童保育＞ n＝８ ［人］	［割合］	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞ n＝７ ［人］	［割合］
1	子どもの成長・発達	14	41.2%	9	47.4%	3	37.5%	2	28.6%
2	子どもの交友関係	9	26.5%	4	21.1%	3	37.5%	2	28.6%
3	子どもが利用している時の様子	9	26.5%	7	36.8%	2	25.0%	0	0.0%
4	子どもの虐待	1	2.9%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
5	世帯の家庭環境	4	11.8%	2	10.5%	1	12.5%	1	14.3%
6	世帯の生活困窮	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
7	世帯のＤＶ	2	5.9%	0	0.0%	1	12.5%	1	14.3%
8	地域での孤立	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	子ども・子育ての制度	4	11.8%	2	10.5%	0	0.0%	2	28.6%
10	その他	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
	（13. その他の内容）	不登校・学校生活全般						不登校・学校生活全般	

★設問３について

- 増えている相談として、「子どもの成長発達」「子どもの交友関係」「子どもが利用している時の様子」の割合が高い。設問１～３から上記の３項目は保護者、支援者双方の関心が高いといえる。前回アンケートでも上記３項目は、他項目に比べ回答の割合が高く同様の傾向がみられた。
- 「世帯の家庭環境」についての相談も増えている。実際の相談でも、子どものことのみならず家庭環境についての相談も増えていて、支援者の適切な対応が求められてきている。

Ｉ②：直接の相談はなくても、子どもや保護者の様子などから見えてくる課題について伺います。（複数回答）

設問４：どのようなものですか。

	［選択肢］	＜回答者全体＞ n＝３４ ［人］	［割合］	＜保育所等＞ n＝１９ ［人］	［割合］	＜学童保育＞ n＝８ ［人］	［割合］	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞ n＝７ ［人］	［割合］
1	子どもの成長・発達	21	61.8%	16	84.2%	3	37.5%	2	28.6%
2	子どもの交友関係	9	26.5%	5	26.3%	2	25.0%	2	28.6%
3	子どもが利用している時の様子	9	26.5%	6	31.6%	3	37.5%	0	0.0%
4	子どもの虐待	12	35.3%	8	42.1%	0	0.0%	4	57.1%
5	世帯の家庭環境	24	70.6%	16	84.2%	3	37.5%	5	71.4%
6	世帯の生活困窮	11	32.4%	4	21.1%	0	0.0%	7	100.0%
7	世帯のＤＶ	4	11.8%	2	10.5%	1	12.5%	1	14.3%
8	地域での孤立	4	11.8%	1	5.3%	0	0.0%	3	42.9%
9	子ども・子育ての制度	5	14.7%	1	5.3%	1	12.5%	3	42.9%
10	その他	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
	（13. その他の内容）	不登校・学校生活全般						不登校・学校生活全般	

★設問４について

- 直接相談はなくても、子どもや保護者の様子から感じる課題として、「世帯の家庭環境」の割合が高い。保護者自身が発信しない（発信したくない、できない等理由は様々であるが）場合にも、職員が敏感に子どもの奥にある課題をとらえていることがわかる。家庭環境の問題は支援につながりにくい可能性がある。
  特に学童保育において、設問１の保護者からの相談の割合では「世帯の家庭環境」は０％だったが、子どもや保護者の様子から見えてくる課題としては複数の回答があった。
- 連絡会の回答では「世帯の生活困窮」の割合が最も多く、保護者から直接の相談はなくても、何らかのＳＯＳのサインがでている。家庭環境に関する課題の中でも生活困窮は特に支援者が踏み込みづらく、保護者が直接相談しにくい状況であることが考えられる。
- 全体的に、前回アンケートと比較すると、「世帯の生活困窮」は１２．０％から３２．４％へ増加している。

設問５：気になっているものはありますか。

	［選択肢］	＜回答者全体＞ n＝３４ ［人］	［割合］	＜保育所等＞ n＝１９ ［人］	［割合］	＜学童保育＞ n＝８ ［人］	［割合］	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞ n＝７ ［人］	［割合］
1	子どもの成長・発達	17	50.0%	14	73.7%	2	25.0%	1	14.3%
2	子どもの交友関係	5	14.7%	3	15.8%	1	12.5%	1	14.3%
3	子どもが利用している時の様子	5	14.7%	3	15.8%	2	25.0%	0	0.0%
4	子どもの虐待	9	26.5%	5	26.3%	0	0.0%	4	57.1%
5	世帯の家庭環境	23	67.6%	15	78.9%	4	50.0%	4	57.1%
6	世帯の生活困窮	8	23.5%	2	10.5%	0	0.0%	6	85.7%
7	世帯のＤＶ	4	11.8%	2	10.5%	1	12.5%	1	14.3%
8	地域での孤立	4	11.8%	1	5.3%	0	0.0%	3	42.9%
9	子ども・子育ての制度	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%
10	その他	2	5.9%	1	5.3%	0	0.0%	1	14.3%
	（13. その他の内容）	入所の可否やタイミングについて、保護者の子どもとの関わり方・不登校・学校生活全般		入所の可否やタイミングについて、保護者の子どもとの関わり方				不登校・学校生活全般	

★設問５について

- 前回アンケートでは「子どもの成長・発達」が最も多く、次いで「世帯の家庭環境」が多かった。今回のアンケートでは逆転した結果となった。
- 全体として「世帯の家庭環境」の割合が高い。設問１より、実際に保護者から受けている相談内容では、子どもに関することが多いが、世帯の課題についても高い関心を寄せていることがわかる。
- 連絡会では「生活困窮」の回答が最も多い。連絡会の中には子育て世帯対象のフードパントリーなど生活困窮支援を実施する団体も複数あるため、このような結果になったことが考えられる。また、「地域での孤立」への回答も４２．９％あり、子育て世帯を支援する地域の体制について重要視していることがわかる。

設問６：増えているものはありますか。

	［選択肢］	＜回答者全体＞ n＝３４ ［人］	［割合］	＜保育所等＞ n＝１９ ［人］	［割合］	＜学童保育＞ n＝８ ［人］	［割合］	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞ n＝７ ［人］	［割合］
1	子どもの成長・発達	15	44.1%	13	68.4%	1	12.5%	1	14.3%
2	子どもの交友関係	8	23.5%	4	21.1%	3	37.5%	1	14.3%
3	子どもが利用している時の様子	3	8.8%	1	5.3%	2	25.0%	0	0.0%
4	子どもの虐待	5	14.7%	4	21.1%	0	0.0%	1	14.3%
5	世帯の家庭環境	12	35.3%	10	52.6%	0	0.0%	2	28.6%
6	世帯の生活困窮	7	20.6%	2	10.5%	0	0.0%	5	71.4%
7	世帯のＤＶ	3	8.8%	1	5.3%	1	12.5%	1	14.3%
8	地域での孤立	3	8.8%	2	10.5%	0	0.0%	1	14.3%
9	子ども・子育ての制度	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10	その他	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
	（13. その他の内容）	不登校・学校生活全般						不登校・学校生活全般	

★設問６について

- 保育所等では「子どもの成長・発達」「世帯の家庭環境」の割合が高く、子どもの様子から家庭環境を気にかけていることがわかる。
  学童保育では「子どもの交友関係」「子どもが利用している時の様子」、連絡会では「世帯の生活困窮」の割合が高い。
- 前回アンケートと比較すると「世帯」としての課題が増加した。「世帯の家庭環境」の回答は２８．０％から３５．３％へ、「世帯の生活困窮」は４．０％から２０．６％へ、「世帯のＤＶ」は４．０％から８．８％へと増加している。相談は、見えるものについては、増加している。

Ⅱ．Ⅰで回答された内容につき、伺います。

設問７：Ⅰで回答された内容を解決するために、
あなたは関係者や関係機関に相談や連絡をしますか。(複数回答)

	[選択肢]	＜回答者全体＞ n＝３４ [人]	[割合]	＜保育所等＞ n＝１９ [人]	[割合]	＜学童保育＞ n＝８ [人]	[割合]	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞ n＝７ [人]	[割合]
1	県行政	7	20.6%	6	31.6%	0	0.0%	1	14.3%
2	市行政	27	79.4%	19	100.0%	3	37.5%	5	71.4%
3	教育委員会	5	14.7%	2	10.5%	0	0.0%	3	42.9%
4	学校	14	41.2%	5	26.3%	4	50.0%	5	71.4%
5	子育て支援センター	4	11.8%	1	5.3%	0	0.0%	3	42.9%
6	子育ての活動をしている団体	6	17.6%	1	5.3%	0	0.0%	5	71.4%
7	民生委員児童委員	4	11.8%	2	10.5%	0	0.0%	2	28.6%
8	主任児童委員	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%
9	子どもの家族	13	38.2%	9	47.4%	3	37.5%	1	14.3%
10	同じ職場の上司や同僚	20	58.8%	11	57.9%	8	100.0%	1	14.3%
11	同業者	5	14.7%	3	15.8%	0	0.0%	2	28.6%
12	社会福祉協議会	4	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	4	57.1%
13	その他	3	8.8%	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
14	相談先が分からない	1	2.9%	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%
15	相談しない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(13. その他の内容)	ボランティア団体,・児科医カウンセラー幼児教育の専門家・児童発達支援センターつつじが崎学園保育所等訪問支援		ボランティア団体,・児科医カウンセラー幼児教育の専門家・児童発達支援センターつつじが崎学園保育所等訪問支援					

★設問７について

- 全体として「市行政」への相談、連絡の割合が高い。
  子育てに関する相談や、地域で生活していくうえでの相談窓口として、行政以外の認知度を上げることで、さらに課題解決につながると考えられる。関係機関とこれまで以上に連携や協働し包括的な支援体制を作ることが重要である。
- 保育所等や学童保育では、前回アンケートと比較して「同じ職場の上司や同僚」の割合も高く、保育所等では前回17.6％から57.9％へと40％以上も増加しており、学童保育でも前回69.0％から100％へと増えている。職場間での情報共有や話し合いを重要視している傾向にある。
- 連絡会では、「市行政」「学校」とともに「子育ての活動をしている団体」も同列１位であった。そのほか、様々な関係機関と連携をとっていることがわかる。また、「同じ職場の上司や同僚」が少なかった。
  保育所等、学童保育は「主任児童委員」「民生児童委員」「社会福祉協議会」への相談の割合は低く、子どもの専門機関に相談・連絡をする割合が高い。「主任児童委員」「民生児童委員」「社会福祉協議会」は、子育て機関の相談窓口としての認知度が低い。

設問８－１：設問７の関係者や関係機関に相談や連絡をしたことで、Ｉで回答された内容は解決しましたか。

＜回答者全体＞

	［選択肢］	［人］ n＝３４	［割合］
1	多くは解決した	13	38.2%
2	解決した	5	14.7%
3	あまり解決していない	12	35.3%
4	ほとんど解決していない	3	8.8%
5	無回答	1	2.9%

［選択肢］	［人］ n＝３３	［割合］
解決（解決＋多くは解決）	18	54.5%
解決しない（あまり＋ほとんどしない）	15	45.5%

★設問８－１について

- 全体として、「解決」が５４.５％、「解決しない」が４５.５％であり、前回アンケートではそれぞれ５６.５％、４３.５％とほぼ同様である。
- 前回アンケートと比較すると、学童保育では解決：解決していないが前回３：７から５：５に改善している。保育所等では、解決したと感じる割合が減っているが、連絡会関係者等も含んでいるため単純比較できない。
- 保育所等では、ほかの支援機関に比べ、解決した割合が高い。設問７と合わせて考えると、主に市行政や職場内での連携により解決を図ったケースが多いと考えられる。
- 設問１からわかるように、相談内容の幅が広がっているため、解決するまでに時間がかかる場合もあると考えられる。

＜保育所・園・認定子ども園 小規模保育事業所・幼稚園＞

	［選択肢］	［人］ n＝１９	［割合］
1	多くは解決した	7	36.8%
2	解決した	4	21.1%
3	あまり解決していない	8	42.1%
4	ほとんど解決していない	0	0.0%
5	無回答	0	0.0%

▼無回答を除き再計算▼

［選択肢］	［人］ n＝１９	［割合］
解決（解決＋多くは解決）	11	57.9%
解決しない（あまり＋ほとんどしない）	8	42.1%

＜学童保育＞

［選択肢］	［人］ n＝８	［割合］
多くは解決した	3	37.5%
解決した	1	12.5%
あまり解決していない	2	25.0%
ほとんど解決していない	2	25.0%
無回答	0	0.0%

▼無回答を除き再計算▼

［選択肢］	［人］ n＝８	［割合］
解決（解決＋多くは解決）	4	50.0%
解決しない（あまり＋ほとんどしない）	4	50.0%

＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞

［選択肢］	［人］ n＝７	［割合］
多くは解決した	3	42.9%
解決した	0	0.0%
あまり解決していない	2	28.6%
ほとんど解決していない	1	14.3%
無回答	1	14.3%

▼無回答を除き再計算▼

［選択肢］	［人］ n＝６	［割合］
解決（解決＋多くは解決）	3	50.0%
解決しない（あまり＋ほとんどしない）	3	50.0%

設問８－２：設問８-１で回答した理由（解決したり、解決しなかった理由）についてお聞かせください。

［選択肢］	＜保育所・園・認定子ども園・小規模保育事業所・幼稚園＞	＜学童保育＞	＜ふえふき子ども子育て関係者連絡会＞
多くは解決した	・職員間での話し合いの場を作り、連携している。 ・保護者への丁寧な連絡・相談による信頼関係の構築。 ・保健師や子育て支援課から情報を得ている。 ・第三者の視点からのアドバイスをもらっている。	・小さなことでも保護者に伝えるようにしている。 ・トラブルの早期解決を図っている。 ・必要に応じ学童たよりでお知らせをおこなっている。 ・職員間で情報を共有する工夫を行っている。 ・保護者が納得するまで話をしている。	・適切な支援機関につなぎ、見守り・定期訪問等によって解決している。 （・登校などの問題は簡単に解決できるものではない）
解決した	・課題に直接かかわりを持つことで良い方向へ支援ができた。 ・長期的な取り組みが必要な問題もあり、問題によっては解決できないこともあった。	・課題に直接かかわりを持つことで良い方向へ支援ができた。 ・長期的な取り組みが必要な問題もあり、問題によっては解決できないこともあった。	（回答なし）
あまり解決していない	・関係機関とのやり取りは事実確認が多い。 ・当事者の支援拒否。 ・様子や見守りを続けているため、すぐに解決には至らない。 ・発達障がいに関することは解決が難しい。 ・支援者と家族間で認識の差や温度差があり、サポートが難しい。 ・相談しても相談機関から状況や結果報告があまり無い。	・本人と周りの温度差あるため、納得する解決に至らない。 ・解決せずとも、話を聞き共感があることで、安心する場合がある。 ・保護者との信頼関係があったとしても伝えにくいこともある。 ・成長発達に関しては家族の協力が重要のため、相談関係機関に連絡をとっても根本の解決には結びついていない。	・プライベートな内容になると深く立ち入れない
解決していない	（回答なし）	・関係機関と連携して見守っていくことになっている。 ・支援者間の連携が不十分。 ・問題を抱える子が退所することで問題がなくなるという形になってしまっている。	・個人情報の取り扱いもあり、当事者との話し合いが難しい。

★設問８－２について

- 解決に至った理由として、保護者との連携や職員間の情報共有、適切な支援機関につないだことなどが挙げられていた。
- 解決に至らなかった理由としては、保護者と支援者間の温度差や支援拒否、連携の不十分、個人情報の取り扱いなどが挙げられていた。
- 設問８-１と合わせて考えると、学童保育では前回アンケートより問題が解決した割合が高くなっている。職員間の連携強化により早期に対応できる体制作りを心がけていることがわかる。
  信頼関係があっても保護者に伝えづらい内容は専門職から伝えるなど多職種で連携をとることで解決につながる可能性がある。
- 解決までに時間がかかるケースもあるが、見守りを続けることが重要である。

設問９：あなたの立場で、Ｉで回答された内容を解決するために必要なことは何だと思いますか。（５肢以内選択）

	［選択肢］	＜回答者全体＞ n＝３４		＜保育所等＞ n＝１９		＜学童保育＞ n＝８		＜連絡会＞ n＝７	
		【人】	【割合】	【人】	【割合】	【人】	【割合】	【人】	【割合】
1	あなたが関係機関や関係者に相談や連絡をすること。	15	44.1%	10	52.6%	2	25.0%	3	42.9%
2	あなたが関係機関や関係者に相談や連絡をした際、結果の報告を受けること。	17	50.0%	13	68.4%	3	37.5%	1	14.3%
3	あなたが夜間休日等でも相談や連絡ができる窓口があること。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4	あなたにとって、子どもや家族の課題について、専門的な相談や連絡ができる窓口があること。	11	32.4%	8	42.1%	2	25.0%	1	14.3%
5	あなたがなんでも相談・連絡できる窓口があること。	5	14.7%	4	21.1%	1	12.5%	0	0.0%
6	あなたの身近に相談できる人がいること。	7	20.6%	4	21.1%	3	37.5%	0	0.0%
7	あなたが地域の区役員との連携や調整が上手くとれること。	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%
8	あなたに地域住民の協力があること。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9	あなたに市役所の協力があること。	10	29.4%	8	42.1%	2	25.0%	0	0.0%
10	あなたに社会福祉協議会の協力があること。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11	地域の人たちが、日頃から子どもや保護者の日常生活を支援すること。（一時預かり、悩み相談、情報の提供など）	5	14.7%	1	5.3%	0	0.0%	4	57.1%
12	地域の人たちが、日頃から子どもや保護者の見守りをすること。（身なり、清潔、傷の有無、痩せ具合、家からの怒号や泣声など）	5	14.7%	2	10.5%	0	0.0%	3	42.9%
13	子どもや保護者が気軽に参加できる地域交流の場があること。（夏祭りや運動会などのイベント、フリースペースなど）	3	8.8%	0	0.0%	1	12.5%	2	28.6%
14	子どもや親の情報（気になる点や生活課題など）について、関係者間での情報の共有があること。	25	73.5%	15	78.9%	6	75.0%	4	57.1%
15	生活上の課題のある子どもや家族の個人情報が開示されること。	2	5.9%	1	5.3%	1	12.5%	0	0.0%
16	児童福祉関係者間での連携や調整が上手くとれること。	11	32.4%	9	47.4%	2	25.0%	0	0.0%
17	子どもや家族が相談しやすい場所があること。	16	47.1%	9	47.4%	3	37.5%	4	57.1%
18	特にない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
19	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

★設問９について

- 全体では、前回アンケートでは２位であった選択肢１４「子どもや親の情報（気になる点や生活課題など）について、関係者間での情報の共有があること」が最も多かった。保育所等、学童保育、連絡会それぞれで見てみても同項目が１位であり、情報共有を重要視していることがわかる。
- 区や地区住民とのつながりについて、連絡会、保育所等、学童の順で必要性を感じている。連絡会については、５７.１％が「地域の人たちが、日ごろから子どもや保護者の日常生活を支援すること」、４２.９％が「地域の人たちが、日ごろから子どもや保護者の見守りをすること」、２８.６％が「子どもや保護者が気軽に参加できる地域交流の場があること」と回答している。地域での支援体制、見守りが必要との回答が多い。家庭環境まで踏み込んだ支援をするためには地域での日頃からの見守りが問題解決のために必要である。
  保育所等では地域交流の場、学童では日常生活の支援、見守りが０％である。普段活動している空間と時間の制限があることが関係していると思われる。
- 「あなたが関係機関や関係者に相談した際、結果の報告を受けること」は、連絡会のみ低い。「児童福祉関係者間での連携や調整がうまく取れること」は、連絡会のみ０％である。
- 所属によって、相談の内容も異なり、その立場により内容を解決するために必要なことが異なることがわかる。

Ⅲ. 子どもや子育て中の家族が安心して暮らせる地域づくりのためのご意見等がありましたらお書きください。

［キーワード］	
【相談支援】	・相談窓口や各関係機関の役割の周知が必要。／・相談機関につながっていない家庭への情報提供。 ・気軽に相談できるツール（スマホ等）の活用が必要。／・安心して気軽に相談できる機関、サポートが受けやすい環境づくり。 ・家庭の中にまで立ち入って支援することがむずかしい。／・支援が必要な方の支援拒否がある。 ・家庭内の支援をしてくれる機関の必要性。
【地域とのつながり】	・以前に比べ、子育て環境は改善してきている。／・適度な距離を保ち、密着しすぎないスタンスを保つ。 ・新しく地域に住み始める世帯が住みやすい雰囲気や環境作り。／・多くの人が子どもに関わり、多方面からの支え合う。 ・子ども食堂のような地域のコミュニティの場、子育てに関する交流の場の必要性。 ・身内がなくて孤立している家庭が増えてるため、見守りや居場所作りが必要。 ・近隣住民と子どもたちとの顔の見える関係作り。／・助け合うための情報開示が必要。
【関係機関連携】	・サポートが受けやすい体制・環境づくり。 ・行政や社協、学校関係者、民間機関などの関係機関の情報共有、連携強化の必要性。 ・核家族化が進む中で、災害や体調不良等の際に安心して利用できるサービスが必要。 （フォーマルサービスは敷居が高いものがある）
【災害】	・災害時に孤立しないために日頃の地域との繋がりが必要。 ・預かっている子どもたちを避難場所まで無事に連れていくことが課題。
【コロナ禍】	・コロナ禍でも屋外やオンラインで交流ができるシステムが欲しい。 ・コロナの長期化で中貧困層やひとり親家庭がより生活弱者になっている。 ・コロナによる生活スタイルの変化により我慢することが増え、子どもたちもストレスを感じている。 ・新しい生活様式での学童クラブ運営のモデルを示してほしい。
【その他】	・専門的知識のある人が施設に常駐し、迅速な対応を行う。

★Ⅲについて

- 安心して暮らせる地域づくりのためには、「相談支援」「地域とのつながり」「関連機関連携」「災害」「コロナ禍」「その他」のカテゴリーにわけられ、中でも相談しやすい環境づくり、地域と協働した見守り体制、関係機関の連携強化との意見が多かった。行政や専門機関、住民が協働し、包括的に支援できる体制づくりが重要である。
- 核家族化が進む中で、孤立する世帯が増えており、見守りや居場所づくりが必要との意見があった。地域での助け合いに加え、緊急時（災害や体調不良）に安心して利用できるサービスの充実を求める意見もあった。コロナの長期化による収入格差拡大や生活スタイルの変化による子どもたちのストレス増加といった意見も挙げられている。
- オンラインを活用した支援が必要との意見もあり、新しい生活様式にあった支援方法が求められているといえる。

◎まとめ

本アンケートは、前回にあたる第３次地域福祉活動計画アンケート（平成２８年実施）と同様の構成、設問内容で実施しているが、アンケートの対象者（以下、支援者）は、前回、保育所等、学童保育の職員に加え、今回は地域を拠点に活動しているボランティア団体、ＮＰＯ法人等が会員である連絡会も対象としている。

1．全体として、支援者が直接受けている相談は、子どもの成長・発達に関わることが多かった。一方で、保護者からの直接の相談はなくても、子どもや保護者の様子などから支援者がとらえている課題については、世帯の家庭環境に関わることが増えている。
2．保護者が抱える課題には、直接相談に結びついていないものが多くあると思われる。安心して子育てできるためには、相談しやすい機関や人が身近にある（いる）ことが重要であり、子育て関係機関と地域の双方で見守り、支援をしていくことが必要といえる。相談者がいつでも相談できる体制が必要である。
3．支援者の所属別に相談やとらえている課題から見ると、
（３－１）保育所等においては、保護者から子どもの成長等の子ども自身に関する相談が多い。少数ではあるが、生活困窮やDVなど家庭環境に関する相談も受けている。保育所等は、保育、幼児教育の場であり、専門職として子どもに関する課題の解決機能も持っている。問題解決のためには市行政との協力が必要と答えている。
（３－２）学童保育においては、子ども自身に関する相談が多い。学童保育は、学校や家庭との連携により家庭での養育の支援をすることも機能の一つであり、保護者からの直接の相談はなくても、子どもや保護者の様子などから見えてくる課題については、世帯の家庭環境に関することも挙げられている。
（３－３）連絡会においては、子ども子育てに関心があり、子どもの居場所づくりや生活困窮など様々な取り組みをしている市内の活動団体で構成されている。特に家庭環境への関心が高く、保育所等、学童保育に比べ、地域や区役員、住民とのつながりを重要視する傾向にあり、日頃からの地域での見守りや支援が重要だと考えている。
4．所属により差はあるが、問題解決のために、関係機関等に相談すること、相談した際の報告を受けること、連携や調整がうまく取れることが必要と答えており、支援者間のネットワークを重要視していることがわかる。地域の顔の見える関係づくりや見守り活動により、課題の解決だけではなく課題の早期発見や予防につながる。
5．安心して子育てができるためには、支援者それぞれの所属内の連携に加え、必要なときに必要な関係機関・人につながることができる子ども子育ての支援者間のネットワークづくりの構築が重要であるといえる。

第4次地域福祉活動計画『住民の声』聞き取りシート　社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

笛吹市社会福祉協議会(以下:社協)は、「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」を基本理念として、住民の皆様と一緒に『地域福祉活動計画』を策定して、住みやすい地域づくりに取り組んでいます。
令和４年度からの第４次地域福祉活動計画の策定に向けて、皆様からご意見をいただきたく存じます。
お忙しい中とは存じますが、以下のご質問にご回答くださいますようお願い申し上げます。

Ⅰ. ご回答者のご所属・お名前について

1. 下記選択肢のうち、該当する項目にチェックをお願いします。(該当するもの全て)

- ☐ 区役員
- ☐ 民生・児童委員
- ☐ シニアクラブ
- ☐ 地域福祉推進委員
- ☐ ボランティア
- ☐ NPO関係者
- ☐ 他福祉団体関係者
- ☐ 居宅介護支援事業所
- ☐ 訪問系サービス事業所
- ☐ 通所系サービス事業所
- ☐ 施設系サービス事業所
- ☐ 障害福祉サービス事業所
- ☐ 策定委員
- ☐ 社協理事・監事・評議員
- ☐ 長寿包括支援センター
- ☐ その他

2. 差し支えなければ、お名前をご記入ください。(※個人名を公開することはございません)

Ⅱ. これまでの地域福祉活動計画について

1. 社協の呼びかけで、住民主体の地域福祉活動計画が策定されていることをご存じですか？

☐ 知っている　☐ 知らない

2. (知っている方)これまで活動計画に係わってきたことがございましたら、どのような内容か教えてください。

Ⅲ. 身近な地域の課題について

1. あなたが所属する団体等の活動を通じて、地域の困りごとや課題だと感じることはありますか？

2. 上記の困りごとや課題の解決に向けて、どのように係わっていますか？

Ⅳ. これからの地域福祉活動計画について

1. どんな「まち」になれば住みやすいと思いますか？

2. 1について、そのためにこれからの地域福祉活動計画に期待することはありますか？

Ⅴ. その他、地域福祉活動計画に関するご意見をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。皆様からお寄せいただいたご意見は第4次地域福祉活動計画策定の目的に活用させていただきます。

☐ 記入日　☐ 職員記入(　　)　☐ 本人記入

第４次地域福祉活動計画『住民の声』聞き取りシート　回答内容

○概要
・聞き取り実人数件数：335件
・聞き取り対象者：区役員37名、民生・児童委員83名、シニアクラブ42名、地域福祉推進委員64名、ボランティア56名、NPO関係者25名、他福祉団体関係者8名、居宅介護支援事業所6名訪問系サービス事業所6名、通所系サービス事業所7名、施設系サービス事業所5名、障害者福祉サービス事業所8名、策定委員10名、社協理事・監事・評議員22名、長寿包括支援センター（南部除く）2名、その他76名の延べ457名

	実人数（人）	活動計画を知っている数		活動計画を知らない数		その他	
		知っている人数(人)	知っている割合	知らない人数(人)	知らない割合	無回答	無回答割合
聞き取りした住民	335	183	54.6%	149	44.5%	3	0.9%

			延べ人数	対象者別	活動計画を知っている数		活動計画を知らない数		その他	
			人数（人）	割合	知っている人数(人)	知っている割合	知らない人数(人)	知らない割合	無回答	無回答割合
	種別	所属別（以下内訳）	457	100.0%	315	68.9%	142	31.1%	3	0.7%
1	地域団体に所属している住民	区役員	37	8.1%	27	73.0%	10	27.0%	0	0.0%
2		民生・児童委員	83	18.2%	69	83.1%	14	16.9%	0	0.0%
3		シニアクラブ	42	9.2%	34	81.0%	8	19.0%	1	2.4%
4		地域福祉推進委員	64	14.0%	62	96.9%	2	3.1%	0	0.0%
5		ボランティア	56	12.3%	47	83.9%	9	16.1%	0	0.0%
6		NPO関係者	25	5.5%	9	36.0%	16	64.0%	0	0.0%
7		他福祉団体関係者	8	1.8%	6	75.0%	2	25.0%	0	0.0%
8	介護保険関係	居宅介護支援事業所	6	1.3%	4	66.7%	2	33.3%	0	0.0%
9		訪問系サービス事業所	6	1.3%	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%
10		通所系サービス事業所	7	1.5%	2	28.6%	5	71.4%	0	0.0%
11		施設系サービス事業所	5	1.1%	4	80.0%	1	20.0%	0	0.0%
12	障害支援	障害福祉サービス事業所	8	1.8%	1	12.5%	7	87.5%	0	0.0%
13		策定委員	10	2.2%	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
14	社協役員	社協理事・監事・評議員	22	4.8%	20	90.9%	2	9.1%	0	0.0%
15	包括	長寿包括支援センター	2	0.4%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
16	一般住民	その他	76	16.6%	17	22.4%	59	77.6%	2	2.6%

※80.0%以上を黄色で塗る　※70%～80%は薄黄色

市内335人（実人数）の住民に聞き取りをした。
全体的には、活動計画を知っているが54.6%、知らないが44.5%で知っているが半数を上回っていた。

所属が重複している対象者の延べ人数は457人であり、一人の住民が平均で1.36の団体等に重複して活動している。所属別にみると民生・児童員が多く次いで地域福祉推進委員であった。重複している所属も民生委員と地域福祉推進委員の兼務が多い。活動計画を知っている割合は（策定委員、社協理事・幹事・評議員を除く）住民のうち地域福祉推進委員が最も多く96.9%、次いで、ボランティア、民生・児童委員、シニアクラブが多い。

専門職となる包括支援センターと策定に関わっている策定委員は活動計画を100%が知っていた。
社協の経営者、執行部となる理事関係は勿論、日々連携している民生委員や活動計画の実践をしている推進委員も活動計画の存在を知っている住民が多かった。

反対に、介護保険事業所、特に障害福祉サービス事業所の職員には活動計画を知らない人が多かった。

ボランティアやシニアクラブはそれぞれの団体で自分達の強みを活かしながら積極的に実践しているため、約8割以上が知っていると回答している。

ボランティア団体は8割以上が活動計画を知っているが、市民活動団体（NPO）にはあまり知られていない（知らない64.0%）。

地域で団体に所属していたり、役職についている方は概ね活動計画を知っていたが、「その他」に属する一般住民は、77.6%以上が知らないと答えている。組織、団体、役職についていない住民の方が多いため一般住民に如何に活動計画を知っていただき参加していただくか課題になると思われる。

【Ⅲ-1】地域の困り事・課題	人づくり	つながり	ネットワーク	相談支援
《区役員》の御意見				
・一人暮らし高齢者の増加により高齢者が孤立している		○		
・ボランティア活動参加者の高齢化および減少による担い手不足	○			
・区、組から抜けたいと言う人が年々増加し、区役員のなりても少ない		○		
・独居高齢者に関わる諸問題（生ごみや木の伐採対応など）				○
・交流事業が減少しつながる機会が減った	○			
・60歳から下の方たちの参加率が低い	○			
・区役員も含め、リーダーになる人材の養成が充実していない	○			
・活動している人が特定され、人材が広がっていない				
・独居高齢者が増えており、通常の生活に加え災害時等の対応が心配という課題がある			○	○
《民生・児童委員》の御意見				
・一人暮らし高齢者が増加し見守りが必要な住民が増えている		○	○	
・一人暮らし高齢者のできなくなってきたことの課題の支援（清掃・ゴミ出し・植木や庭木の管理）や買い物などの移動手段			○	○
・地域の交流などが減少し状況を把握できない、民生委員活動も制限されている		○	○	
・何処の誰か知らない人が地域の中にたくさんいる		○		
・行事等への若い人たちの参加が少ない	○	○		
・引きこもりやヤングケアラーの実態が地域内で掌握ができていないこと				○
・情報量が少ない		○		○
・気兼ねなく声かけができない		○	○	
・活動している人が特定され、人材が広まっていかない	○			
・リーダーになる人材の養成が充実していない	○			
《シニアクラブ》の御意見				
・免許の返納などにより交通手段に困っている住民が多い				○
・何をするにも人が集まらず、来る人はみな同じ顔ぶれで、声をかけてもなかなか出てきてくれない	○	○		
・若い方が加入しない	○	○		
・自分から何かするのは勘弁してほしいという人がおり、特に代表(会長など)をやる人がいない	○			
・若い年齢層の方の参加が少ない	○			
・アパート住民の状況がなかなかつかめない		○		
・ゴミ出しや買い物、通院困難、生活困窮者の草取りや伐採など困っていることを誰に相談したらよいかわからない高齢者も多い				○
《地域福祉推進委員》の御意見				
・ボランティア団体が高齢化してきて、高齢者に対して十分なケアが出来なくなりつつある	○			
・地域の行事（祭りや運動会等）がなくなり、交流の場が減り、お互いの情報不足がある		○		
・活動が減少したことで身体的・精神的フレイルに陥っている人が多い	○			
・リーダーの育成が進んでいない	○			
・活動している人が特定され、人材が広まっていかない	○	○		
・行事の参加者が広がらない		○		
・高齢者世帯の増加により、区の事業・行事等への参加者が減少している		○	○	
・行事が少なく、コミュニケーションの機会が減った為、区民の様子が分からなくなった		○	○	
・隣近所の情報が伝わっていない	○	○		

【Ⅲ-1】地域の困り事・課題	人づくり	つながり	ネットワーク	相談支援
・何をするにも人が集まらず、来る人はみな同じ顔ぶれ	○	○		
・高齢者の移動手段、ゴミ出し等の支援が必要			○	○
・近隣住民の交流機会の減少		○		
・次の世代を担う“人”がいない	○		○	
・世代間の交流自体がない	○		○	
・ひとり暮らし高齢者等のゴミ出しや買い物、通院困難（家族がいても協力的ではない）、生活困窮者の草取りや伐採	○			○
交通手段の問題（免許証返納、車両廃車など、車が無いと出掛けられない地域性を課題とする外出支援が必要）	○		○	○
《ボランティア》の御意見				
・組に加入しない家の増加	○	○		
・ひとり暮らし高齢者の増加に伴いゴミ出しや買い物困難など課題が多い				○
・交通手段の問題（免許証返納、車両廃車など、車が無いと出掛けられない地域性を課題とする外出支援が必要）	○		○	○
・コロナの影響で、ボランティアや生活支援員の活動が思うように行えていない		○		
・地域でボランティアをしてくださる方が少なく、段々その方々が高齢化してきている	○	○		
・日常の挨拶も行き合う機会が少なく、地域の行事への参加も少ない	○	○		
・地域での仲間づくりをするための声かけの機会が少ない	○	○		
・困ったことを発することができない人がいる	○	○		
・気兼ねなく声かけができない	○	○		
・世代間(子ども・親・高齢者)の交流がないこと	○	○		
・リーダーになる人材の養成が充実しておらず、役員を避けたがる	○			
・多世代の交流が薄れている		○		
・何をするのにも参加者が少なく、くる人がみんな同じ顔ぶれで、声かけても中々出てきてくれない	○	○		
・区の全体のことが分からないため、困っている人がいるのかどうかが分からない		○		
・活動している人が特定され、人材が広まっていかない	○			
・困っていても繋がれない人がいる				○
・相談することをプライドから恥ずかしく思い、相談に繋がらない				○
・アパート住民の状況がなかなかつかめない		○		
・ボランティア活動参加者が高齢化および減少している	○			
《他福祉団体関係者》の御意見				
・コロナ禍で身体的・精神的フレイルに陥っている				○
・困り事があっても誰に相談すれば良いかわからない			○	○
・高齢者が多い地域で交流が少ないことでつながりがなくなっている		○		
《居宅介護支援事業所》の御意見				
・近所と関りがない人が多い		○		
・独居、身寄りがいない生活保護受給者が増えている				○
・活動の場へ行くことが困難（歩いて行けない等）な利用者が多い			○	○
・独居の高齢者のゴミ捨て、ペットの飼育、買い物など日常生活での困りごとを感じている住民が多い				○
・独居や高齢者世帯が多くなり、近所との関係が希薄になっているため、24時間を支えるのが大変で、施設へ移住となる		○		
・高齢者の日常生活で制度では補えない買い物支援、ゴミ出しなどの支援体制			○	○

【Ⅲ-1】地域の困り事・課題	人づくり	つながり	ネットワーク	相談支援
《訪問系サービス事業所》の御意見				
・役所の手続きがスムーズにできない高齢者が多い				○
・寝たきり高齢者同士の夫婦などは災害時等何かあった時に避難所まで行けない（避難場所まで遠いというケースが多い）				○
・コロナウイルス感染拡大に伴い、地域に出ることができず、自宅で過ごすことが増えており認知機能や身体機能の低下が見られている				○
・外へ出る機会が少なく、見聞きできない状況で情報が入りにくい高齢者が多い		○		
・独居の方や介護サービス未利用者の安否確認、見回りなどの把握ができていない		○		○
・地域の方が困りごとがあっても誰に伝えたらよいかわからない		○		○
・コロナ禍のため、高齢者のコミュニティの場が減少し、家族以外の人と会話する機会も減少したと感じている利用者が多い				○
《通所サービス事業所》の御意見				
・介護保険以外、インフォーマルなサービスを知らないことがあるので、地域の参加が促すことができていない			○	○
・施設や学校でも地域の方や保育所の児童等との交流、ボランティアの受け入れ等コロナの影響で交流の機会が減っている		○	○	
《施設系サービス事業所》の御意見				
・毎日の暮らしの中で、足となる交通機関が不便で困っている人が多い				○
《障害福祉サービス事業所》の御意見				
・地区住民との関わり合いが減っている（コロナの影響もあり、コミュニケーションを取る場がほとんどなくなっている）		○		
・障がい児者に対して理解できていない住民が多く理解への啓発をどうのようにしたらよいか分からない		○		○
・コロナ禍でもマスクが出来ない子ども達がいるため、事業所で外出が出来ない	○			○
・障がい特性が理解されない為活動に制限がある	○			○
・地域交流のきっかけがなく地域の情報が入ってこない		○		
・経済的困窮者の生活維持				○
・地域企業が障害について差別感があるように感じるため、マイノリティー理解が課題				○
《策定委員》の御意見				
・高齢化に伴い交通手段が欠如した交通問題				○
・共感者、共鳴者が増えない	○			
・コロナで話し合える場が少ない	○	○		
・諸団体の活動もなく、困りごとの情報収集がしにくい				○
・ひとり親世帯が増えていて、生活困窮や養育能力が足りていないことで、子どもに影響が出ている				○
・住民どうしの交流する機会が少なく、知らない人がいる		○		○
・地域の役職（自治会・行政区の役員など）の担い手が減少（または、なり手が不足）している	○			
・高齢化が進み行動制限が多くなった				○
《社協理事・監事・評議員》の御意見				
・高齢者家庭が増えているが、地域で組織的な見守り、支援が不足しているように思われる			○	○
・活動している人が特定され、人材が広まっていかない	○	○		
・リーダーになる人材の養成が充実していない	○	○		
・コロナ禍で区の行事も中止になることが多く、防災の意識も薄れてきている	○	○		
・車の運転ができなくなることでの移動手段が減少する（病院に行くにもタクシー代が高くついてしまう）				○
・何をするのにも人が集まらず、くる人がみんな同じ顔ぶれで、声かけても中々出てきてくれない	○	○		
・ひとり暮らし高齢者等のゴミ出しや買い物、通院困難（家族がいても協力的ではない）			○	○

【Ⅲ-1】地域の困り事・課題	人づくり	つながり	ネットワーク	相談支援
・核家族化などによる孤立化や横のつながりの希薄化		○		
・アパートの情報が得にくく、把握できない		○		
・子どもの虐待や貧困の問題は、なかなか把握ができない		○		○
・ひとり親世帯が増えていて、生活困窮や養育能力が足りていないなど、子どもに影響が出ている				○
・担い手不足（地区役員や後継者不足）	○		○	
・重度障がい者が成長すると、身体が大きくなることで、親は大きな負担となり、家庭内では対応しきれなくなる	○			○
《包括支援センター》の御意見				
・自分から発信できない人、制度に該当しない人などがいることを、地域課題として検討し、権利を護りきれていない				○
・身寄りのない人の医療介護等に係る意思確認や身元引受について、なかなかうまく行かないことがある				○
・生活保護にならないぎりぎりの経済状態の人は、支援方策に苦慮することがある				○
・周囲は困っているが、本人・家族は現状あまり困っていない世帯では、課題が大きくなってからでないと支援の手が入りにくい				○
・受診や買い物、その他の外出に高齢者が運転を続けざるを得ないケースが多い				○
《その他》の御意見				
・受診や買い物、その他の外出に高齢者が運転を続けざるを得ないケースが多い		○		
・近所の人とのお付き合いがあまりない（時々ある地区の清掃の時くらいしか交流がない）		○		
・外国人が住んでいるがお互いを怖いと思ってしまい交流が出来ない（子どもが同じ保育園でも親同士の交流がない）		○		
・身寄りがなく、家族と疎遠状態の方が多くなってきた		○		
・一人暮らしで重症化してから病院に受診、運ばれるケースが増えてきた				○
・様々な活動に対して共感者、共鳴者が増えない		○		
・ゴミ出しなど日常生活などに困る人が増えている			○	○
・高齢などを理由に組長、役をやる人がいない	○			
・外国人が住んでいるがお互いを怖いと思ってしまい交流が出来ない（子どもが同じ保育園でも親同士の交流がない）				○
・草の庭が伸びても周りに草刈りをお願いできない			○	○
・施設や学校で、地域の方や保育所の児童等との交流、ボランティアの受け入れ等の交流の機会が、コロナの影響で減っている		○	○	
・地域の困りごとを相談する場所、互いに情報を共有する場所、機会、機関がない		○		
・コミュニティの衰退により、地域内での人間関係が希薄になることで、挨拶はするが、名前も知らない状態である		○		
・障がい(精神)を隠す傾向があるため、もっと多くの人に障がいのことを知ってもらう必要がある		○		
・近隣住民の交流機会の減少によるつながりの希薄		○		
・高齢者の移動手段（ゴミ出し等の支援、移動手段がなく車の免許証の返納ができない）			○	○
・隣近所の情報が伝わっていない		○		

第4次地域福祉活動計画策定委員　名簿

	氏　名	所　　属
1	武 川 則 幸	笛吹市教育厚生常任委員会委員長
2	西 海 好 治	笛吹市保健福祉部部長
3	小 林 文 人	笛吹市連合区長会会長
4	霜 村 守 久	笛吹市民生委員児童委員協議会副会長
5	雨 宮 美 枝 子	笛吹市ボランティア連絡会会長
6	田 中 勇	笛吹市シニアクラブ連合会会長
7	星 合 深 妃	ＫＯＲＥＮふえふき代表
8	羽 田 哲 也	笛吹市障害者団体連絡協議会会長
9	宮 澤 黎 夫	地域福祉推進委員会代表
10	志 村 直 毅	一般市民
11	坂 本 肇	一般市民
12	日 高 せ い 子	一般市民
13	新 田 治 江	一般市民
14	橘 田 尚	笛吹市社会福祉協議会常務理事
アドバイザー	渡 辺 裕 一	武蔵野大学社会福祉学科　教授

※所属は令和４年３月時点のものになります。

アドバイザー　渡辺裕一（わたなべ ゆういち）氏

○現職：武蔵野大学　人間科学部社会福祉学科　教授

○略歴：駒澤大学大学院人文科学研究科社会学専攻博士後期課程修了。博士（社会学）。東北女子短期大学生活科講師、健康科学大学健康科学部福祉心理学科准教授、武蔵野大学人間科学部社会福祉学科准教授を経て、２０１７年４月より現職。

○専門分野：ソーシャルワーク・地域住民のエンパワメント・高齢者福祉

笛吹市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）
第１条　社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会(以下 本会）は、笛吹市地域福祉活動計画(以下 活動計画)を策定するため、笛吹市地域福祉活動計画策定委員会（以下 策定策定委員会）を設置する。

（役割）
第２条　策定委員会は、活動計画の案を決定することを目的として次の事項を行う。
（１）活動計画の策定に関すること
（２）その他、活動計画のために必要な事項に関すること

（委員）
第３条　策定委員会は、策定委員１１名以上１５名以内をもって構成する。
２　策定委員は、次の各号に掲げる分野から本会会長が委嘱する。
（１）地域住民代表(地域福祉推進委員会を含む)
（２）関係機関及び関係団体の代表
①区長会
②民生委員･児童委員
③シニアクラブ連合会
④障害者団体
⑤ボランティア団体及びNPO団体等
（３）学識経験者
（４）行政機関等の代表（各機関からの推薦による）２名以上３名以内
①笛吹市議会議員
②笛吹市役所関係部局
（５）当会理事代表
３　前項のほか、本会会長が推薦する策定委員を定数の範囲内で委嘱することができる。
４　委嘱後に策定委員が定数を下回った場合は、選出母体ごとに策定委員を選出することができる。

（任期）
第４条　策定委員の任期は、委嘱の日から当該地域福祉計画策定終了時までとする。
（委員長及び副委員長）
第５条　策定委員会に委員長及び副委員長を置き、策定委員の互選により選任する。
２　委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）
第６条　会議は、委員長が召集し、議長を務める。

2　会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
3　会議は、必要に応じ策定委員の代理出席を認めることができる。

（事務局）
第7条　策定委員会の事務局は、本会内に置く。

（その他）
第8条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

用　語　の　解　説

（五十音順）

1. 委託事業

「事業委託」は、行政が担当すべき分野の事業を行政にはない優れた特性を持つ第三者に契約をもって委ねる協働の形態のこと。

行政が業務を委託する相手方として、社会福祉協議会、NPOなどは「非営利性」や「公共性」とともに「専門性」や「先駆性」などの優れた特性を有していると言える。笛吹市においては、社会福祉協議会が市の業務委託を受けて障害者総合支援法による事業、長寿介護課の介護予防事業、生活支援体制整備事業などの委託を受けている。

2. SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。（外務省HPより引用）

3. 協働

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。コラボレーションやパートナーシップとも言う。

地域づくりにおける協働では、住民、行政、社会福祉協議会、事業者、NPO、ボランティアなど様々な主体が様々な形の協働を展開して目標達成を目指す。

4. 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な障がい者、寝たきりの高齢者や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代弁者として、その権利やニーズの獲得を行うことを言う。成年後見制度や日常生活自立支援事業で規定する判断能力の低下した者の財産保護や日常的見守りなど、より保護的な意味も含むが、本人の自己決定を第一義とすること。

5. 公助・共助・自助

公助とは、政治行政による支援・救助の事で、公的なサービスを用いて個人や民間の力では解決できない生活問題などに施策をもって対処することを意味する。共助とは、自分だけで解決が困難なことについて、地域住民、ボランティア、企業やNPOなどがお互いに協力して、地域で共に助けあうこと。自助とは、自分や家族が自身で助けることを言う。

6. 子どもの貧困

わが国の実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれている。

日本における「子どもの貧困」とは「相対的貧困」のことを指し、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指す。子どもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指す。（日本財団のHPより引用）

7. シニアクラブ（老人クラブ）

おおむね60歳以上の方が、町会・自治会単位ほどの生活圏の中で自主的に組織した団体。社会奉仕活動、健康づくりを進める活動、自らの生きがいを高める活動等をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行い、高齢期の生活を健康で豊かなものにすることを目的としている。

8. 住民主体

住民が主役となって、主体的に活動することを言う。社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、皆で考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティーづくりと地域福祉の推進をめざしている組織である。

9. 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

10. 生活支援体制整備事業

市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるもの。

11. 専門職資格

日本の福祉専門職資格としては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、社会福祉主事（任用資格）等があり、社会生活上、困難な問題を抱える人々を対象に、社会福祉の専門的知識・技術をもって援助に当たる専門職のことを言う。前述の資格は国家資格であるが、介護支援専門員は、都道府県の任意試験によるものとする。専門職には倫理綱領が定められており、秘密保持等が義務付けられている。

12. 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指していること。（厚労省の地域共生社会ポータルサイトより引用）

13. 地域福祉

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことで、“誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活が送れるような地域社会”を作ることである。

14. 地域福祉推進委員会

社会福祉協議会が設置する組織で、地域の福祉に関する協議と実践する場。社会福祉協議会の理事・評議員候補の選出を行う機能もある。委員は、区長、民生委員、老人クラブ役員、ボランティア、保育園園長、地域住民代表、その他の住民により構成されている。

15. 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことを言う。保健・医療・福祉の各種サービス提供機関をはじめ、自治会、民生委員、地域住民やボランティアの参加も得て、地域全体で継続的、効率的に支えていく体制や仕組み、結びつきを表している。高齢者を対象者として国が推進しているが、最近は、子どもから高齢者まで、全ての住民を地域包括ケアシステムの対象者であるとする考え方に発展している。

16. ノーマライゼーション

障がいのある者が、障がいのない者と変わらない普通の生活を送れるような社会へ改善することであり、地域社会が、同じ市民として障がい者を受け入れ、人権を擁護し、十分に成熟した社会を作ろうとする思想であり、運動である。

17. プラットフォーム

共通の目的（課題解決）を達成するためにつくられる多者協働の場。

18. 補助金事業

行政から、財政援助、産業育成、特定事業の促進などの行政上の目的に即して，無償で交付される現金給付のことを言う。補助金は公益上の必要がある場合に交付されるものであり、受ける者は、一定の公法上の義務を負担し、一定の監督に服さねばならない。笛吹市社会福祉協議会では、「地域づくり事業」、「団体支援事業」を市の補助金交付によって行っている。

19. 福祉教育

「思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉のこころを育む」ための様々な取り組みのこと。

この取り組みは、普段のくらしや学習のなかで「ふくし」を学ぶことであり、学校以外にも地域における福祉教育や子ども達だけではなく大人を対象としたプログラムもある。

20. 連携

互いに連絡をとりあって、一つの目的のために、それぞれの役割をつなぎ協力しあうことである。質の高いサービスを提供するために、異なった専門的背景をもつ専門職が、共有した目標に向けて共に働くことを多職種連携と言う。

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

本　　所

〒406-0822　笛吹市八代町南 917（笛吹市役所八代支所庁舎内）
TEL.055-265-5182　FAX.055-265-5183

八代地域事務所	TEL.055-265-2240　FAX.055-265-5183
後見センター	TEL.055-265-5182　FAX.055-265-5183
笛吹市南部長寿包括支援センター	TEL.055-225-3368　FAX.055-265-3670
居宅介護支援事業所	TEL.055-265-5200　FAX.055-265-4488
訪問介護事業所	TEL.055-265-5233　FAX.055-265-4488

地域事務所

石和地域事務所	〒406-0027	笛吹市石和町下平井578（笛吹市いさわふれあいセンター なごみの湯 内） TEL.055-262-1267　FAX.055-262-1207
御坂地域事務所	〒406-0804	笛吹市御坂町夏目原 744（笛吹市役所御坂支所庁舎内） TEL.055-287-7355　FAX.055-287-7356
一宮地域事務所	〒405-0073	笛吹市一宮町末木 807-6（笛吹市役所一宮支所庁舎内） TEL.0553-47-2288　FAX.0553-20-5210
八代地域事務所	〒406-0822	笛吹市八代町南 917（笛吹市役所八代支所庁舎内） TEL.055-265-2240　FAX.055-265-5183
境川地域事務所	〒406-0853	笛吹市境川町藤垈 2588（境川坊ヶ峯ふれあいセンター内） TEL.055-266-5911　FAX.055-266-5913
春日居地域事務所	〒406-0013	笛吹市春日居町寺本 142-1（春日居福祉会館内） TEL.0553-26-3667　FAX.0553-26-6435
芦川地域事務所	〒409-3704	笛吹市芦川町鶯宿 466-1（芦川ふれあいプラザ内） TEL.055-298-2170　FAX.055-298-2172

障害者地域活動支援センターふえふき

障害者地域活動支援センター	〒406-0031	笛吹市石和町市部 448（笛吹市ふれあいの家内） TEL.055-263-1777　FAX.055-263-1769
春日居ふれあい工房	〒406-0013	笛吹市春日居町寺本 142-1（春日居福祉会館内） TEL.0553-26-3667　FAX.0553-26-6435
八代育美会	〒406-0822	笛吹市八代町南 326-1 TEL.055-265-1866

通所介護事業所

石和通所介護事業所	〒406-0027	笛吹市石和町下平井 578 TEL.055-230-5552　FAX.055-230-5554
一宮通所介護事業所	〒405-0076	笛吹市一宮町竹原田 40（スマイルいちのみや内） TEL.0553-39-8502　FAX.0553-39-8501
八代・境川通所介護事業所	〒406-0822	笛吹市八代町南 326-1（八代福祉センター内） TEL.055-265-2857　FAX.055-265-1416
春日居通所介護事業所	〒406-0005	笛吹市春日居町加茂 77-1（春日居福祉保健センター内） TEL.0553-20-2171　FAX.0553-20-2172

スマイルいちのみや

〒405-0076　笛吹市一宮町竹原田 40

一宮通所介護事業所	TEL.0553-39-8502　FAX.0553-39-8501
一宮障害者就労継続支援 B 型事業所	TEL.0553-39-8503　FAX.0553-39-8501
一宮生活介護事業所	TEL.0553-39-8503　FAX.0553-39-8501

この冊子は、赤い羽根共同募金配分金が活用されています。

笛吹市
第４次地域福祉活動計画

令和４年度～令和８年度

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

令和４年３月発行

笛吹市社会福祉協議会

住　所　〒406-0822　山梨県笛吹市八代町南 917
電　話　055-265-5182
ＦＡＸ　055-265-5183
ＵＲＬ　https://www.fuefuki-shakyo.or.jp/

※表紙は「共生社会」をテーマに障害者地域活動支援センターふえふき絵画教室のみなさんに描いていただきました。